令 0 2 原機(も) 1 9 8 令 和 2 年 8 月 3 1 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、令和2年5月11日付け令02原機(も)048をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更認可申請を、別紙のとおり一部補正します。

### 1. 補正内容

- (1)「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する 規則の解釈(原規規発第1912257号-2 原子力規制委員会決定)」(以下「品質管 理基準規則の解釈」という。)の内容反映に関する追記(第3条)
  - 1) 4.1 一般要求事項(4) i)「健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する」の説明を追記
  - 2) 4.1 一般要求事項(3) に品質マネジメント文書の定義を追記
  - 3) 4.2.3 文書管理(1) の品質マネジメントシステムで必要とされる文書への不適切な使用又は変更の防止の観点を追記
  - 4) 5.3 品質方針(1) の安全文化を育成し維持することに関するものの説明を 追記
  - 5) 5.4.1 品質目標(1) の品質目標を達成するための計画に含まれるものを追記
  - 6) 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (1) g)「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」及び 1)「保安活動の改善のために実施した処置」の説明を追記
  - 7) 7.1 業務の計画(4) の業務の計画の策定及び変更の説明を追記
  - 8) 7.2.3 外部とのコミュニケーションにて組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため効果的な方法の説明を追記
  - 9) 7.3.1 設計・開発の計画(1) の設計・開発の計画の説明を追記
  - 10)7.4.1 調達プロセス(2)の調達物品等に対する管理の方式と程度の説明 を追記
  - 1 1) 7.5.1 個別業務の管理にて原子炉施設の保安のために必要な情報の説明 を追記
  - 12)8.2.2 内部監査(1)a)の品質マネジメント計画の名称を「新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書」から「本品質マネジメント計画」に変更
  - 13)8.3 不適合管理にて不適合の処理に関する管理の説明を追記
  - 14)8.5.2 是正処置等(2)の不適合等の分析の説明を追記
  - 15)8.5.2 是正処置等(4)の原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合の説明を追記
- (2) 管理区域を恒久的に解除とする場合の措置の明確化(第81条)
  - 1) 管理区域を解除する場合は、安全管理課長が法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する旨を追加
- (3) 異常発生における退避対象者の明確化(第111条)
  - 1) 異常発生時の退避者において、見学者、外部研究者を明確化

#### 2. 補正理由

新たな検査制度(原子力規制検査)の実施に向けた法令改正に伴う保安規定変更認可について、一部の記載について内容の充実化を図るため。

## 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

改 正 前	改 正 後	備考
OX II. III	QV II. (Q	変更認可申請を下線で示し、補正箇所(備考含む)を二重下線で示す。
高速増殖原型炉もんじゅ	高速増殖原型炉もんじゅ	
原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	
<u>令和2年6月12日</u>	<u>令和2年 月 日</u>	日付の修正
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ	

改正前	改 正 後	備考
第1章 総則	第1章総則	
第1条目的	第1条目的	
第2条基本方針	第2条基本方針	
第2条の2関係法令及び保安規定の遵守	第2条の2関係法令及び保安規定の遵守	
第2条の3安全文化の醸成	<u>[削る]</u>	条文の削除
第 2 章 <u>品質保証</u>	第2章 品質マネジメントシステム	
第3条品質保証	第3条 <u>品質マネジメントシステム</u>	記載の適正化
第3章保安管理体制	第3章保安管理体制	
第1節 組織及び職務	第1節 組織及び職務	
第4条保安に関する組織	第4条 保安に関する組織	
第5条職務	第5条職務	
第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議	第2節中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議	
第6条 (削除)	第6条 (削除)	
第7条 中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等	第7条 中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等	
第7条の2敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等	第7条の2敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等	
第8条もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等	第8条もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等	
第3節 主任技術者	第3節主任技術者	
第9条原子炉主任技術者の選任	第9条原子炉主任技術者の選任	
第10条原子炉主任技術者の職務	第10条原子炉主任技術者の職務	
第11条 (削除)	第11 条 (削除)	
第12条(削除)	第12条(削除)	
54章 廃止措置管理	第 4 章 廃止措置管理	
54 早 廃止有直1年 第1 節 通則		
	第1節通則	
第13条構成及び定義	第13条構成及び定義	
第14条原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	第14条原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	
第15条原子炉施設の運転員の確保	第15条原子炉施設の運転員の確保	A -to a State
[条を加える]	第 15 条の 2 施設運用管理業務	条文の追加
第16条 巡視点検	第16条 巡視点検	
第17条 手順の作成	第17条 手順の作成	
第18条引継	第18条引継	
第19条(削除)	第19条(削除)	
第20条 (削除)	第20条(削除)	
第21条(削除)	第21条(削除)	
第22条 (削除)	第22条(削除)	
第23条 (削除)	第23条(削除)	
第24条 地震・火災等発生時の対応	第24条 地震・火災等発生時の対応	
第24条の2電源機能喪失時等の体制の整備	第24条の2電源機能喪失時等の体制の整備	
第2節 施設運用上の基準	第2節 施設運用上の基準	
第25条 ナトリウム純度管理	第25条 ナトリウム純度管理	
第26条 炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度	第26条 炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度	
第27条警報装置	第27条警報装置	
第28条 (削除)	第 28 条 (削除)	
第29条 (削除)	第 29 条 (削除)	
第30条 (削除)	第30条 (削除)	
第31条 (削除)	第31条(削除)	
第32条 (削除)	第 32 条 (削除)	
第33条 計測及び制御設備	第33条計測及び制御設備	
第34条ナトリウムの漏えい監視	第34条ナトリウムの漏えい監視	
第35条 (削除)	第35条 (削除)	
第36条 (削除)	第36条 (削除)	

改 正 前	改 正 後	備考
第 37 条 (削除)	第 37 条 (削除)	
第38条原子炉容器のナトリウム液位及び温度	第38条原子炉容器のナトリウム液位及び温度	
第39条 (削除)	第 39 条 (削除)	
第 40 条 (削除)	第40条 (削除)	
第 41 条 (削除)	第41条 (削除)	
第 42 条 (削除)	第42条 (削除)	
第43条外部電源	第43条外部電源	
第44条(削除)	第44条(削除)	
第45条 非常用交流電源	第45条 非常用交流電源	
第46条ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	第46条ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	
第47条 (削除)	第47条(削除)	
第 48 条 非常用直流電源	第 48 条 非常用直流電源	
第49条 (削除)	第49条(削除)	
第50条 所內非常用母線	第50条 所內非常用母線	
第51条(削除)	第51条(削除)	
第51 朱 (削除) 第52 条 (削除)	第52条 (削除)	
第 52 余 (削除) 第 53 条 (削除)	第52 宋 (則除)	
第54条(削除)	第54条(削除)	
第55条(削除)	第55条(削除)	
第56条1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度	第56条1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度	
第57条 (削除)	第57条 (削除)	
第58条 (削除)	第 58 条 (削除)	
第59条 (削除)	第59条(削除)	
第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温	第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温	
第61条施設運用上の基準の確認	第61条施設運用上の基準の確認	
第62条 施設運用上の基準を満足しない場合	第62条施設運用上の基準を満足しない場合	
第63条 施設運用上の基準を満足しない場合の措置	第63条 施設運用上の基準を満足しない場合の措置	
第64条 施設運用上の基準に関する記録	第64条 施設運用上の基準に関する記録	
第3節 異常時の措置	第3節 異常時の措置	
第65条 異常時の基本的な対応	第65条 異常時の基本的な対応	
第66条 異常時の措置	第66条 異常時の措置	
第67条 異常収束後の措置	第67条 異常収束後の措置	
第4節 廃止措置管理	第4節 廃止措置管理	
第67条の2工事の計画及び実施	第67条の2工事の計画及び実施	
第67条の3工事完了の報告	第67条の3工事完了の報告	
第67条の4廃止措置計画の実施工程管理	第67条の4廃止措置計画の実施工程管理	
第67条の52次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの移送	第67条の5 (削除)	条文の削除
第5章燃料管理	第5章燃料管理	
第67条の6定義	第67条の6定義	
第68条新燃料の運搬	第68条 新燃料の運搬	
第69条 (削除)	第69条 (削除)	
第70条 新燃料の貯蔵	第70条 新燃料の貯蔵	
第71条 炉心構成要素等取替作業	第71条 炉心構成要素等取替作業	
第71条の2燃料処理・貯蔵作業	第71条の2燃料処理・貯蔵作業	
第72条照射済燃料等の貯蔵	第72条 照射済燃料等の貯蔵	
第73条破損のおそれのある燃料の検査	第73条破損のおそれのある燃料の検査	
第73条の2炉心構成要素の性能維持確認	第73条の2炉心構成要素の性能維持確認	
第74条使用済燃料の運搬	第74条使用済燃料の運搬	
第6章 放射性廃棄物管理	第6章放射性廃棄物管理	
第6 早 双和主発来が自座 [条を加える]	第74条の2基本方針	条文の追加

改 正 前	改 正 後	備考
第75条放射性固体廃棄物の管理	第75条放射性固体廃棄物の管理	
第75条の2事故由来放射性物質の降下物の影響確認	第75条の2事故由来放射性物質の降下物の影響確認	
第76条放射性液体廃棄物の管理	第76条 放射性液体廃棄物の管理	
第77条放射性気体廃棄物の管理	第77条放射性気体廃棄物の管理	
第78条 放出管理用計測器の管理	第78条放出管理用計測器の管理	
第79条放出管理目標値を超えた場合の措置	第79条放出管理目標値を超えた場合の措置	
第80条頻度の定義	第80条頻度の定義	
第7章 放射線管理	第7章 放射線管理	
[条を加える]	第80条の2基本方針	条文の追加
第 1 節 区域管理	第1 節 区域管理	3,043,246
第81条管理区域の設定	第81条管理区域の設定	
第82条管理区域内における区域区分	第82条管理区域内における区域区分	
第83条管理区域内における特別措置	第83条管理区域内における特別措置	
第84条管理区域への出入管理	第84条管理区域への出入管理	
第85条管理区域出入者の遵守事項	第85条管理区域出入者の遵守事項	
第86条保全区域	第86条保全区域	
第87条周辺監視区域	第87条周辺監視区域	
第2節被ばく管理	第2節被ばく管理	
第88条放射線業務従事者の指定等	第88条放射線業務従事者の指定等	
第89条線量の評価	第89条線量の評価	
第90条線量の管理目標値	第90条線量の管理目標値	
第91条管理区域内での作業	第91条管理区域内での作業	
第92条床、壁等の除染	第92条床、壁等の除染	
第3節線量当量率等の測定	第3節線量当量率等の測定	
第93条線量当量率等の測定	第93条線量当量率等の測定	<b>.</b>
[条を加える]	第93条の2平常時の環境放射線モニタリング	条文の追加
第94条 放射線計測器類の管理	第94条 放射線計測器類の管理	
第95条 防護具類の管理	第95条 防護具類の管理	
第4節 物品移動の管理	第4節物品移動の管理	
第96条 管理区域外への移動	第96条管理区域外への移動	
第97条 周辺監視区域外への持ち出し	第97条周辺監視区域外への持ち出し	
第5節健康管理	第5節健康管理	
第98条健康診断	第98条健康診断	
第99条 就業上の措置等	第99条 就業上の措置等	
第6節 協力会社の保安措置	第6節協力会社の保安措置	
第100条協力会社の放射線防護	第100条協力会社の放射線防護	
第101条 頻度の定義	第101条頻度の定義	
第8章 <del>保守管</del> 理	第8章 <u>施設管理</u>	記載の適正化
第 102 条 (削除)	第102条 (削除)	
第103条保守管理計画	第 103 条 保 <del>守</del> 管理計画	
第103条の2溶接事業者検査の実施体制	第103条の2 (削除)	条文の削除
第103条の3事業者自主検査の実施体制	第103条の3 (削除)	条文の削除
	第 103 条の 4 設計管理	条文の追加
	第 103 条の 5 作業管理	条文の追加
<u>-バー・バーロッ</u> [条を加える]	第 103 条の 6 定期事業者検査の実施	条文の追加
第9章 非常時の措置	第9章 非常時の措置	
第1節事前対策	第1節事前対策	
第 104 条 非常事態の定義	第 104 条 非常事態の定義	
第105条非常事態対策組織	第 105 条 非常事態対策組織	
第106条要員の確保	第 100 米 弁市事法が承担機 第 106 条 要員の確保	

改 正 前	改正後	備考
第106条の2緊急作業従事者の選定	第106条の2緊急作業従事者の選定	
第107条器材の整備	第107条器材の整備	
第 108 条 通報系統	第108 条 通報系統	
第109条 非常時対処訓練	第109条 非常時対処訓練	
第2節初期活動	第2節初期活動	
第110条通報	第110条 通報	
第111条 応急措置	第111 条 応急措置	
第3節 非常時における活動	第3節 非常時における活動	
第112条 非常事態の発令	第112条 非常事態の発令	
第 113 条 非常事態における活動	第113 条 非常事態における活動	
第113条の2緊急作業従事者の線量管理等	第113条の2緊急作業従事者の線量管理等	
第114条 非常事態の解除	第114条 非常事態の解除	
第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置	第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置	
第 115 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	第115条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	
第10章保安教育	第10章保安教育	
第116条 所員への保安教育	第116条 所員への保安教育	
第117条 協力会社従業員への保安教育	第117条 協力会社従業員への保安教育	
第11章 記録及び報告	第11章 記録及び報告	
第118条 記録等	第118 条 記録等	
第119条 報告	第119 条 報告	
附則	附則	

改正前	改正後	備考
第1章 総 則	第1章 総 則	CHIA
(目的) 第1条 この保安規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。) 第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ 発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は発電用原子炉(以下 「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。	(変更なし)	(変更なし)
(基本方針) 第2条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による所員及びもんじゅに勤務する所員以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。なお、所員とはもんじゅに勤務する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)の役員、職員(技術開発協力員等を含む。)、常勤職員、嘱託及び派遣労働者をいう。	(変更なし)	(変更なし)
(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 第4条に定める組織(以下「組織」という。)は、前条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにする。 2 理事長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。活動の方針は、年度ごとに1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。 3 安全・核セキュリティ統括部長は、理事長の活動の方針を受けて、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の施策を毎年度、立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。 4 教質廃止措置実証部門長は、教質廃止措置実証本部長に第2項及び前項の関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針及び施策を踏まえた教質廃止措置実証本部及びもんじゅにおける年度活動計画を立案させ、教質廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で審議した後、承認し、教質廃止措置実証本部及びもんじゅが年度活動計画に基づき実施した結果について評価することで継続的に改善する。 5 安全・品質保証室長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、教質廃止措置実証本部及びもんじゅにおける関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動を推進する。 6 第5条の職務に従事する者は、第4項に定める年度活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動に取り組む。	(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 第4条に定める組織(以下「組織」という。) は、前条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにする。 2 理事長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を品質方針として定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。  [削る]  [削る] 3 第5条の職務に従事する者は、前項に定める活動方針に基づき、第3条に定める品質マネジメント計画に従い、関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動に取り組む。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(第3条 品質マネジメントシステムに統合)
(安全文化の醸成) 第2条の3 組織は、第2条に係る保安活動を実施するに当たり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするため、安全文化の醸成を図る活動を実施する。 2 理事長は、安全文化を醸成するための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて原子力安全を最優先とすることの重要性を周知するとともに、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、安全文化の醸成を図るための活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、活動の方針は、年度ごとに1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。 3 安全・核セキュリティ統括部長は、理事長の活動の方針を受けて、安全文化の醸成を図るための活動の施策を毎年度、立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。 4 教賀廃止措置実証部門長は、教賀廃止措置実証本部長に第2項及び前項の安全文化の醸成を図るための活動の	<u>[削る]</u>	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(第3条 品 質マネジメントシステムに統 合)

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改 正 前	改 正 後	備考
方針及び施策を踏まえた敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける年度活動計画を立案させ、敦賀廃止措置実		
証部門安全・品質保証推進会議で審議した後、承認し、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅが年度活動計画に基づ		
き実施した結果について評価することで継続的に改善する。		
5 安全・品質保証室長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける		
安全文化の醸成を図るための活動を推進する。		
6 第5条の職務に従事する者は、第4項に定める年度活動計画に基づき、安全文化の醸成を図るための活動に取り		
組む。		

改正前		備考
第2章 品質保証 (品質保証) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、次のとおり品質保証計画を定める。  1.目的 本品質保証計画は、もんじゅの安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)及び関係法令に従って、もんじゅにおける保安活動に係る品質マネジメントシステム(安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	第2章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステム) 第3条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり 品質マネジメント計画を定める。 1. 目的 本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質 管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)に従って、原子炉施設の安全の確 保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に 改善することを目的とする。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(原子力施設 の保安のための業務に係る品質 管理に必要な体制の整備に関す る規則及び同規則の解釈(以下、 品管規則という)の制定に伴う 変更)
2. 適用範囲 本 <u>品質保証</u> 計画は、もんじゅ <u>における</u> 保安活動に適用する。	2. 適用範囲 本 <u>品質マネジメント</u> 計画は、もんじゅ <u>原子炉施設において実施する</u> 保安活動に適用する。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、JEAC4111のほか、次に従う。 発電用原子炉施設:原子力発電所を構成する構築物、系統、機器等の総称をいう(以下、本条において「原子炉施設」という。)。	3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びに JIS Q 9000: 2015 品質マネジメントシステムー基本及び用語に従うものとする。 (1) 機構の本部組織(以下「本部」という。) は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長をいう。 (2)「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。 (3)「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。 (4)「室部長」とは、敦賀廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。 (5)「所長」とは、もんじゅ所長をいう。 (6)「試験」とは、設備等が所定の機能を有しているかを確認する行為をいう。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(品管規則の 制定に伴う変更)
<ul> <li>4. 品質マネジメントシステム</li> <li>4.1 一般要求事項</li> <li>(1) 組織は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。</li> <li>また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</li> </ul>	<ul> <li>4. 品質マネジメントシステム</li> <li>4. 1 一般要求事項</li> <li>(1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</li> </ul>	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
(2) 組織は、次の事項を実施する。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を別表3-1及び別表3-2に示す文書にて明確にする。 b) これらのプロセスの順序及び相互関係を別図3-1にて明確にする。 c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。 d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。 e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。 f) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。 f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。 g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。 h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。	<u>[号を削る]</u>	
(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「品質に係る重要度の管理基本要領」に規定し、グレード分けを実施する。また、これに基づいて資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。  a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度  b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度	(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、 次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。  a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるも	

改 正 前	改正後	備考
c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 e) 原子炉施設に対する保守、検査及び取替えの難易度	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行され た場合に起こり得る影響	
e/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		   原子力規制における検査制度の
(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。	(3) 保安に係る各組織は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシ ステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に反映する。	見直しに伴う変更 (現行 (2) a) ~h)を、新(4)a) ~i)に整理・修正)
[項を加える]	(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。別図3-1に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を、別表3-1に品質マネジメントシステムに必要なプロ	
[細目を加える]	<u>セスの管理文書を示す。</u> a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。	
<u>[細目を加える]</u>	b) これらのプロセスの順序及び相互関係 (組織内のプロセス間の相互関係を含む。) を明確にする。別図3-2に品質マネジメントシステム体系を示す。	
[細目を加える]	c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の 状況を示す指標(該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。)並びに判断基準及び方法を 明確にする。	
[細目を加える]	d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及 び権限の明確化を含む。)。	
[細目を加える]	e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合 は、この限りでない。	
<u>[細目を加える]</u>	f) これらのプロセスについて、「7.1業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を継続的に改善するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)を行う。	
<u>[細目を加える]</u> <u>[細目を加える]</u>	g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。 h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。 これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決するこ	
[細目を加える]	<u>とを含む。</u> i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相 互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。	「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記
	・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。  - 下見が、ウミングニンドスナーのウムニングスポースの世界が、マングニンドストースの世界が、アンスの中で、アンスのアンスのアンスのアンスのアンスのアンスのアンスのアンスのアンスのアンスの	
	<ul><li>・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</li><li>・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</li><li>・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</li></ul>	
	・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、そ の結果が関係する要員に共有されている。	
	・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎 としている。	
	・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケー ションを取っている。	
(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織は、	<u> </u>	
(7.4 参照) に従って、アウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度を定め、アウトソ したプロセスに関して管理を確実にする。		
<u>[項を加える]</u>	(6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
.2 文書化に関する要求事項	4.2 文書化に関する要求事項	原子力規制における検査制度の
4.2.1 一般	4.2.1 一般	見直しに伴う変更
品質マネジメントシステム <u>を構成する</u> 文書 <u>には、次の事項を含める。文書体系を別図3-2に示す。なお、</u> は適正に作成する。	記録 品質マネジメントシステム <u>に関する</u> 文書 <u>について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。また、別図3-3に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u>	(品管規則の制定に伴う変更)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表 改正前 改正後 a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 (1) 品質方針及び品質目標 b) 次の品質マニュアル (2) 品質マニュアル (一次文書) ①本品質保証計画 本品質マネジメント計画 ②新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書 新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質マネジメント計画書 c) JEAC4111が要求する "文書化された手順"に関する別表3-1に示す文書及び第118条別表118-2 (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した別表3-1に示す基本要領及び実施要領(二次文書) (4) 本品質マネジメント計画のプロセスを記述した、(2)及び(3)に示す、一次文書及び二次文書以外の文書(三 の(5)に示す記録 d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と決定した別表3-2 に示す文書及びこれらの文書の中で明確にした記録 (5) 記録: (3)から(4)までの文書が要求する記録 4.2.2 品質マニュアル 4.2.2 品質マニュアル 理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持┃原子力規制における検査制度の 組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画及び「新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原 する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、「新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉も 型炉もんじゅ品質保証計画書」を作成し、維持する。 見直しに伴う変更 んじゅ品質マネジメント計画書」を策定する。 (品管規則での主語「経営責任 a) 品質マネジメントシステムの適用範囲 a) 品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。) 者」を「理事長」、「原子力事業者 [細目を加える] b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項 等」を「保安に係る組織」又は「所 b) 品質マネジメントシステムについて確立した文書 (4.2.1参照) 又はそれらを参照できる情報 c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報 長、部長、課長」等と具体化) c) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述 d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 4.2.3 文書管理 4.2.3 文書管理 (1) 品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「文書及び記録管理基本要領」に基づき、 (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメント文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止す 「品質管理基準規則の解釈」の内 文書の保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は る。ただし、記録となる文書は、「4.2.4記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。 容反映に関する追記 文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。 a) 文書の組織外への流出等の防止 b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発 行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 (2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に 関する文書を定め、安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げ (2) 次の活動に必要な管理を、「文書及び記録管理基本要領」に規定する。 る業務に必要な管理の手順を規定する。

- a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
- b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。

#### 「細目を加える〕

- c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。
- d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
- e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
- f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、そ の配付が管理されていることを確実にする。
- g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別 をする。

#### [細目を加える]

#### 4.2.4 記録の管理

(1) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を 明確にし、管理する。

- a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。
- b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承
- c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。
- d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。
- e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあること を確実にする。
- f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
- g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、そ の配付が管理されていることを確実にする。
- h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別 し、管理する。
- i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。

### 4.2.4 記録の管理

- (1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作 成する記録の対象を明確にし、管理する。
- (2) <u>部門長は</u>「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に

改 正 前	改 正 後	備考
(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を、「文書及び記録管理基本要領」 <u>に</u> 規定する。 [細目を加える]	関する要領を定め、安全・核セキュリティ統括部長は本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。  a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。  b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。	VH· <sup>4</sup> →
(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。  5. 経営者の責任 5.1 経営者の <u>コミットメント</u> 理事長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。 a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。 b) 品質方針を設定する (5.3参照)。 c) 品質目標が設定されることを確実にする (5.4.1参照)。 d) マネジメントレビューを実施する (5.6参照)。 e) 資源が使用できることを確実にする (6.参照)。 f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。 [細目を加える] [細目を加える] [細目を加える] [細目を加える]	5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与 理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。 [細目を削る] a) 品質方針を設定する。 b) 品質目標が設定されていることを確実にする。 [細目を削る] [細目を削る] (空) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。 d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。 g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (現行a) ~f)を、新a)~h)に整理・修正)
5.2 原子力安全の重視 原子力安全を優先に位置付け、理事長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする (7.2.1及び8.2.1参照)。  5.3 品質方針 理事長は、品質方針について、次の事項を確実にする。  a) 組織の目的に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) 組織運営に関する方針と整合性がとれている。	5.2 原子力の安全の重視 理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求 事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。 5.3 品質方針 (1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの(技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)及び施設管理に関する方針を含む。 a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。 [細目を削る]	(品管規則の制定に伴う変更) 原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (「5.3 品質方針」に、安全文化 を育成し維持することに関する ことを含むことを明確化) 「品質管理基準規則の解釈」の
5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な ものを含む品質目標 (7.1(3)a)参照) が設定されていることを確実にする。	5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長に、毎年度、品質目標 (業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標 (7.1 (4) b) 参照) を含む。) が設定されていることを確実にする。また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画 (7.1 (4) 参照) が作成されることを確実にする。  a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者	

改 正 前	改 正 後	備考
以 正 的		IM <sup>2</sup> →
	<u>d)実施事項の完了時期</u> e)結果の評価方法	
   (2) 品質目標は、その達成度が判定可能なものとし、品質方針との整合をとる。	(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。	
(2) 四貝日保は、ての建成及が刊足可能 <u>はものとし、</u> 四貝刀町と <u>の</u> 発日 <u>をとる</u> 。	(2) 四貝日保は、その建成及が刊足り比 <u>く</u> 、四貝刀町と登口 <u>がそれしいることを帷天にする</u> 。	
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 理事長は、次の事項を確実にする。	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	
<u>a)</u> <u>品質目標に加えて</u> 4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持につ	(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本	原子力規制における検査制度の
いて <u>の</u> 計画を策定する。	<u>品質マネジメント</u> 計画を策定する。	見直しに伴う変更
b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの	(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、	(「5.4.2 品質マネジメントシン
全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。	管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れ	
	ていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事	改正等の変更に伴ってQMSを変更
	項を適切に考慮する。	する場合の考慮事項を明確化(図
[細目を加える]	a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)	更の目的によって起こり得る約
[細目を加える]	b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持	果 (考慮すべきリスクを含む。)
[細目を加える]	c)資源の利用可能性	資源の可能性等))
<u>[細目を加える]</u>	d)責任及び権限の割当て	
5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	
5.5.1 責任及び権限 ・ 理事長は、保存活動も実体と変われる事が及びを関する第5条及び第10条と実体、組織会体と思知されている。	5.5.1 責任及び権限  理事長は、第4条、第5条形が第1の条に実める組織形が開発について、名職位が組織の管理者はして、名組織	
理事長は、 <u>保安活動を実施するための責任及び権限を</u> 第5条及び第10条に <u>定め、組織</u> 全体に周知 <u>されている</u> ことを確実にする。なお、保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説		
できている。  「なる、「木女に関する配配の安貞は、」自らの地域が、単語であって、その木女は動のから存について記 明する責任を有する。	セスに関する手順となる文書(4.2.1 参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動	
<u>がりる負圧を有りる</u> 。	の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。	(四目が別り門足(二十)多文)
5.5.2 管理責任者	5. 5. 2 管理責任者	
(1) 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長を本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者、敦賀廃止措置実証	(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキ	原子力規制における検査制度の
部門長を敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅの管理責任者、統括監査の職を監査プロセスの管理責任者とす	<u>ュリティ統括部長を、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理</u>	見直しに伴う変更
<u>3.</u>	<u>責任者とする。</u>	(「5.5.2 管理責任者」の業務に
		管理責任者は安全文化を育成し
(2) 管理責任者は与えられている他の責任と <u>かか</u> わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をも	(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をも	維持することにより、原子力の発
$\gamma_{\circ}$	$\sim$	全を確保するための認識を高め
a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。	a)品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。	ること及び関係法令を遵守する
b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。	b)品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。	ことに取組むことを明確化)
c) 組織全体にわたって、 <u>関係法令の遵守及び原子力安全について</u> の認識を高めることを確実にする。	c) 組織全体にわたって、 <u>安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するため</u> の認識を高めることを確実にする。	
[細目を加える]	d)関係法令を遵守する。	
5. 5. 3 プロセス責任者	5. 5. 3 管理者	原子力規制における検査制度の
理事長は、プロセスを管理する責任者(以下「プロセス責任者」という。)に対し、所掌する業務に関して、次に	<del></del>	
示す責任及び権限を与えることを確実にする。	する。	(「5.5.3 プロセス責任者」
a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。	a) <u>業務の</u> プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。	「5.5.3 管理者」に変更した(占
b)業務に従事する要員の業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。	b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。	質管理基準規則との整合)。
c) 成果を含む実施状況について評価する <u>(5.4.1及び8.2.3参照)</u> 。	c) 成果を含む <u>業務の</u> 実施状況について評価する。	また、管理者の役割として、次の
d) 安全文化を <u>醸成するための活動</u> を促進する。	d) <u>健全な</u> 安全文化を <u>育成し、維持する取組</u> を促進する。	事項を明確化)
[細目を加える]	e) 関係法令を遵守する。	・安全文化を育成し維持するこ
[項を加える]	(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げ	
	る事項を確実に実施する。	取組むこと

改正前	改正後	備考
[細目を加える] [細目を加える] [細目を加える] [細目を加える] [細目を加える] [理目を加える] [項を加える]	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。 (3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。	
5.5.4 内部コミュニケーション 理事長は、組織内コミュニケーション <u>のための</u> 適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関してマネジメントレビューの会議等を通じて情報交換が行われることを確実にする。	5.5.4 内部コミュニケーション 理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、部門長は、部門に敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を、所長は、所に安全・品質保証推進会議を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。	
	<ul> <li>5.6マネジメントレビュー</li> <li>5.6.1一般         <ul> <li>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</li> <li>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</li> <li>[号を削除]</li> </ul> </li> </ul>	
5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。 a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。) 並びに検査及び試験の結果 d) 予防処置及び是正処置の状況 [細目を加える] e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況  f) 関係法令の遵守状況 [細目を加える] g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案 [細目を加える] [細目を加える] [細目を加える]	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット (1) 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。 a) 内部監査の結果 b) 組織の外部の者からの意見 c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。) [細目を削除] d) 定期事業者検査及び自主検査等の結果 e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況(安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。) f) 関係法令の遵守状況 g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 j) 改善のための提案 k) 資源の妥当性 1) 保安活動の改善のために実施した処置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(8.5.2項(3)項a)において同じ。)) の有効性	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「5.6.2 マネジメントレビューへのインプット」として、安全文化を育成し維持する活動の実施状況及び関係法令等の遵守状況を適用するほか、次の追加事項の明確化) ・資源の妥当性 ・保安活動の改善のために実施した処置の有効性(これは、品質方針に影響を与える内外の重大な課題に対する是正処置等の結果が該当する。) 「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記
5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビュー <u>から</u> のアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置 <u>すべてを含める</u> 。	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (1) <u>理事長は、</u> マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置 <u>を含め、管理責任者</u> に必要な改善を指示する。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)

改 正 前	改 正 後	備考
a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善	a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善	
b)業務の計画及び実施にかかわる改善	b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善	
c) 資源の必要性	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	
[細目を加える]	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	
[細目を加える]	e) 関係法令の遵守に関する改善	
<u>[項を加える]</u>	(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	
<u>[項を加える]</u>	(3) 管理責任者は、(1) 項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。	
6. 資源の運用管理	6. 資源の運用管理	
6.1 資源の提供	6.1 資源の確保	原子力規制における検査制度の
組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。	理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長及び所の部長は、保安	見直しに伴う変更
	活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。	(品管規則の制定に伴う変更)
[項を加える]	(1) 人的資源 (要員の力量)	
「項を加える」	(2) インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)	
[項を加える]	(3) 作業環境	
[項を加える]	(4) その他必要な資源	
6.2 人的資源	6. 2 人的資源	
6. 2. 1 一般	6.2.1 一般	原子力規制における検査制度の
原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力	(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長並	見直しに伴う変更
量を有するものとする。	びに所の部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る	(品管規則の制定に伴う変更)
	組織体制を確保する。	
[項を加える]	(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者	
	を充てる。	
[項を加える]	(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実に	
	する。	
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	
組織は、次の事項を、「教育・訓練基本要領」に定め、実施する。また、組織は、監査員の力量について「原子力	(1) 部門長は、要員の力量を確保するために、「教育・訓練基本要領」を定め、所長は、所の教育・訓練に関する	原子力規制における検査制度の
安全監査実施要領」に定め、実施する。	管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。	見直しに伴う変更
		(品管規則の制定に伴う変更)
a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	
b) 該当する場合には (必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができるように		
教育・訓練 <u>を行うか、</u> 又は他の処置を <u>とる</u> 。		
c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。	c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。	
d) 組織の要員が、自ら <u>の活動</u> のもつ意味 <u>及び重要性を</u> 認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢		
献できるかを認識することを確実にする。	ように貢献しているかを認識することを確実にする。	
e)教育 <u>、</u> 訓練 <u>、技能及び経験について該当する</u> 記録を <u>維持する</u> (4.2.4参照)。	e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。	
<u>[項を加える]</u> 「頂きかれる 2.3	(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。	
<u>[項を加える]</u> 	(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、	
	(1) 項のa)からe)に準じた管理を行う。_	
6. 3 <u>原子炉施設及び</u> インフラストラクチャ <u>ー</u>	6.3 インフラストラクチャ	
組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を業務の計画(7.1参照)に係る文書にて明確にし、維持管	実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及	原子力規制における検査制度の
理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを業務の計画(7.1参照)に係る文書にて	びサービスの体系をいう。)を「7.1 業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。	見直しに伴う変更
明確にし、維持する。		(品管規則の制定に伴う変更)
6.4 作業環境	6.4作業環境	
組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を業務の計画 (7.1参照) に係る文書にて明確にし、運営管理	実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1業務の計画」	原子力規制における検査制度の

業務の計画及び実施 業務の計画 (1) 組織士、業務を確実に実施するため、別表3-2の7.1 項に係る文書及びそれらの文書に基づき作成する 書にて保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。 「理を加える」 (2) 業務の計画に、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。 (3) 組織士、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。 「細目を加える」 a) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 b) 業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び影響活動、並以これらの合否定基準 d) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な証 (4.2 4参照) (4) この計画のアウトブットは、組織の運営方法に適した形式にする。 「理を加える」 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 1.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織士、次の事項を業務の計画 (7.1参報) に係る文書にて明確にする。 a) 業務・原子炉施設に対する要求事項を関するプロセス 1.1 業務・原子炉施設に対する要求事項を関するプロセス 1.1 業務・原子炉施設に対する要求事項を受けるである。 (2) 超識は、業務・原子炉施設に対する要求事項をとユー	改 正 後	備考
する。	にて明確にし、運営管理する。 <u>なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</u>	見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
7. 業務の計画及び実施	7. 業務の計画及び実施	
7.1 業務の計画	7.1 業務の計画	
(1) 組織は、業務を確実に実施するため、別表3-2の7.1 項に係る文書及びそれらの文書に基づき作成する文		原子力規制における検査制度の
<u>書にて保安活動に関する</u> 業務に必要なプロセス <u>を計画し、構築</u> する。	必要なプロセスの計画又は要領を別表 $3-1$ のとおり策定する。	見直しに伴う変更
<u>[項を加える]</u>	(2) 実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、別表3-1に示す文書に基づき、個別業務に必要な	(「7.1 業務の計画」において、
	計画(要領、手順書、手引等)を作成して、業務を実施する。	マニュアル、作業手順書等、個々
( <u>2</u> ) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合 <u>をとる。</u>	(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計	の作業計画を個別業務の計画と
(a) (n/m) 1	画を変更する場合を含む。)を確保する。	位置付け、その計画を変更する
( <u>3</u> ) <u>組織は、</u> 業務の計画 <u>に当たって、</u> 次の <u>各</u> 事項について <u>適切に</u> 明確 <u>化</u> する。	(4) 室部長並びに所の部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が	場合には安全への影響の程度に
	生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)に当たっては、次の事項のうち該当するものに	応じて必要な処置を行うことを
「如日なわれるマコ	ついて <u>個別業務への適用の程度とその内容を</u> 明確 <u>に</u> する。 a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必	明確化) 「品質管理基準規則の解釈」の内
「神日を加える」	a) 実務の計画の東定文は変更の目的及いてれによって起こり得る結果(原子力の女主への影響の程度及の必要な処置を含む。)	容反映に関する追記
。) <b>紫</b> 孜, 原子/ 后悔型/ 大大人 只 所 日 博 乃 八 下	安なた過ぎさい。/ b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項	谷久吹に関する垣記
	で) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性	
	d) 業務・原子炉施設のための <u>定期事業者検査、</u> 検証、妥当性確認、監視 <u>及び</u> 測定並びにこれらの合否判定基準	
<u>d</u> )業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が <u></u> 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	<ul><li> <u>e</u>) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4.2.4参照)</li></ul>	
(4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。	(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。	
[項を加える]	(6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1) 項から(5) 項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。	
組織は、次の事項を業務の計画 (7.1参照) に係る文書にて明確にする。 a) 業務・原子炉施設に <u>適用される</u> 法令・規制要求事項 b) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に <u>不可欠な</u> 要求事項	7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 <u>実証本部長、室部長、所長及び所の課長は、</u> 次の事項を <u>「7.1 業務の計画」において</u> 明確にする。 a) 業務・原子炉施設に <u>関連する</u> 法令・規制要求事項 b) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に <u>必要な</u> 要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項 <u>(安全基準等)</u>	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー	7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー	原子力規制における検査制度の
(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。	(1) <u>室部長及び所の課長</u> は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。	見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
(2) レビューでは、次の事項を確実にする。	(2) レビューでは、次の事項について確認する。	
a)業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。	a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。	
b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されて	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されて	
いる。	いる。	
) 4F/40 20 -4-2 2 2 2 F (1-4-7-2 Me) 2 Me (1-2-2 Me) 3 Me (1-2-2 Me) 4 Me) 4 Me (1-2-2 Me) 4	c) <u>当該</u> 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。	
c)組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。	(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。	
(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を <u>維持する</u> (4.2.4参照)。		
	[号を削る]	
(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を <u>維持する</u> (4.2.4参照)。 (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認		
(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を <u>維持する</u> (4.2.4参照)。 (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認 する。	[号を削る]	

改正前	改 正 後	備考
7.2.3 外部とのコミュニケーション <u>組織</u> は、原子力安全に関して外部 <u>との</u> コミュニケーションを図るため <u>の</u> 効果的な方法を「コミュニケーション基本要領」にて明確にし、実施する。	7.2.3 外部とのコミュニケーション <u>部門長</u> は、原子力 <u>の</u> 安全に関して <u>組織の外部の者と適切な</u> コミュニケーションを図るため、効果的な方法を「コミュニケーション基本要領」にて明確にし、 <u>これを</u> 実施する。 <u>これには、次の事項を含む。</u> <u>a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u> <u>b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u> <u>c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u> <u>d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u>	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (「7.2.3 外部とのコミュニケー ション」に、原子力の安全に関し て組織の外部の者と適切なコミ ュニケーションを図るために、 その方法を明確にすることを追 記) 「品質管理基準規則の解釈」の内
7.3 設計・開発 組織は、原子炉施設の設計・開発に関する事項を確実に実施するため、 <u>次の事項を</u> 「設計・開発基本要領」 <u>に</u> 定め、 <u>実施する。</u>	7.3 設計・開発 <u>部門長</u> は、原子炉施設の設計・開発に関する事項を確実に実施するため、「設計・開発基本要領」 <u>を</u> 定め、 <u>これに</u> <u>基づき所長は設計開発に関する要領を定め、次の事項を管理する。</u>	容反映に関する追記
7.3.1 設計・開発の計画 (1) <u>組織</u> は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。	7.3.1 設計・開発の計画 (1) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、原子炉施設の設計・開発の計画 (不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1項(2)項c)の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。	見直しに伴う変更
<ul> <li>(2) 設計・開発の計画において、<u>組織は、</u>次の事項を明確にする。</li> <li>a) 設計・開発の<u>段階</u></li> <li>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</li> <li>c) 設計・開発に関する責任<u>(保安活動の内容について説明する責任を含む。)</u>及び権限 [細目を加える]</li> <li>(3) 組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する<u>グループ間</u>のインタフェースを運営管理する。</li> <li>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>更新</u>する。</li> </ul>	(2) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、</u> 設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。 a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限 d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源 (3) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、</u> 効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む。)間のインタフェースを運営管理する。 (4) <u>工事等を担当する室部長又は所の課長は、</u> 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。	備、施設のみならず、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含むことを明確化) 「品質管理基準規則の解釈」の内
7.3.2 設計・開発へのインプット (1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには、次の事項を含める。 a) 機能及び性能に関する要求事項 [細目を加える] b) 適用される法令・規制要求事項 c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないこと。	7.3.2 設計・開発へのインプット  (1) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。  a) 機能及び性能に関する要求事項  b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報  c) 適用される法令・規制要求事項  [細目を削除]  d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項  (2) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)
<ul> <li>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</li> <li>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、<u>リリースの</u>前に、承認を受ける。</li> <li>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。</li> <li>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</li> <li>b) 調達、業務の実施<u>(原子炉施設の使用を含む。)</u>に対して適切な情報を提供する。</li> <li>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</li> <li>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</li> </ul>	7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発からのアウトプット (機器等の仕様等) は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。 (2) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発のアウトプット (機器等の仕様等) は、次の状態とする。 a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。	

改正前	改 正 後	備考
7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに (7.3.1 参照) 体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。 このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4参照)。 [項を加える]	7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり(7.3.1参照)に体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。 (3) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (現行(2)を新(2)と(3)に 分割)
7.3.5 設計・開発の検証 (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。 [項を加える]	7.3.5 設計・開発の検証  (1) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり(7.3.1参照)に検証を実施する。  (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。  (3) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。	
<ul> <li>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</li> <li>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に<u>応じた</u>要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法 (7.3.1参照) に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</li> <li>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</li> <li>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4参照)。</li> </ul>	7.3.6 設計・開発の妥当性確認  (1) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の結果として得られる原子炉施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。  (2) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、実行可能な場合はいつでも、原子炉施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。  (3) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
<ul> <li>7.3.7 設計・開発の変更管理 <ul> <li>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する (4.2.4参照)。</li> <li>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</li> <li>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</li> <li>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4参照)。</li> </ul> </li> </ul>	7.3.7 設計・開発の変更管理  (1) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、 その記録を作成し、管理する (4.2.4参照)。  (2) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。  (3) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素 (材料又は部品) 及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を行う。  (4) 工事等を担当する室部長又は所の課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する (4.2.4参照)。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
7.4 調達 <u>組織は、</u> 「調達管理基本要領」 <u>に基づき調達を実施する</u> 。	7.4 調達 <u>部門長は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)の調達を適切に実施するため、</u> 「調達管理基本要領」 <u>(契約部長が所掌する事項を除く。)を定め、これに基づき所長は調達に関する要領を定め、次の事項を管理する。</u> また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)

改正前 改正後 7.4.1 調達プロセス 7.4.1 調達プロセス (1) 室部長並びに所の部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。 (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。 原子力規制における検査制度の (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。 (2) 室部長並びに所の部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式 見直しに伴う変更 と程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書 (現行(3)を新(3)と(4)に に明確に定めることを含む。) を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要 な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程 「品質管理基準規則の解釈」の内 容反映に関する追記 (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、 (3) 室部長並びに所の部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠とし 選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。 て、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。 (4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「調達管理基本要領」及び本部の供給先の評価・選定 「項を加える] に関する要領に定める。 (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 (5) 室部長並びに所の部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があれば その記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。 (5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及び (6) 部門長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法 それらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。 及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「調達管理基本要領」に定める。 7.4.2 調達要求事項 7.4.2 調達要求事項 (1) 室部長並びに所の部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、 (1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。 原子力規制における検査制度の 次の事項のうち該当する事項を含める。 見直しに伴う変更 a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 (「7.4.2 調達要求事項」に、供 b) 要員の適格性確認に関する要求事項 b) 要員の力量(適格性を含む。)確認に関する要求事項 給者の工場等で立会検査等をす c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 る場合に原子力規制委員会の職 d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項 員が同行して工場等に立ち入る e) 安全文化を<u>育成し維</u>持するための活動に関する必要な要求事項 e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項 ことを含めることを明確化) 「細目を加える〕 f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 [細目を加える] g) その他調達物品等に関し必要な要求事項 「項を加える] (2) 室部長並びに所の部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において立 会いや記録確認等の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含 (2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。 (3) 室部長並びに所の部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事 項が妥当であることを確実にする。 (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文 (4) 室部長並びに所の部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求 書を提出させる。 事項への適合状況を記録した文書を提出させる。 7.4.3 調達製品の検証 7.4.3 調達製品等の検証 (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその (1) 室部長並びに所の部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にする 他の活動を定めて、実施する。 ために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。 (2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリース (2) 室部長並びに所の部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調 原子力規制における検査制度の の方法を調達要求事項の中で明確にする。 達製品等のリリース(出荷許可)の方法を調達要求事項(7.4.2参照)の中で明確にする。 見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更) 7.5 業務の実施 7.5 業務の実施 実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、業務の計画(7.1参照)に従って、次の事項を実施する。 7.5.1 業務の管理 7.5.1 個別業務の管理 原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。 実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子炉施設の廃止措置管理、施設管理等の保安活動につ いて、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当する (品管規則の制定に伴う変更) ものを含む。 a) 原子力安全とのかかわりを述べた情報が利用できる。 a) 原子力施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 「品質管理基準規則の解釈」の内

改正前	改 正 後	備考
	・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	容反映に関する追記
b) 必要 <u>に応じて</u> 、作業手順が利用できる。	b) 必要な時に、作業手順が利用できる。	
c)適切な設備を使用している。	c) 適切な設備を使用している。	
d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。	d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。	
e)監視及び測定が実施されている。	e) 監視及び測定が実施されている <u>(8.2.3参照)。</u>	
f)業務のリリースが実施されている。	f) 業務のリリース <u>(次工程への引渡し)</u> が <u>規定どおりに</u> 実施されている。	
7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認	7.5.2 <u>個別</u> 業務に関するプロセスの妥当性確認	
(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能	(1) <u>室部長並びに所の部長及び課長は、</u> 業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又	原子力規制における検査制度の
で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプ	は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。 <a href="mailto:color:blue;">これらのプ</a>	見直しに伴う変更
ロセスの妥当性確認を行う。	ロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。	( 「7.5.2 業務に関するプロセ
(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	(2) <u>室部長並びに所の部長及び課長は、</u> 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	スの妥当性確認」に、妥当性確認 を行った場合、記録を作成し、管
[項を加える]	(3) 室部長並びに所の部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する(4.2.4	理することを明確にした。なお、
[ACMINED]	参照)。	妥当性確認の管理の方法は個別
(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ <u>手続きを確立</u> する。	(4) <u>室部長並びに所の部長及び課長</u> は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ <u>管理</u> の方法を個別業務の計画の中で明確にする。	業務の計画の中に含めることを 明確にした。
a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	914E(C 0/C)
b) 設備の承認及び要員の <u>適</u> 格性確認	b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法	
c) 所定の方法及び手順の適用	c) 妥当性確認の方法 (所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。)	   現行c) と (e) を新(c)に統合
d) 記録に関する要求事項 (4.2.4参照)	d) 記録に関する要求事項	
(d) 記録に関する安水事項 <u>(4.2.4参照)</u> e) 妥当性の再確認	(3) 記録に関する安水事項 [細目を削除]	
7.5.3 識別及びトレーサビリティ	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ	
(1) 必要な場合には、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。	(1) 室部長並びに所の部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連	
	して適切な手段で業務・原子炉施設を識別し、管理する。	原子力規制における検査制度の
(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の		見直しに伴う変更
状態を識別する。		(品管規則の制定に伴う変更)
(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理	(2) 室部長並びに所の部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子炉施設	
し、記録を維持する (4.2.4参照)。	について <u>固有</u> の識別 <u>をし、その記録を管理する</u> (4.2.4 参照)。	
7.5.4 組織外の所有物	7.5.4 組織外の所有物	
組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4	(1) 室部長並びに所の部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性	原子力規制における検査制度の
参照)。	のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注	見直しに伴う変更
	意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。	(品管規則の制定に伴う変更)
7.5.5 調達製品の保存	7.5.5 調達製品の保存	
<u>組織</u> は、調達製品の <u>検証</u> 後、受入から <u>据付(使用)</u> までの間、要求事項への適合を維持 <u>するように調達製品を</u> 保	<u>室部長並びに所の部長及び課長</u> は、調達製品の <u>検収</u> 後、受入れから <u>据付け、使用される</u> までの間、 <u>調達製品を</u> 要	
		原子力規制における検査制度の
も適用する。	なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。	見直しに伴う変更
		(品管規則の制定に伴う変更)
7.6 監視機器及び測定機器の管理	7.6 監視機器及び測定機器の管理	
	部門長は、「監視機器及び測定機器管理基本要領」を定め、これに基づき所長は監視機器及び測定機器の管理に関	
	する要領を定め、次の管理を行う。	見直しに伴う変更
(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定を業務	(1) 所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及	(品管規則の制定に伴う変更)
の計画 <u>(7.1 参照)に係る文書にて</u> 明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を <u>業務の計</u> <u>画(7.1 参照)に係る文書にて</u> 明確にする。	び測定を <u>個別</u> 業務の計画 <u>の中で</u> 明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。	
(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にす	(2) 所の部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できるこ	
	とを確実にする。	

改正前	改 正 後	備考
(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「監視機器及び測定機器管理基本	(3) 所の部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、「監視機器及び	
要領」に基づき、次の事項を満たすものにする。	測定機器管理基本要領」に基づき、次の事項を満たすようにする。	
a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは	a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正 <u>又は</u> 検証	
検証 <u>、又はその両方を行う。</u> そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する (4.2.4参照)。	<u>する。</u> そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録 <u>し、管理</u> する (4.2.4参照)。	
b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。	b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。	
c)校正の状態を明確にするために識別を行う。	c) 校正の状態が明確にできる識別をする。	
d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	
e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。 <u>さらに、測定機器が要求事項に適合</u> していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、	e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。	
記録する(4.2.4 参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処		
置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。	(4) ボの如目サッド用目は、側点機用が再上市でに立くしていないをしなが明日した用人には、チャルに大阪になりに	
<u>[項を加える]</u>	(4) 所の部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれ	
	までに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。また、その機器及び影響を受けた業務・原	原子力規制における検査制度の
「石子・カロシップ	子炉施設に対して、適切な処置を行う。	見直しに伴う変更
<u>[項を加える]</u>	<u>(5) 所の部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u>	(現行e)を新e)、(4)、(5) の3つに分割)
(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフ	   (6)所の部長及び課長は、規定要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、その	
トウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立っ	コンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確	
て実施する。また、必要に応じて再確認する。	認は、最初に使用するのに先立って実施する。	
8. 評価及び改善	8. 評価及び改善	
8.1 一般	8.1 一般	
(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。	(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び	
	<u>課長</u> は、次の事項のために必要となる監視測定、分析 <u>、評価</u> 及び改善のプロセスを <u>「8.2監視及び測定」から</u>	見直しに伴う変更
	<u>「8.5改善」に従って</u> 計画し、実施する。 <u>なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要</u>	(品管規則の制定に伴う変更)
	性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	
a)業務 <u>・原子炉施設</u> に対する要求事項への適合を実証する。	a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。	
b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。	b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。	
c)品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。	(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。	
8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	原子力規制における検査制度の
8.2.1 原子力安全の達成	8.2.1 組織の外部の者の意見	見直しに伴う変更
<u>組織</u> は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を <u>達成</u> しているかど	(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び	(品管規則の制定に伴う変更)
うかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用方法を「コ	<u>課長</u> は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力 <u>の</u> 安全を <u>確保</u> してい	
ミュニケーション基本要領」に定める。	るかどうかに関して <u>組織の</u> 外部 <u>の者</u> がどのように受けとめているかについての情報を <u>外部コミュニケーシ</u>	
	<u>ョン(7.2.3参照)により入手し、監視する。</u>	
[項を加える]	(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。	
		原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更
8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	(「8.2.2 内部監査」に、内部監
(1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定	0.2.2   1.55     1.55	査員の要件と監査結果に対する
められた間隔で客観的な評価を行うことができる組織により内部監査を実施 <u>する</u> 。	内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。	処置の方法を明確にした。
a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合して	a) 本品質マネジメント計画の要求事項	「品質管理基準規則の解釈」の内

改正後

改正前

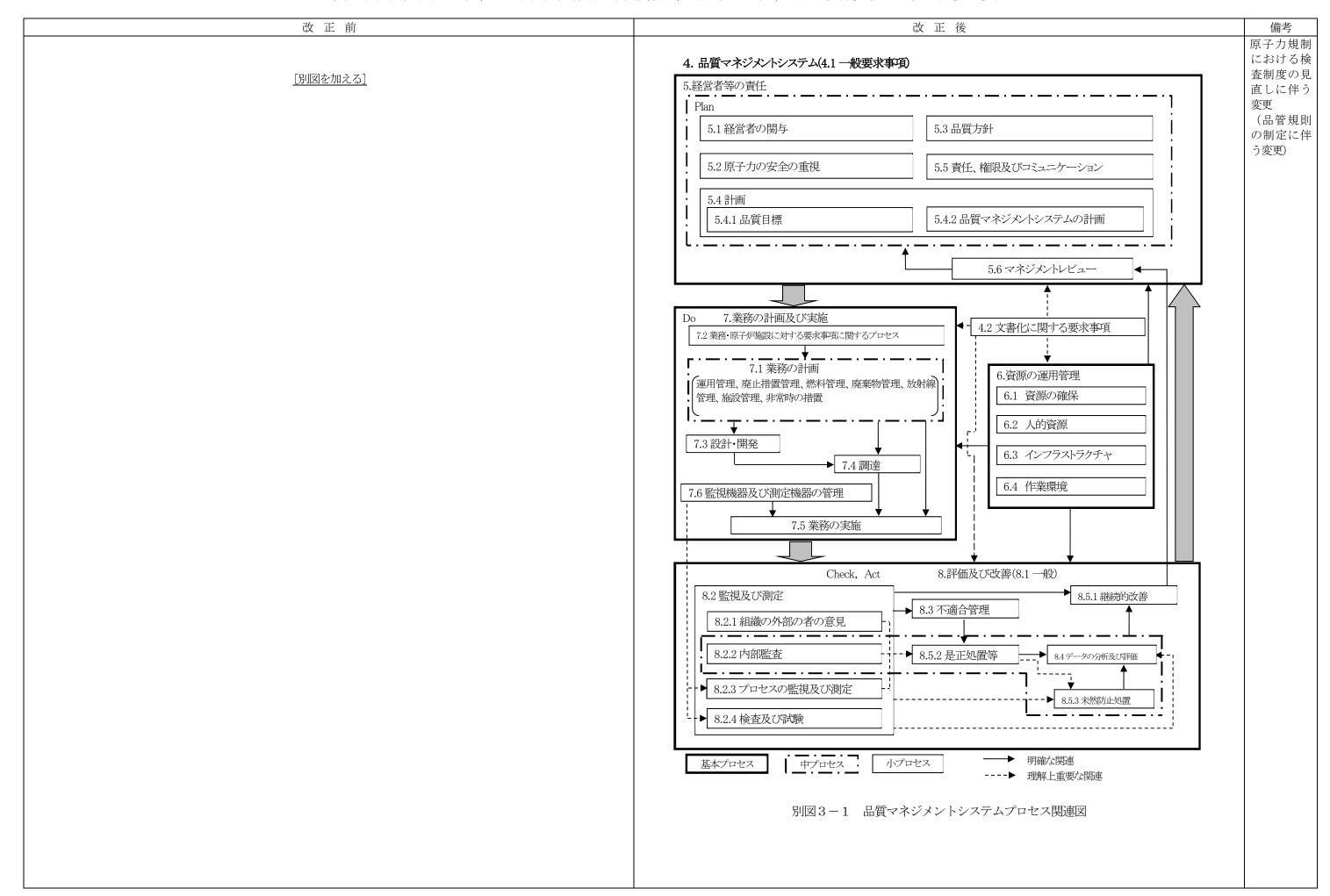
いるか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 容反映に関する追記 内部監査員は、重大事故の発生及 び拡大の防止に必要な措置が要 b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 b) 実効性のある実施及び実効性の維持 求されている再処理施設にあっ [項を加える] (2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。 ては客観的な評価を行う部署の 要員とし、それ以外の施設は内 (2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監 (3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域(以下「領域」という。)の 部監査の対象業務に関与しない 査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を定める。監査員の選定及び監査の実施におい 状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する 要員が実施するとした。監査結 ては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。 基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の 果に対しては、被監査部門の管 基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。 理者がQMSに従って是正処置等 (4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施において、 [項を加える] を行い、その結果を統括監査の 客観性及び公平性を確保する。 職に報告するとした。) (5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 「項を加える] (3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「原子力安全監 (6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、そ 査実施要領」に規定する。 の責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。 (4) 監査及びその結果の記録を維持する (4.2.4参照)。 (7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者 に内部監査結果を通知する。 (5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な (8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合に 修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証 は、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それら 結果の報告を含める (8.5.2参照)。 の結果を統括監査の職に報告する。 原子力規制における検査制度の 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.3 プロセスの監視及び測定 見直しに伴う変更 (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を (1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の (「8.2.3 プロセスの監視及び測 適用する。 部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定の対象に 定」に、保安活動の状況を示す保 は機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測 安活動指標 (PI) を活用すること [細目を加える] 定の方法には、次の事項を含める。 及び計画どおりの結果を得るこ [細目を加える] とができない場合、又はできな a) 監視及び測定の時期 「項を加える」 b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法 いおそれがある場合、問題を特 (2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 定し、修正及び是正処置をとる [項を加える] (3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 ことを明確にした。また、保安活 (4) 所長並びに所の部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、 動の改善のために、監視及び測 (3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。 保安活動の改善のために必要な処置を行う。 定の状況について情報を共有 (5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、 し、必要な処置を行うことを明 適切に、修正及び是正処置を行う。 確化) 8.2.4 検査及び試験 8.2.4 検査及び試験 原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 所長は、原子炉等規制法に基づき事業者が行う定期事業者検査を行う場合の検査体制(独立検査組織)を整備す る。また、部門長は、「検査及び試験基本要領」を定め、これに基づき所長は検査及び試験に関する要領を定め、次 (品管規則の制定に伴う変更) (1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「検査及び試験基本要領」に基づ の事項を管理する。 (「8.2.4 検査及び試験」に、原 き、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1 参照)に従って、適切な段階で実 (1) 品質保証課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1参照) 子炉等規制法に基づき定期事業 施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。 に従って、適切な段階で定期事業者検査を実施する。 者検査等を行う場合に検査体制 (2) 検査及び試験要員の独立の程度を「検査及び試験基本要領」に定める。 (独立検査組織)を整備し、検査 「号を削る〕 責任者を指名することを明確に [項を加える] した。また、検査要員の独立性に (2) 担当部長及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1 ついて明確にした。なお、それ以 [項を加える] 参照)に従って、適切な段階で自主検査等を実施する。 外の自主検査等の検査及び試験

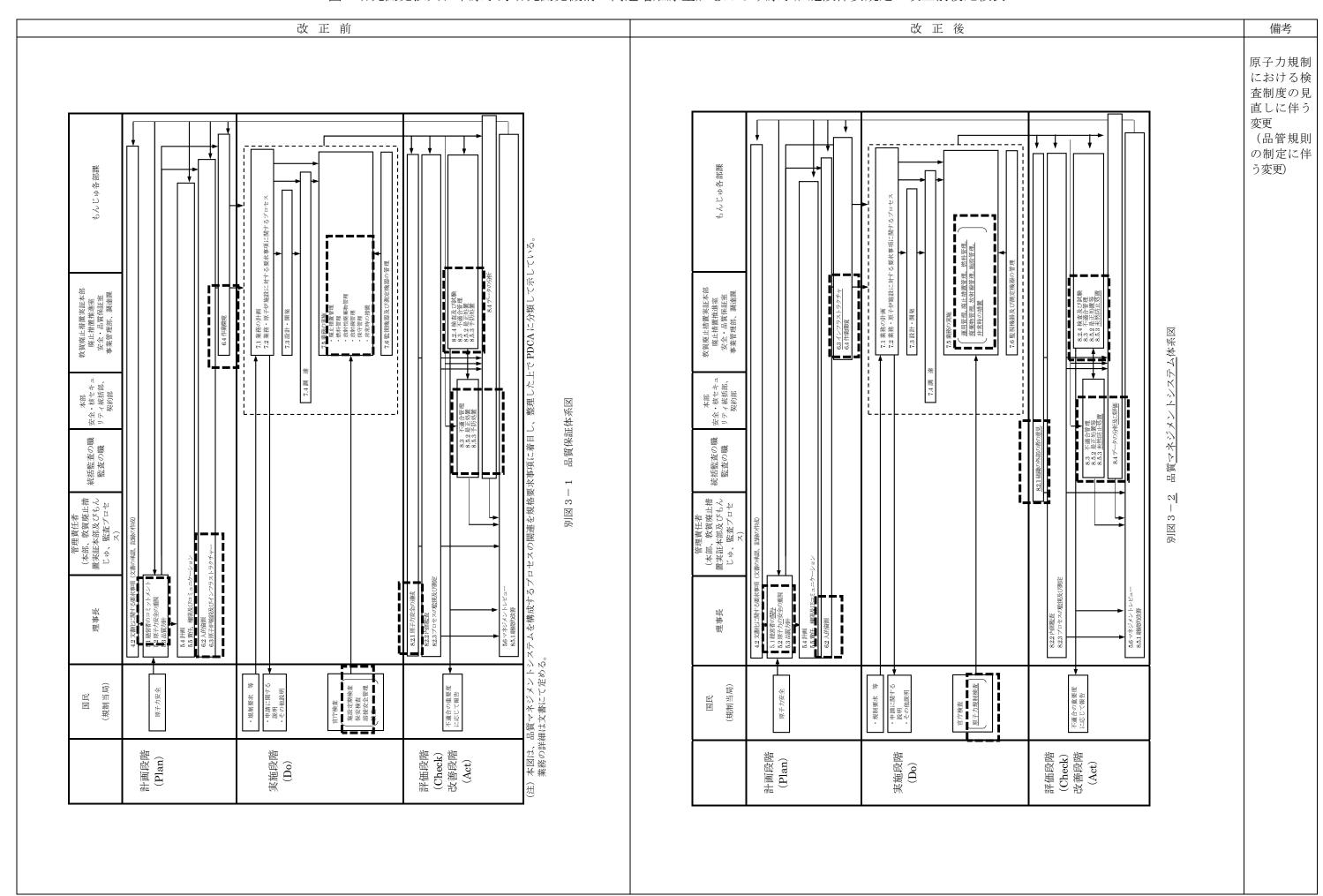
改正前	改 正 後	備考
	(3) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる定期事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作	要員については、これを準用す
(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4参照)。	成し、管理する(4.2.4参照)。	ることとした。)
(4) 業務の計画(7.1 参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転し		
たりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。	(5) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用し	
107 o st. 6 rerest mars large of the state of the st. 6	ない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでな	
<u>[項を加える]</u>	()	
	(6) 品質保証課長は、保安活動の重要度に応じて、定期事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査	
[項を加える]	する要員の独立性を確保する。	
	(7) 定期事業者検査においては、その対象となる業務を行う者が属する組織と異なる組織に属し、当該検査にお	
	ける力量を有するものを充てる。	
	また、担当部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。	
8.3 不適合管理	8.3 不適合管理	
	安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告する	  原子力規制における検査制度の
	ことを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、	
	部門長は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。	(品管規則の制定に伴う変更)
(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識		
別し、管理することを確実にする。	課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、	「品質管理基準規則の解釈」の内
	それらを識別し、管理することを確実にする。	容反映に関する追記
(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を、「不適合管理基本要領」に規定する。	[号を削る]	
(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。	(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び	
	要長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。	
a)検出された不適合を除去するための処置をとる。	a)不適合を除去するための処置を行う。	
b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可す	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器	
<u>ー</u> る。	等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース <u>(次工程への引渡し)</u> 又は合格と	
	判定することを正式に許可する。	
c)本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	c)本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	
d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得	d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得	
る影響に対して適切な処置をとる。	る影響に対して適切な処置をとる。	
(4) 不適合 <u>に修正</u> を施した場合には、要求事項への適合を実証するための <u>再</u> 検証を行う。	(3) 不適合 <u>を除去するための処置</u> を施した場合は、要求事項への適合 <u>性</u> を実証するための検証を行う。	
(5) 不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を <u>維持</u> する(4.2.4参照)。	(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び	
	<u>課長は、</u> 不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を <u>作成し、管理</u> する	
	(4. 2. 4参照)。	
(6) 原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「不適合管理基本要領」に定める公開の基準に従い、原子炉施設に	(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管	
おける不適合について、情報の公開を行う。	理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。	
[項を加える]	(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開す	
	<u> </u>	
8.4 データの分析	8.4 データの分析及び評価	原子力規制における検査制度の
(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステム		
の有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分		(品管規則の制定に伴う変更)
析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ <u>並びに</u> それ以外の <u>該当する</u> 情報源からのデー	の有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、	
タを含める。	分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ <u>及び</u> それ以外の <u>不適合管理等の</u> 情報源から	
	のデータを含める。	
(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。	(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。	
a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u> (8.2.1参照)	a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見 (8.2.1参照)	
b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合 (8.2.3及び8.2.4参照)	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)	
c) <u>予防処置</u> の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4 参照)	c) <u>是正処置</u> の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)	
d) 供給者の能力(7.4参照)	d) 供給者の能力 (7.4参照)	

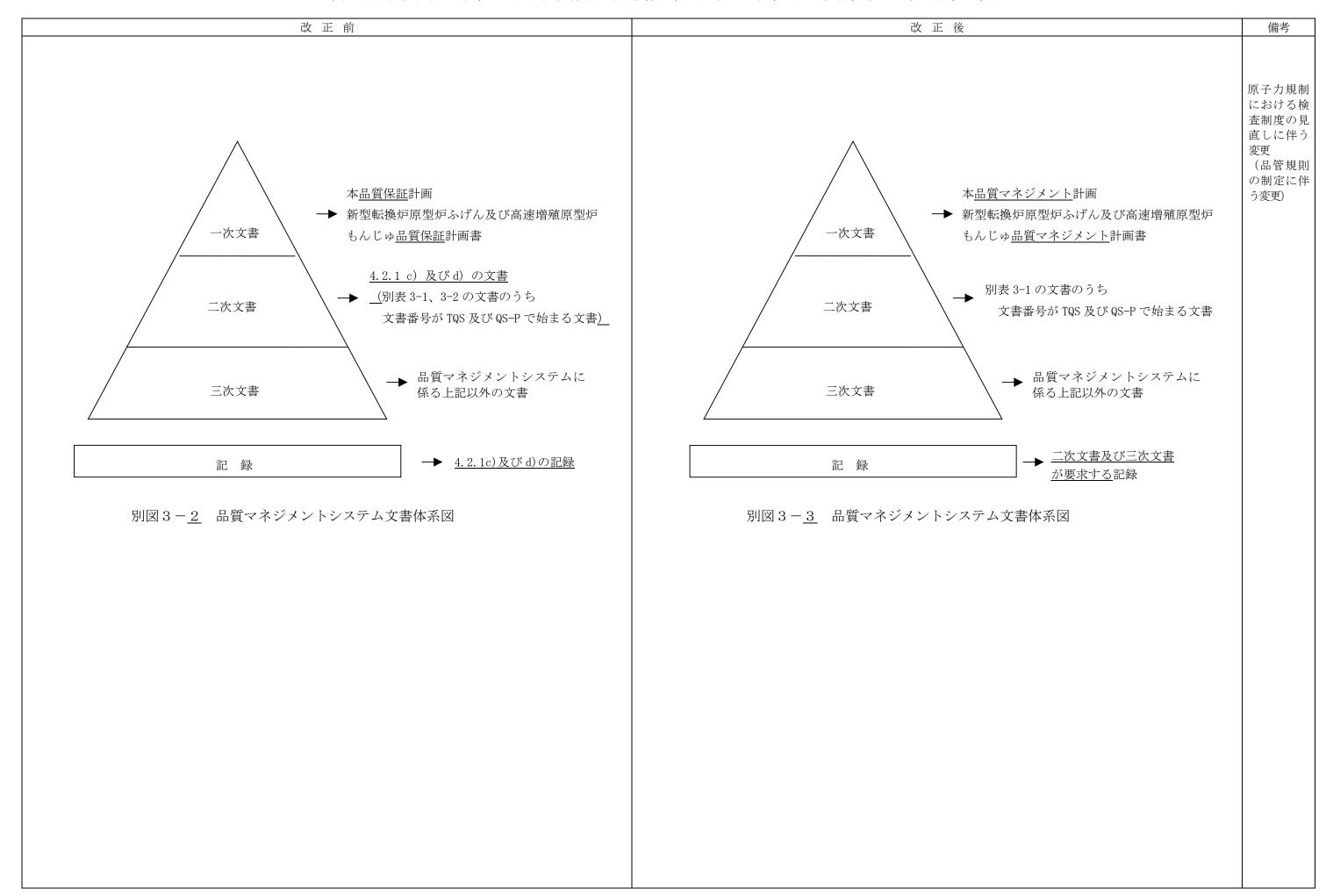
改 正 前	改 正 後	備考
8.5 改善 8.5.1 継続的改善 8.5.1 継続的改善 <u>組織</u> は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、 <u>予防処置</u> 及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	8.5 改善 8.5.1 継続的改善 理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)
8. 5. 2 是正処置	8.5.2 是正処置等 安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、不適合等の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析 に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、部門長は「不適合管	(品管規則の制定に伴う変更)
(1) <u>組織は、</u> 再発防止のため、不適合の原因を除去する <u>処置をとる</u> 。	理基本要領」に定め、次の事項を管理する。 (1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の</u> 再発防止のため、 <u>原子力の安全に及ぼす影響に応じて、</u> 不適合等の原因を除去する <u>是正処置を行う</u> 。	(「8.5.2 是正処置等」に、複数の不適合及びその他の事象の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認め
(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を、「不適合管理基本要領」に規定する。	<u>[号を削る]</u> <u>[号を削る]</u>	られた場合、適切な処置を行うことを明確化。なお、これら取締を運営するため、CAP会議体を活用。)
[項を加える]         a) 不適合のレビュー         b) 不適合の原因の特定         c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価         d) 必要な処置の決定及び実施         e) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)         f) とった是正処置の有効性のレビュー	(2) <u>是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う</u> 。 a) 不適合 <u>等のレビュー及び分析(情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。)</u> b) 不適合 <u>等</u> の原因(関連する要因を含む。) の特定 c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化 d) 必要な処置の決定及び実施 [細目を削る] e) とった是正処置の有効性のレビュー	「品質管理基準規則の解釈」のP 容反映に関する追記
「項を加える]         [細目を加える]         [項を加える]         [項を加える]         [項を加える]         [項を加える]	(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。 a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更 b) 品質マネジメントシステムの変更 (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。) に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。 (5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。 (6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。	「品質管理基準規則の解釈」のF 容反映に関する追記
8.5.3 <u>予防処置</u> (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の組織と共有することも含む。	-	(「8.5.3 予防処置」を「8.5.3 元 然防止処置」に変更(品管規則の整合)。内容として、原子力が
(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。	<u> [号を削る]</u>	防止処置することを明確に

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改 正 前	改 正 後	備考
(3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を、「不適合管理基本要領」に規定する。  a) 起こり得る不適合及びその原因の特定  b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価  c) 必要な処置の決定及び実施  d) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)  e) とった予防処置の有効性のレビュー  [項を加える]	[号を削る]  a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 [細目を削る] d) とった未然防止処置の有効性のレビュー  (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。	た。これは、内外トラブルの知見を水平展開するものに相当する。)







		改	正前						改	正後			
		別表3-1 文書化に関する	る要求事項 4. 2. 1 <u>C)</u>	に定める文書					別表3-1 文書化に関する	5要求事項 4. 2. 1 <u>(3)</u>	に定める文書		
本品質 保証計画 関連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書番号	本規定 関連条項	本品質 保証計画 関連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書番号	本規定 関連条項
		文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置実 証部門長	TQS-420			関係法令	品質マネジメントシステムに 係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-541	
4. 2. 3(2)	文書管理	文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01	第3条		遵守	もんじゅ関係法令遵守 活動管理要領 品質マネジメントシステムに	もんじゅ 敦賀廃止措置実	所長 敦賀廃止措置	MQAP411	
1. 2. 0 (2)	入目日在	文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420	37.0 %	4. 1	安全文化 醸成	係るレビュー等運営基本要領 もんじゅ安全文化醸成	証本部もんじゅ	実証部門長  所長	TQS-541 MQAP412	第3条
		もんじゅ文書管理要領	もんじゅ	所長	MQAP423				活動要領 品質に係る重要度の管理基本 要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-410	
		文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置実 証部門長	TQS-420			重要度分類	品質に係る重要度の管理 要領	もんじゅ	所長	MQAP410	]
			<b>立</b> 会 - せかよ			-		<u>保安活動</u> <u>指標</u>	保安活動指標(PI)設定評 価基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	<u>TQS-413</u>	
4. 2. 4(2)	記録の管理	文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01	第3条、第			文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置実 証部門長	TQS-420	
4. 2. 4(2)		文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420	118条	4. 2. 3(2)	文書管理	文書及び記録管理要領	安全・核セキュ リティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01	第3条
		もんじゅ品質記録管理 要領	もんじゅ	所長	MQAP424						文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置実 証本部長
		×1×							もんじゅ文書管理要領	もんじゅ	所長	MQAP423	
8. 2. 2(2)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条			文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	
		不適合管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置実 証部門長	TQS-830				文書及び記録管理要領	安全・核セキュ リティ統括部	安全・核セキュ リティ統括部長	QS-A01	第9条 签
8.3(2)	不適合管理	不適合管理並びに是正 及び予防処置要領	安全・核セキュ リティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03		4. 2. 4(2)	記録の管理		敦賀廃止措置実	敦賀廃止措置実		第3条、第 118条
8. 5. 2(3) 8. 5. 3(3)	是正処置 予防処置	不適合管理要領	敦賀廃止措置実	敦賀廃止措置実	HQMS-A830	第3条			文書及び記録管理要領	証本部	証本部長	HQMS-A420	
		もんじゅ不適合管理要領	証本部	証本部長 所長	MQAP830				もんじゅ品質記録管理 要領	もんじゅ	所長	MQAP424	
		のルレッグが過口 自任女限	0,00%		меди оэо		5. 4	品質目標	品質マネジメントシステムに 係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置実 証部門長	TQS-541	第3条

		改	正前						改	正後			
		別表3-2 文書化に関する	S要求事項 4.2.1 d)	に定める文書									
本品質 保証計画 関連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書 番号	本規定関連条項	本品質 保証計画 関連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書 番号	本規定 関連条項
	関係法令	関係法令遵守活動基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-411	第2条の2、			コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-550	
	遵守	もんじゅ関係法令遵守 活動管理要領	もんじゅ	所長	MQAP411	第3条		内部コミュ	中央安全審査・品質保証 委員会の運営について	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括	QS-A04	第3条、第7
4. 1	安全文化	安全文化醸成活動基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-412	第2条の3、	5. 5. 4	ニケーション	敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議	敦賀廃止措置実	部長 敦賀廃止措置	HQMS-A554	第3条、第7条 条、第7条 の2、第8条
	醸成	もんじゅ安全文化醸成 活動要領	もんじゅ	所長	MQAP412	第3条			運営要領	証本部	実証本部長	PGGM CAMPAT	-
	<b>壬</b>	品質に係る重要度の管理基本 要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-410	# 0 B			もんじゅコミュニケーショ ン要領	もんじゅ	所長	MQAP550	
	重要度分類	品質に係る重要度の管理 要領	もんじゅ	所長	MQAP410	- 第3条	5. 6. 1(1)	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要 領	安全・核セキュリ ティ統括部	理事長	QS-P02	第3条
5. 4	品質目標	品質目標管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-541	第3条			教育・訓練基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-620	
		コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-550		6. 2. 2	力量、教育、	教育訓練管理要領	安全・核セキュ リティ統括部	安全・核セキ ュリティ統括 部長	QS-A07	第3条、第 116条、第
	内部コミュ	中央安全審査・品質保証 委員会の運営について	安全・核セキュ リティ統括部	安全・核セキ ュリティ統括 部長	QS-A04	第3条、第7	0. 2. 2	訓練及び認識	教育・訓練要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置 実証本部長	HQMS-A620	117条
5. 5. 4	ニケーショ ン	敦賀廃止措置実証部門	敦賀廃止措置実	敦賀廃止措置	Horica : 22 :	条、第7条 の2、第8条			もんじゅ教育訓練要領	もんじゅ	所長	MQAP622	
		安全·品質保証推進会議 運営要領	証本部	実証本部長	HQMS-A554				原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条
		もんじゅコミュニケーショ	もんじゅ	所長	MQAP550		6. 4	作業環境	作業環境管理要領	もんじゅ	所長	MQAP640	第3条
F C 1(1)	マネジメン	ン要領 マネジメントレビュー実施要	安全・核セキュリ			# 0 A			運転(運用)管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-711	第13条から第67条
5. 6. 1(1)	トレビュー	領	ティ統括部	理事長	QS-P02	第3条		廃止措置	運転管理要領	もんじゅ 敦賀廃止措置実	所長 敦賀廃止措置	MQAP711	23101 7
		教育・訓練基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-620			管理	廃止措置管理基本要領 もんじゅ廃止措置管理	証本部	実証部門長	TQS-710	第67条の 2から第
			安全・核セキュ	安全・核セキ	00 407	hope of the hope	6.3		要領 要領	もんじゅ	所長	MQAP710	67条の5
6. 2. 2	力量、教育、 訓練及び	教育訓練管理要領	リティ統括部	ュリティ統括 部長	QS-A07	第3条、第 116条、第 117条	6. 4	燃料管理	燃料管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-712	第67条の 6から第
	認識	教育・訓練要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証本部長	HQMS-A620	111余	7. 1		燃料管理要領	もんじゅ	所長	MQAP712	74条
		もんじゅ教育訓練要領	もんじゅ	所長	MQAP622	-		放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-713	<u>第74条の</u> <u>2</u> から第
		原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条		物目生	放射性廃棄物管理要領	もんじゅ	所長	MQAP713	80条
6. 4	作業環境	作業環境管理要領	もんじゅ	所長	MQAP640	第3条		放射線管理	放射線管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-714	<u>第80条の</u> <u>2</u> から第
	<u>I</u>	I		1	I	1			放射線管理要領	もんじゅ	所長	MQAP714	101条

					T				,				<u></u>
本品質保証計画関 連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書 番号	本規定 関連条項	本品質保 証計画関 連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書 番号	本規定 関連条項
5. 3 5. 4		運転(運用)管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-711	第13条か			施設管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-715	第103条、 <u>第103条の</u> 2、第103条
7. 1 7. 5		運転管理要領	もんじゅ	所長	MQAP711	- ら第67条	6.3	施設管理	施設管理要領	もんじゅ	所長	MQAP715	<u>03</u>
	廃止措置 管理	廃止措置管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-710	第67条の2	6. 4 7. 1		非常時の措置基本要領	敦賀廃止措置実	敦賀廃止措置	TQS-716	第24条、第 24条の2、
		もんじゅ廃止措置管理 要領	もんじゅ	所長	MQAP710	」から第67 条の5	7.5	非常時の 措置	災害対策管理要領	証本部もんじゅ	実証部門長 所長	MQAP716	第104条から 第 115
	ロックス   ハルムム	燃料管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-712	第67条の6			<u> </u>			MQAI 110	条、第119 条
	燃料管理	燃料管理要領	もんじゅ	所長	MQAP712	_ から第74     条	7. 2. 3	外部コミュ ニケーショ		敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-550	- 第3条
	放射性廃棄	放射性廃棄物管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-713	第75条か	8. 2. 1	ン	もんじゅコミュニケーショ ン要領	もんじゅ	所長	MQAP550	70本
	物管理	放射性廃棄物管理要領	もんじゅ	所長	MQAP713	- ら第80条			設計・開発基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-730	
7	放射線管理	放射線管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-714	第81条か	7.3	設計•開発	もんじゅ設計管理要領	むんじゅ	所長	MQAP730	第3条
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	放射線管理要領	もんじゅ	所長	MQAP714	ら第101条			調達管理基本要領	敦賀廃止措置実	敦賀廃止措置	TQS-740	
	保守管理	保守管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-715	第103条、 第103条の 2、第103条	7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	証本部 契約部	実証部門長 契約部長	QS-G01	第3条
		<u>保守</u> 管理要領	もんじゅ	所長	MQAP715	<u>Ø3</u>			もんじゅ調達管理要領	もんじゅ	所長	MQAP740	
	北党吐の	非常時の措置基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-716	第24条、第 24条の2、	7.6	監視機器及 び測定機器		敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-760	- 第3条
	非常時の 措置	災害対策管理要領	もんじゅ	所長	MQAP716	- 第104条か ら 第 115 冬 第110		の管理	監視・測定機器管理要領	もんじゅ	所長	MQAP760	21. 21.
7 9 9		八口川州日在久開			томи 110	条、第119 条	8. 2. 2(2)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条
7. 2. 3 3. 2. 1	外部コミュ ニケーショ	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-550	- 第3条			不適合管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-830	
	ν · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	もんじゅコミュニケーショ ン要領	もんじゅ	所長	MQAP550	7 71.	8. 3 8. 5. 2	不適合管理 是正処置	不適合管理並びに是正 及び <u>未然防止</u> 処置要領	安全・核セキュ リティ統括部	安全・核セキュリティ統括	QS-A03	第3条
7. 3	設計・開発	設計・開発基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-730	第3条	8. 5. 2	未然防止処 置	不適合管理要領	敦賀廃止措置実 証本部	部長 敦賀廃止措置 実証本部長	HQMS-A830	0
	BORT PUPE	もんじゅ設計管理要領	もんじゅ	所長	MQAP730				もんじゅ不適合管理要領	もんじゅ	所長	MQAP830	

			1	1	T	<del></del>		T	T		1		1
本品質 保証計画 関連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書 番号	本規定 関連条項	本品質 保証計画 関連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書 番号	本規定 関連条項
4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-740	第3条	8. 2. 4	検査及び試 験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-824	第3条
i i		調達先の評価・選定管理 要領	契約部	契約部長	QS-G01				検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824	
		もんじゅ調達管理要領	もんじゅ	所長	MQAP740								
	監視機器及 び測定機器	監視機器及び測定機器管理基 本要領	敦賀廃止措置実 証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-760	第3条							
	の管理	監視・測定機器管理要領	もんじゅ	所長	MQAP760								
	検査及び試	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-824	第3条							
	験	検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824								

	改正後	備考
第3章 保安管理体制	第3章 保安管理体制	
		(変更なし)
第1節 組織及び職務	第1節 組織及び職務	
(保安に関する組織)		
第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。	(変更なし)	
2 廃止措置推進室及び安全・品質保証室に室長代理を、事業管理部に次長を置くことができる。		
3 もんじゅに副所長を、廃止措置部及び安全・品質保証部(以下「各部」という。)に次長を置くことができる。		
(職務)	(職務)	
(1987) 第5条 本部及び敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。	第5条 本部及び敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。	
(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。	(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。	
(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責		
任者として第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。	任者として第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。	
(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。	(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。	
(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する業務及び	(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する業務及び	
保安に関する品質保証活動の業務を行うとともに、本部(監査プロセスを除く。)における第3条5.5.2 管理責任	保安に関する品質保証活動の業務を行うとともに、本部(監査プロセスを除く。)における第3条5.5.2 管理責任	
者に定める業務を行う。	者に定める業務を行う。	
(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。	(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。	
(6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部に	(6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部に	
おける原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理す	おける原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理す	
るとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける第3条5.5.2に定める業務を行う。	るとともに、管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける第3条5.5.2に定める業務を行う。	
(7) 敦賀廃止措置実証本部長は、第8号から第10号までの業務を統括する。	(7) 敦賀廃止措置実証本部長は、第8号から第10号までの業務を統括する。	
(8) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナ	(8) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナ	
トリウム処理・処分を含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。	トリウム処理・処分を含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。	
(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、	(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、	原子力規制における検査制度
関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策		見直しに伴う変更(安全・品質
に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。	に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。 <u>また、平常時の環境放射線モニタリングに関</u>	証室の業務に「第93条の2
	する業務を行う。	常時の環境放射線モニタリンク
(10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括す	(10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括す	に関する業務を追記)
る。 (11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。	る。 (11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。	
(11) 南連味では、秋貞先正信直夫記字前及じもんじゅにおいるが「ゲル記が大安に関する前連来療を打り。 (12) 室長代理は室長を、次長は部長を補佐するとともに、室長又は部長が定める範囲で室長又は部長の代理業務		
を行う。	を行う。	
(13) 各室部課長(廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。)は、	(13) 各室部課長(廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。)は、	
職務の遂行に当たって、各室部課員(廃止措置推進室員、安全・品質保証室員、事業管理部員及び調達課員をい		
う。以下同じ。)を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長の指示・指導に		
びい業務を実施する。	従い業務を実施する。	
(14) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。	(14) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。	
2 もんじゅにおける原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。	2 もんじゅにおける原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。	
(1) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。	(1) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。	

- (3) 廃止措置部長は、第6号から第12号までの業務を統括する。
- (4) 安全・品質保証部長は、第13号から第15号までの業務を統括する。
- (5) 次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。
- (6) 計画管理課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ、保守の計画及び管理(安全管理課の所管業務を除く。)、保全計画の管理、保安教育に関する業務を行う。
- (7) 機械保全課長は、原子炉施設のうち機械設備に係る保守の実施に関する業務(安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。)を行う。
- (8) 電気保全課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務(安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。)を行う。

(6) 計画管理課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ、保守の計画及び管理(安全

(3) 廃止措置部長は、第6号から第12号までの業務を統括する。

長及び燃料環境課長の所管業務を除く。)を行う。

(4) 安全・品質保証部長は、第13号から第15号までの業務を統括する。

(5) 次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。

長の所管業務を除く。)を行う。 (8) 電気保全課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務(安全管理課

改正前	改正後	備考
(9) 施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。	(9) 施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。	
(10) 燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射	(10) 燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射	
性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。	性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。	
(11) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理、放射性廃棄物管理(燃料環境課の所管業務を除く。)に関する業務	(11) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理、放射性廃棄物管理(燃料環境課の所管業務を除く。)に関する業務	
を行う。	を行う。	
(12) 当直長は、施設管理課長の下で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(13) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。	(13) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。 <u>また、定期事業者検査</u>	
	に関する業務を行う。	見直しに伴う変更
(14) 安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理、化学管理、炉心管理及び燃料管理(燃料環境課長	(14) 安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理、化学管理、炉心管理及び燃料管理(燃料環境課長	
及び施設保安課長の所管業務を除く。)に関する業務を行う。	及び施設保安課長の所管業務を除く。)に関する業務を行う。	組織として、定期事業者検査に関
(15) 施設保安課長は、燃料の輸送、危機管理に関する業務を行う。	(15)施設保安課長は、燃料の輸送、危機管理に関する業務を行う。	する業務を追記)
(16) 管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。	(16) 管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。	
(17) 第6号から第11号及び第13号から第16号に規定する職位(以下「各課長」という。)は、それぞれ各号	(17)第6号から第11号及び第13号から第16号に規定する職位(以下「各課長」という。)は、それぞれ各号	
に定める職務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する	に定める職務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する	
業務を行う。	業務を行う。	
(18) 各課長は、業務の遂行に当たって、課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各課員	   (18) 各課長は、業務の遂行に当たって、課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各課員	
は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。	は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。	
(19) 所長、各部長(廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。)及び各課長が不在の場合、その職		
務はそれぞれの代理職位が代理して行うことができる。	務はそれぞれの代理職位が代理して行うことができる。	
4分は 24 0 24 00 71 0至成正が1 0至 0 21 7 2 2 2 2 3 。	4方(よ C 4 V C 4 W ) ( 全対成正 ル・) ( 全 C C T T ) C C ル・ ( さ る。	
第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議	第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議	
第6条(削除)	(変更なし)	(変更なし)
(中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等)	(中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等)	
第7条機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。	第7条機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。	
2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する以下の基本的重要事項を審議	2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する以下の基本的重要事項を審議	
する。	2 「八久王田正 山貞小仙安貞云は、江事及い田山に心し、が「か旭成の休女に肉するが「v) 本不り重安事 只で田城 する。	
(1) 施設の設置、運転及び廃止措置に伴う安全に関する基本事項	・・・・。   (1)施設の設置、運転及び廃止措置に伴う安全に関する基本事項	
①原子炉設置許可の変更に関する重要事項	①原子炉設置許可の変更に関する重要事項	
② 廃止措置計画の変更に関する重要事項	② 廃止措置計画の変更に関する重要事項	
(2) 事故又は非常事態の重大事項(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「研究開発段階	(2) 事故又は非常事態の重大事項(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「研究開発段階	
炉規則」という。)第129条に定める事象)	炉規則」という。)第129条に定める事象)	
(3) 品質保証活動の基本事項	(3) 品質保証活動の基本事項	
(4) その他、理事長の諮問する事項	(4) その他、理事長の諮問する事項	
3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。	3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。	
4 中央安全審査・品質保証委員会委員長は、審議結果を理事長に答申する。	4 中央安全審査・品質保証委員会委員長は、審議結果を理事長に答申する。	
5 理事長は審議結果を尊重する。	5 理事長は審議結果を尊重する。	
*1:原子炉等規制法第43条の3の33第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画をいう。以下同じ。	*1:原子炉等規制法第43条の3の <u>34</u> 第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画をいう。以下同じ。	記載の適正化(法令改正による条
   (敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等)	(敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等)	文追加に伴う変更)
第7条の2 敦賀廃止措置実証部門に敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を置く。	(教員廃止相直天記記) 1女主・印真体記[日色云蔵の) (権威事)     第7条の2 敦賀廃止措置実証部門に敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議を置く。	
2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あ	2 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あ	
らかじめ敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。	らかじめ敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。	
(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に関する基本事項	(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に関する基本事項	
①原子炉設置許可の変更に関する事項	①原子炉設置許可の変更に関する事項	
② 保安規定の変更に関する事項	② 保安規定の変更に関する事項	
③ 廃止措置計画の変更に関する事項	③ 廃止措置計画の変更に関する事項	
(2) 事故又は非常事態に関する重大事項(研究開発段階炉規則第129条に定める事象)	(2) 事故又は非常事態に関する重大事項(研究開発段階炉規則第129条に定める事象)	
(3) 品質保証活動の基本事項	(3) 品質保証活動の基本事項	

改正前	改正後	備考
(4) 保安規定別表3-1及び別表3-2に示す敦賀廃止措置実証本部の所管文書の制定、改定及び廃止	(4) 保安規定別表3-1に示す敦賀廃止措置実証本部の所管文書の制定、改定及び廃止	記載の適正化 (別表 3-1 と 3-
(5) 法令等の遵守、安全文化の醸成に係る年度活動計画、年度活動計画の活動状況及び活動結果に関する事項	[削る]	2の統合に伴う変更)
(6) その他、敦賀廃止措置実証部門長が必要と認めた事項	(5) その他、敦賀廃止措置実証部門長が必要と認めた事項	原子力規制における検査制度の
3 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証部門長を委員長とする。委員長が委員会の会		
議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。	議に出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。	質マネジメントシステムに統
4 敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議は、敦賀廃止措置実証本部長、廃止措置推進室長、安全・品質保証		
室長、事業管理部長、所長及び委員長が指名した委員をもって構成する。	室長、事業管理部長、所長及び委員長が指名した委員をもって構成する。	
(もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等)	(もんじゅ安全・品質保証推進会議の審議事項、構成等)	
第8条 もんじゅにもんじゅ安全・品質保証推進会議を置く。	第8条 もんじゅにもんじゅ安全・品質保証推進会議を置く。	
2 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめもん	2 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめもん	
じゅ安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。	じゅ安全・品質保証推進会議で定めた軽微な事項は除く。	
(1) 原子炉施設の保安に関し、第7条第2項第2号及び第7条の2第2項第2号で定める中央安全審査・品質保証	(1) 原子炉施設の保安に関し、第7条第2項第2号及び第7条の2第2項第2号で定める中央安全審査・品質保証	
委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議において審議する事項	委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議において審議する事項	
(2) 原子炉施設の保安に関し、もんじゅ安全・品質保証推進会議において審議を必要とする以下の事項	(2) 原子炉施設の保安に関し、もんじゅ安全・品質保証推進会議において審議を必要とする以下の事項	
① 保安規定の変更	① 保安規定の変更	
② 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更に関する事項	② 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更に関する事項	
③ 廃止措置計画の変更	③ 廃止措置計画の変更	
④ 廃止措置管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	④ 廃止措置管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	
⑤ 燃料管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	⑤ 燃料管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	
⑥ 放射性廃棄物管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	⑥ 放射性廃棄物管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	
⑦ 放射線管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	⑦ 放射線管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	原子力規制における検査制度の
⑧ 保守管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	⑧ 施設管理に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	見直しに伴う変更
⑨ 非常時の措置に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	⑨ 非常時の措置に関するもんじゅ規則の制定、改定及び廃止	(「保守管理」を「施設管理」に
⑩ 改造の実施に関する事項	⑩ 改造の実施に関する事項	変更)
⑪ 保安教育の年間計画の策定に関する事項	⑪ 保安教育の年間計画の策定に関する事項	
⑫ 保全計画の策定及び見直しに関する事項	⑫ 保全計画の策定及び見直しに関する事項	
(3) その他、所長が必要と認めた事項	(3) その他、所長が必要と認めた事項	
3 もんじゅ安全・品質保証推進会議の委員長は所長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじ	3 もんじゅ安全・品質保証推進会議の委員長は所長とする。委員長が委員会の会議に出席できない場合は、あらかじ	
め委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。	め委員長が指名した者が会議に出席し、委員長の職務を行う。	
4 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、発電用原子炉主任技術者(以下「原子炉主任技術者」という。)、各部長及び	4 もんじゅ安全・品質保証推進会議は、発電用原子炉主任技術者(以下「原子炉主任技術者」という。)、各部長及び	
委員長が指名した委員をもって構成する。 	委員長が指名した委員をもって構成する。	
第3節 主任技術者	第3節 主任技術者	
(原子炉主任技術者の選任)		(変更なし)
第9条 理事長は、原子炉主任技術者及び代行者を原子炉主任技術者免状を有する者であって、次のいずれかの業務に	(変更なし)	
通算して		
3年以上従事した経験を有する者のうちから選任する。		
(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務		
(2) 原子炉の運転に関する業務		
(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務		
(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務		
2 原子炉主任技術者及び代行者の職位は、管理職以上とする。		
3 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわ		
たる場合は、第1項及び前項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。		
(原子炉主任技術者の職務)		
第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を	(変更なし)	(変更なし)
遂行する。		
(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合には、理事長、敦賀廃止措置実証部門長又は所長へ意見具申す		

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表 改正前 改正後 備考 る。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合には、原子炉施設の廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。 (3) 別表10-1に定める事項の確認において、精査し、必要な指導・助言を行う。 (4) 別表10-2に定める関係課長からの報告内容等を確認する。 (5) 別表10-3に定める記録の記載内容を確認する。 (6) 第119条の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。 (7) その他原子炉施設の廃止措置に関して、保安の監督に必要な職務を行う。 2 理事長、敦賀廃止措置実証部門長又は所長は、原子炉主任技術者が原子炉施設の廃止措置に関し保安のためにする 意見具申を尊重する。 3 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、原子炉主任技術者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指 導・助言を尊重する。 別表10-1 原子炉主任技術者の確認事項 別表10-1 原子炉主任技術者の確認事項 条 文 内 容 条 文 内 容 第17条 手順の作成 廃止措置管理に関する手順書 第17条 手順の作成 廃止措置管理に関する手順書 第63条 施設運用上の基準を満足しない場合 | 施設運用上の基準を満足しなかった場合 第63条 施設運用上の基準を満足しない場合|施設運用上の基準を満足しなかった場合 の措置 の措置 第66条 第66条 異常時の措置 異常の収束 異常時の措置 異常の収束 第67条の4 廃止措置計画の実施工程管理 現地マスター工程表 第67条の4 廃止措置計画の実施工程管理 現地マスター工程表 第67条の4 第67条の4 廃止措置計画の実施工程管理 現地マスター詳細工程表 廃止措置計画の実施工程管理 現地マスター詳細工程表 2次冷却材ナトリウム一時保管用タ ナトリウム移送作業の再開 第67条の5 「削る] 項目の削除(ナトリウム移送完 ンクへの移送 了に伴う第67条の5削除のた 第68条 新燃料の運搬 輸送計画 第68条 新燃料の運搬 輸送計画 第71条 炉心構成要素等取替作業 炉心構成要素等取替実施計画 炉心構成要素等取替作業 炉心構成要素等取替実施計画 第71条 第71条 炉心構成要素等取替作業 炉心構成要素等取替作業の開始 第71条 炉心構成要素等取替作業 炉心構成要素等取替作業の開始 第71条 炉心構成要素等取替作業 炉心構成要素等取替作業の再開 第71条 炉心構成要素等取替作業 炉心構成要素等取替作業の再開 第71条の2 燃料処理·貯蔵作業 燃料処理·貯蔵実施計画 第71条の2 燃料処理 • 貯蔵作業 燃料処理,貯蔵実施計画 第71条の2 燃料処理 • 貯蔵作業 燃料処理・貯蔵作業の開始 第71条の2 燃料処理 • 貯蔵作業 燃料処理・貯蔵作業の開始 燃料処理·貯蔵作業 燃料処理・貯蔵作業の再開 第71条の2 燃料処理 • 貯蔵作業 燃料処理・貯蔵作業の再開 第71条の2 第74条 使用済燃料の運搬 輸送計画 第74条 使用済燃料の運搬 輸送計画 第75条 放射性固体廃棄物の管理 放射性固体廃棄物周辺監視区域外運搬計画 第75条 放射性固体廃棄物の管理 放射性固体廃棄物周辺監視区域外運搬計画 管理区域の設定 第81条 第81条 管理区域の設定 一部区域の管理区域からの解除要件 一部区域の管理区域からの解除要件

第81条

第84条

第97条

第100条

第105条

第106条

第108条

第109条

第116条

第117条

管理区域の設定

管理区域への出入管理

協力会社の放射線防護

非常事態対策組織

非常時対処訓練

所員への保安教育

要員の確保

通報系統

周辺監視区域外への持ち出し

協力会社従業員への保安教育

緊急に管理区域を設定又は解除する要件

核燃料物質等周辺監視区域外運搬計画

管理区域への立入許可に係る事項

非常事態対策組織の所員の配置

非常事態が生じた場合の通報系統

放射線防護の必要事項

非常時対処訓練実施計画

保安教育実施計画(協力会社)

非常事態対策組織

保安教育実施計画

第81条

第84条

第97条

第100条

第105条

第106条

第108条

第109条

第116条

第117条

管理区域の設定

管理区域への出入管理

協力会社の放射線防護

非常事態対策組織

非常時対処訓練

所員への保安教育

要員の確保

通報系統

周辺監視区域外への持ち出し

協力会社従業員への保安教育

緊急に管理区域を設定又は解除する要件

核燃料物質等周辺監視区域外運搬計画

管理区域への立入許可に係る事項

非常事態対策組織の所員の配置

非常事態が生じた場合の通報系統

放射線防護の必要事項

非常時対処訓練実施計画

保安教育実施計画(協力会社)

非常事態対策組織

保安教育実施計画

	改 正	前	改 正 後	備考
				(変更なし)
	別表10-2 関係課室		(変更なし)	
tit. to	条文	内 容		
第24条	地震・火災等発生時の対応	地震・火災等発生時の対応措置		
第67条の3	工事完了の報告	工事計画書に基づく工事の結果		
第79条	放出管理目標値を超えた場合の措置	放射性物質の放出量が放出管理目標値を超え た場合の周辺公衆の線量評価結果		
第93条	線量当量率等の測定	管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域 境界付近の外部放射線に係る線量当量率等並 びに周辺監視区域境界付近の空気吸収線量等 に異常が認められた場合		
第111条	応急措置	第110条の場合に周辺監視区域内の線量当量 率及び空気中の放射性物質の濃度を調査した 結果		
第116条	所員への保安教育	保安教育実施結果		
第117条	協力会社従業員への保安教育	保安教育実施結果		
第119条	報告	施設運用上の基準を満足していないと判断し た場合		
第119条	報告	研究開発段階炉規則第129条に定める報告を 要する事態が発生した場合		

改 正 前	改 正 後	備考
別表10-3 原子炉主任技術者が確認する記録	別表10-3 原子炉主任技術者が確認する記録	(変更なし)
別次10一3一次1分半に次例省が判職がする記録	記録項目	
. 検査報告書	1. 検査報告書	
・ (灰旦牧口音) (1) 第 103 条に定める検査の報告書 (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1. (大型) (1) 第 103 条に定める検査の報告書	
(1) A 100 AICAL VANO IREL VANO II	(1) 別100 水に足りが戻車の採口目	
. 連転記録	2. 運転記録	
(1) 熱出力	(1) 熱出力	
(2) 炉心の中性子束密度	(2) 炉心の中性子束密度	
(3) 炉心の温度	(3) 炉心の温度	
(4) 冷却材入口温度	(4) 冷却材入口温度	
(5) 冷却材出口温度	(5) 冷却材出口温度	
(6) 冷却材圧力	(6) 冷却材圧力	
(7) 冷却材流量	(7) 冷却材流量	
(8) 制御棒位置	(8) 制御棒位置	
(9) 原子炉に使用している冷却材の純度	(9) 原子炉に使用している冷却材の純度	
<ul><li>. 燃料に係わる記録</li></ul>	3. 燃料に係わる記録	
(1) 原子炉内における燃料体の配置	(1) 原子炉内における燃料体の配置	
(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	
(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量	(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量	
(4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	(4) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	
. 運転日誌	4. 運転日誌	
(1) 運転責任者の氏名	(1) 運転責任者の氏名	
(2) 運転員の氏名	(2) 運転員の氏名	
(3) 交代の日時	(3) 交代の日時	
(4) 交代時の引継事項	(4) 交代時の引継事項	
(5) 運転開始日時	(5) 運転開始日時	
(6) 臨界到達日時	(6) 臨界到達日時	
(7) 運転切替日時	(7) 運転切替日時	
(8) 緊急しや断日時	(8) 緊急しや断日時	
(9) 運転停止日時	(9) 運転停止日時	
記 録 項 目	記録項目	
. 放射線管理に係わる記録	5. 放射線管理に係わる記録	
(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁にお	(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁にお	
ける線量当量率	ける線量当量率	
(2) 管理区域における外部放射線の1週間の線量及び空気中の放射性物質の1週間についての平	(2) 管理区域における外部放射線の1週間の線量及び空気中の放射性物質の1週間についての平	
均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	均濃度並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	
(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏	(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏	
名	名	

改正前	改 正 後	備考
6. 放射性廃棄物に係わる記録	6. 放射性廃棄物に係わる記録	
(1) 放射性廃棄物の排気ロ又は排気監視設備及び排水ロ又は排水監視設備における放射性物質	(1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質	
の1日間及び3月間についての平均濃度	の1日間及び3月間についての平均濃度	
(2) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数 量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には、当該容器の	(2) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には、当該容器の	
数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法	数量及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法	
(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	
(4) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器	(4) 周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器	
の種類並びにその運搬の日時及び経路	の種類並びにその運搬の日時及び経路	原子力規制における検査制度の
		見直しに伴う変更
7. 巡視及び点検の結果 (1) F. J. I.		(研究開発段階炉規則第62条
(1) 原子炉施設の巡視及びその点検の状況並びにその担当者の氏名		の記録項目から削除されたことにより削除し、巡視は、施設管理
8. 保守作業の結果	7. 保全の結果	に統合する。また、「103条
(1) 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	(1) 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	7. 保全の実施」と記載と合わせ
	(2) 原子炉施設の巡視及びその点検の状況並びにその担当者の氏名	る)
9. 事故報告書	8. 事故報告書	
(1) 事故の発生及び復旧の日時	(1) 事故の発生及び復旧の日時	
(2) 事故の状況及び事故に際して採った措置	(2) 事故の状況及び事故に際して採った措置	
(3) 事故の原因	(3) 事故の原因	
(4) 事故後の措置	(4) 事故後の措置	
10. 保安教育の実施計画	9. 保安教育の実施計画	
11. 保安教育の実施報告	<u>10</u> . 保安教育の実施報告	
(1) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	(1) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	
12. 管理区域及び保全区域	11. 管理区域及び保全区域	
(1) 管理区域図	(1) 管理区域図	
(2) 管理区域の設定、解除の状況	(2) 管理区域の設定、解除の状況	
(3) 保全区域図	(3) 保全区域図	
(4) 保全区域の設定、解除の状況	(4) 保全区域の設定、解除の状況	
13. 廃止措置に係る工事の方法、時期 <u>および</u> 対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	12. 廃止措置に係る工事の方法、時期 <u>及び</u> 対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	記載の適正化
第11条 (削除)	(変更なし)	(変更なし)
第12条 (削除)	(変更なし)	(変更なし)

		正 前		改 正 第4章 廃山		備考	
	7	止措置管理					
(I#. I\T < 10-1-1-1-1)	第1節	fi 通則	(1#. \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	第1節	通則		
(構成及び定義)	→		(構成及び定義)				
	子炉の状態の定義は、別表13			る原子炉の状態の定義は、別表13			
	基本的な構成は次のとおりとす	ఏ.	2 第2節における条文の基本的な構成は次のとおりとする。				
(1) 第1項:施設運用上	<del></del>	************************************	(1) 第1項:施設運用上の基準 (2) 第2項: ##20/20   # 20/20				
	この基準を満足していることを			用上の基準を満足していることを研			
		新した場合*1に要求される措置 - z		用上の基準を満足していないと判断			
	用語の定義は、次のとおりとす	る。 生子しゃへい体、中性子源集合体及び固定吸収体をいう。		要な用語の定義は、次のとおりとす - トは、燃料、制御棒集会体、中が	る。 E子しゃへい体、中性子源集合体及び固定吸収体をいう。		
	とは、炉心構成要素及び模擬			」とは、原代構成要素及び模擬原			
		デルー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			では、中性子しゃへい体又は固定吸収体を炉外燃料貯蔵権	i	
		素等を原子炉から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業			(学を原子炉から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業		
をいう。		N ( C/N ) // A DAV / H D// / I N// I N// I N// I N// A D// A	をいう。		CO CONTACTOR ATTACKED TO A STANKING CONTACTOR ATTACKED A STANKING CONTACTOR ATTACKED A STANKING CONTACTOR A STANKING CONTACTOR A STA		
	F業」とは、炉心構成要素等を	炉外燃料貯蔵槽から取り出し燃料洗浄設備でナトリウムを		蔵作業」とは、炉心構成要素等を炉	5外燃料貯蔵槽から取り出し燃料洗浄設備でナトリウムを		
7,, 1) = 7,17,7,11		模擬炉心構成要素又は固定吸収体を新燃料貯蔵室から取り			製炉心構成要素又は固定吸収体を新燃料貯蔵室から取り		
		蔵槽若しくは燃料池内での炉心構成要素等の配置替えを行			<b>婧</b> 着しくは燃料池内での炉心構成要素等の配置替えを行		
う作業をいう。			う作業をいう。				
1 1111	可能な限り短時間で要求され	る措置を実施するものであるが、一義的に時間を決められ		は、可能な限り短時間で要求される	。 る措置を実施するものであるが、一義的に時間を決められ		
		求される措置を組織的に*2実施する準備が整い次第という	ないものであり、	意図的に遅延させることなく、要求	される措置を組織的に*2実施する準備が整い次第という		
意味である。ただし、	複数の「速やかに」実施する	ことを要求される措置がある場合は、いずれか一つの要求	意味である。ただ	し、複数の「速やかに」実施するこ	とを要求される措置がある場合は、いずれか一つの要求		
される措置を「速やか	いこ」実施し、引き続き遅滞な	く、残りの要求される措置を実施する。	される措置を「速	やかに」実施し、引き続き遅滞なく	、残りの要求される措置を実施する。		
(6) 「燃料」とは、炉心	L燃料集合体、ブランケット燃料	料集合体、試験用集合体A及び試験用集合体Bをいう。	(6) 「燃料」とは、	炉心燃料集合体、ブランケット燃料	集合体、試験用集合体A及び試験用集合体Bをいう。		
*1:施設運用上の基準を消	満足していないと判断した場合	・とは、関係課長、当直長が第61条及び第62条の規定に	*1:施設運用上の基準	きを満足していないと判断した場合	とは、関係課長、当直長が第61条及び第62条の規定に		
基づき判断した場合	をいう。		基づき判断した場	場合をいう。			
*2:関係者への連絡、各i	運転員への指示、手順の準備・	確認等を行うこと。	*2:関係者への連絡、	各運転員への指示、手順の準備・	確認等を行うこと。		
	別表13 原子	一炉の状態の定義		別表13 原子	<b>炉の状態の定義</b>	記載の適正化	
	原子炉モード			原子炉モード	百子行チード		
原子炉の状態	スイッチの位置	状態	原子炉の状態	スイッチの位置	状態	て、低温停止状態でモードスイ	
						ッチを「燃料交換」にすることが	
低温停止	「停止」又は	1 次冷却材温度が 180℃以上 250℃以下	低温停止	「燃料交換」、「停止」又は	1 次冷却材温度が 180℃以上 250℃以下	あるため追記する)	
	「メンテナンス」			「メンテナンス」			
燃料交換	「燃料交換」	炉心構成要素等取替作業を行うために、原子炉モ	燃料交換	「燃料交換」	炉心構成要素等取替作業を行うために、原子炉		
	7   → b 1.1.3.   [H.m.]	ードスイッチを「燃料交換」にした状態			モードスイッチを「燃料交換」にした状態	(-tr-== 1, )	
(原子炉の運転停止に関する		WITEN PROPERTY WITH	(本事4.1.)			(変更なし)	
		当直長は、毎日1 回、次の事項を確認する。	(変更なし)				
		に切り替えできない状態」が継続していること					
	動軸が切り離されている状態」	が一体がついていること				(亦更わし)	
(原子炉施設の運転員の確)	,		(変更なし)			(変更なし)	
	、原丁炉旭設の運転員を確保り 子炉施設の廃止措置に必要な教	る。なお、原子炉施設の運転員とは、別表116-1で定	(多丈なし)				
		(月を支げた日をく)。 前項で定める者の中から、1直当たり別表15-1に定め					
		前項でためる有の中から、1直当にりが表15-1にため ₹15-1に定める人数のうち1名は当直長とする。					
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(13-1に足める人数のりら1名はヨ直衣とりる。) 、る者で、もんじゅで行う運転責任者の認定試験に合格した。					
者の中から理事長が選任		アジロ へ、 U/V U yy へ日 / 建物具IL11 V/MV/CPV(M)(C口俗 U/C					
		務の経験年数が3年以上の者でかつそのうち2年以上のも					
		はこれと同等以上の経験を有すると認められる者					
		定める人数の者を常時中央制御室に確保する。					
		ACT OF CONTRACT OF THE STATE OF					
			I .				

	改 正	前	改 正 後	備考
			(施設運用管理業務)	
[条を加える	1		第15条の2 当直長は、廃止措置の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持	条文の追加
<u> </u>	<del>-</del>		するとともに、事故等を安全に収束させるため、施設運用管理に関する次の各号の業務を実施する。	(運転管理 (廃止措置管理) の設
			(1) 当直長は、原子炉施設の施設運用管理に関する次の業務を実施する。	備運用に関する基本的な業務
			a. 施設運用操作に係る事項を定め運用する。	(巡視・監視・操作・設備不具合
			b. 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。	時の対応等)の明確化)
			c. 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。	
			(2) 当直長は、中央制御室における監視、第16条の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、設備	
			故障があれば関係課長に通知する。	
			(3) 当直長は、関係課長の依頼に基づき、第1号a. による施設運用操作を実施する。また、関係課長は、当直長から	
			引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
(巡視点検) 第16条 当直長は	毎日1回以上原子恒悔塾(アー・ラス内	、窒素ガス供給系設備の窒素ガス注入区画内及び第83	(巡視点検) 第16条 当直長は、毎日1回以上原子炉施設(アニュラス内、窒素ガス供給系設備の窒素ガス注入区画内及び第8	   原子力規制における検査制度の
		、		原士力規制における検査制度の   見直しに伴う変更(施設管理と
宋男 1 頃で正める	)	プ゚ストルエウサ ダドアラノルト丁ルークルルネスギエィに゙フノビト (	3条第1項で定める区域を除く。)を巡視し、別表16に定める維持すべき原子炉施設*1について点検を行う。 <u>実施</u>	
			においては、第103条の5第3項に定める観点を含めて行う。	の関連を追記)
., , .		ス供給系設備の窒素ガス注入区画内及び第83条第1項		
		める区域は除く。)を巡視し、点検を行う。	項で定める区域(アニュラス内、第26条及び第56条で定める区域は除く。)を巡視し、点検を行う。 実施におい	
* 1:廃止措置計画	面に定める性能維持施設をいう。 以下同じ。		ては、第103条の5第3項に定める観点を含めて行う。	
			*1:廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。以下同じ。	
	別表16 巡視点検す		(変更なし)	(変更なし)
原子炉施設	主な点検設備	主な点検項目		
	1 次冷封設備	・各監視計器の指示値が正常であること。		
原子炉冷却	2 次冷却設備	・ナトリウム機器・配管等に異常がないこと。		
系統施設	補助冷却設備	・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。		
	1次及び2次ナトリウム補助設備	1成品の共日、共大、元然守かっないこと。		
		・各監視計器の指示値が正常であること。		
燃料取扱	炉外燃料貯蔵設備	・ナトリウム機器・配管等に異常がないこと。		
及び	水中燃料貯蔵設備	・ 水中燃料貯蔵設備に貯蔵した炉心構成要素等に		
貯蔵設備		異常がないこと。		
7147778		・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。		
	ディーゼル発電機及び所内電源設備			
電源、給排水	液体廃棄物処理設備	・各監視計器の指示値が正常であること。		
		・放射性物質の漏えいがないこと。		
及び排気施設	気体廃棄物処理設備	・機器の異音、異臭、発熱等がないこと。		
	換気空調設備			
(手順の作成)			(手順の作成)	
	課長は、次の各号に掲げる当直長が宝旛す	る原子炉施設の廃止措置管理に関する手順書を作成す	(1 // 1000   1000	   記載の適正化
る。		COMPANY OF THE BUT ON THE CITY	S.	(第15条の2の表現に統一)
る。 (1)巡視点検手順	ΕT <del>±</del>		'3'。   (1) 巡視点検手順書	\(\lambda\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\)
(2) 異常時運転手	,,_		(2) 異常時運転手順書	
(3) 故障時運転手			(3) 故障時運転手順書	
(4) 警報処置手順			(4) 警報処置手順書	
(5) 設備別運転手			(5) 設備別運転手順書	
(6) 定期試験手順	書		(6) 定期試験手順書	
(7) 定例試験手順	書		(7) 定例試験手順書	
2 施設管理課長は	、前項で定める原子炉施設の廃止措置管理	lに関する手順書を制定・改定・廃止する場合、廃止措	2 施設管理課長は、前項で定める原子炉施設の施設運用管理に関する手順書を制定・改定・廃止する場合、廃止措	記載の適正化
			置部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。	(第15条の2の表現に統一)
			i	•

改正前	改正後	備考
(引継) 第18条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐに当たり、所定の鍵、運転日誌及び運転記録を引き渡し、運転状況を申し送る。	(変更なし)	(変更なし)
第19条 (削除) 第20条 (削除) 第20年 (削下) 第20年 (加索於了發達上時式,此葉計文學主題,所以於不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不	(変更なし) (地震・火災等発生時の対応) (変更なし) (地震・火災等発生時の対応) (変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし) (地震・火災等発生時は、地震・火災発生時は、一般に対応が表別の方法を行う体制の整備として、次の特置を講じる。 (3) 施設保安課長は、もんじゅから消防が関別の通報するかめ、専用回線を使用した通報設備を中央制御会に設置する。ともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。 (2) 所長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3) 施設保安課長は、初期消火活動を行うため、別表24に示す化学消防自動車及び泡消水薬剤を監備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配慮はよるともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。また、初期消火活動に必要なるの他資機材を定め、企業が関連された場合をは、第16条に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。 (6) 安全管理課長、節16条においておけに対しているのが関連された場合の対別が対した場合は、地震が関連された場合は、その結果を所長、原子炉主任技術者及び各部長に報告する。 (7) 施設保安課長は、前を号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見しを行う。 4 当直長は、山火事、台風、海政等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、施設管理課長に連絡する。 5 施設管理課長は、前を号に定める別期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な対別が対した場合は、施設管理課長に連絡する。 1 : 専用回線、通報設備が点検又は対率により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。	記載の適正化
(電源機能喪失時等の体制の整備) 第24条の2 施設保安課長は、原子炉施設内において溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)が発生した場合又は大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損傷(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合(以下、これらを総称して「電源機能喪失時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制を整備するとともに、次の各号に掲げる事項を含む計画を「災害対策管理要領」の下に策定し、安全・品質保証部長の確認を受け、所長の承認を得る。 (1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 内部溢水が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練 (3) 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練 (4) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備及び定期的な点	(変更なし)	変更なし

改工論	<b>北江</b>	<b>農</b> 老
検 2 関係課長は、前項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制整備として必要な以下の対応に係る手順を定める。 (1) 内部溢水発生時における漏えい量の抑制対策 ① 屋外タンクの隔離対応 ② 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動 ① 大型航空機衝突による航空機燃料火災の対応 ② 大規模な自然災害による1次系ナトリウム火災の対応 ③ 大規模損壊発生時における使用済燃料庁蔵槽の水位を確保するための対策及び使用済燃料の損傷を緩和するための対策 ① 燃料池への給水による水位確保の対応 ④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策 ① 燃料池への給水による水位確保の対応 ⑤ 電源機能喪失時の対策 ① 放射性物質の拡散抑制の対応 ⑤ 電源機能喪失時の可源率による電源供給の対応 3 関係課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。 4 関係課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、施設保安課長に必要な措置を講じた結果を報告する。施設保安課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	改正後	備考
第2節 施設運用上の基準	第2節 施設運用上の基準	
(ナトリウム純度管理) 第25条 当直長は、1次、2次冷却材及び炉外燃料貯蔵槽冷却材のナトリウムの純度が別表25-1の管理目標値に保たれていることを別表25-2の頻度で確認する。 2 ナトリウム純度が直接確認できない場合、アルゴンガス純度をもって前項を確認する。 3 当直長は、別表25-1の管理目標値を満足しない場合、管理目標値内に回復するよう努めるとともに、その旨を施設管理課長に報告する。	(変更なし)	(変更なし)
別表25-1 ナトリウム純度の管理目標値	(変更なし)	(変更なし)
項目管理目標値 (酸素)1次冷却材ナトリウム純度10 ppm 以下2次冷却材ナトリウム純度*110 ppm 以下炉外燃料貯蔵槽冷却材ナトリウム純度10 ppm 以下*1:ナトリウムをドレンした場合は除く		
別表25-2 確認の頻度	(変更なし)	(変更なし)
対象 1次冷却材 2次冷却材 炉外燃料貯蔵槽冷却材 原子炉の状態 燃料 低温 燃料 低温 燃料 低温停止 交換 停止 交換 停止 交換 焼処理*2 左記以外 測定頻度 1回/日 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 *2:燃料処理・貯蔵作業期間中で、燃料池内で燃料の配置替えのみを行う場合は除く。		
(炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度) 第26条 炉外燃料貯蔵槽室、炉外燃料貯蔵槽冷却室等の部屋 (別表26-1で定める放射性のナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)の酸素濃度 (以下「各部屋の酸素濃度」という。) は、別表26-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 各部屋の酸素濃度が前項の施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、各部屋の酸素濃度を確認する。	(炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度) 第26条 炉外燃料貯蔵槽室、炉外燃料貯蔵槽冷却室等の部屋(別表26-1で定める放射性のナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)の酸素濃度(以下「各部屋の酸素濃度」という。)は、別表26-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 各部屋の酸素濃度が前項の施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、各部屋の酸素濃度を確認する。	

改正	 E. 前		改正後	備考
3 当直長は、各部屋の酸素濃度が第1項で定める施設運序		場合、別表26-	3 当直長は、各部屋の酸素濃度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表26-	VIII V
2の措置を講 <u>ず</u> る。			2の措置を講 <u>じ</u> る。	記載の適正化
別表 2 6-1 炉外燃料貯蔵槽室等	等の酸素濃度の施設運用上の基準		(変更なし)	(変更なし)
項目	施設運用上の基準			
炉外燃料貯蔵槽室、EVST1 次オーバーフロータンク室、				
EVST1 次ドレンタンク室、EVST1 次汲上ポンプ室、	3%F/T*1			
EVST1 次純化系室、EVST1 次コールドトラップ室の酸素	3,00011			
濃度				
*1:ナトリウムがドレン又は固化されている場合は、施調	設連用上の基準を適用しない。			
別表26-2 炉外燃料貯蔵槽室等の酸素濃度	度の施設運用上の基準を満足しない場合の		(変更なし)	(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間		
A. 各部屋の酸素濃度が施設 A.1 各	S部屋の酸素濃度を施設運用上の基準を	速やかに		
運用上の基準を満足して 満	<b>端足するよう復旧する。</b>			
いないと判断した場合				
B. 条件 A で要求される措置 B. 1 当	当該区域のナトリウムをドレン又は移送	速やかに		
を完了時間内に達成できす	ける操作を開始する。			
ない場合				
(警報装置)			(警報装置)	
第27条 警報装置から発せられる警報について、別表2上の基準*1*2とする。 2 当直長は、1日に1回、別表27に定める警報が発報3 当直長は、警報の機能が第1項で定める施設運用上のまの措置を実施する。 (1)機能が維持されていない警報について、関連計器の(2)関係課長に連絡し、維持されていない警報に関連す全が確保できない場合を除く。)させ、警報の機能を[*1:点検作業により、警報の機能が維持できない場合、第満足しているとみなす。 *2:警報表示灯が点灯しない場合は、警報表示灯の交換を交換し、警報表示灯が点灯することを確認するまで	することを確認する。 基準を満足していないと判断した場合、返 の指示値や現場確認をもって代替監視する する作業を中止(ただし、作業を中止する 回復させる。 第3項第1号の措置を実施することで施設 を行い警報表示灯が点灯することを確認す	をかに次の各号  っ。 っことにより、安  定運用上の基準を  する。警報表示灯	第27条 警報装置から発せられる警報について、別表27に定める警報の機能が維持されていることを施設運用上の基準*1*2とする。 2 当直長は、1日に1回、別表27に定める警報が発報することを確認する。 3 当直長は、警報の機能が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、速やかに次の各号の措置を実施する。 (1) 機能が維持されていない警報について、関連計器の指示値や現場確認をもって代替監視する。 (2) 関係課長に連絡し、維持されていない警報に関連する作業を中止(ただし、作業を中止することにより、安全が確保できない場合を除く。)させ、警報の機能を回復させる。 *1:点検作業等により、警報の機能が維持できない場合、第3項第1号の措置を実施することで施設運用上の基準を満足しているとみなす。 *2:警報表示灯が点灯しない場合は、警報表示灯の交換を行い警報表示灯が点灯することを確認する。警報表示灯を交換し、警報表示灯が点灯することを確認する。	記載の適正化 (点検以外に補修 や取替作業も含まれるため)
別表27 対 関連			(変更なし)	(変更なし)
原子炉容器ナトリウム液位低又は高	言+IX			(交叉'& U)
プトリリム痛えい・   排気筒放射能高				
サスプログラル   エリア放射線モニタ放射能高				
周辺監視区域放射能高				
機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位*2				
燃料池水温高又は炉外燃料貯蔵槽液温高				
燃料池水位低又は炉外燃料貯蔵槽液位低				
燃取系燃料処理移送系統異常又は燃取系計算機異常				
*1:第34条で適用される警報を対象とする。 *2:放射性液体廃棄物の漏えいに関する警報(サンプピ)	ットの漏えい、床漏えい、液位異常)を対	対象とする。		

改 正 前						改正後					備考
第28条(削除)		変更なし	)			以上仮					(変更なし)
第29条(削除)		変更なし									(多丈なし)
第30条(削除)		変更なし									
第31条(削除)		変更なし	•								
第32条 (削除)		変更なし									
(計測及び制御設備)		(計測及び	-								+
	沙海田 しの甘油 レナス			(生)(年)(井)(井)(土)	即生22 1	で合みて東西	ナルボル実用!	の甘淮しナフ			
第33条 次の計測及び制御設備は、別表33-1で定める事項を施	放理用上り基準とする。				別衣33-1	で定める事項	を 他 政 連 州 」	この基準とする	00		
(1) ディーゼル発電機起動計装	ファルナルデストフィーは、サロナカナトフ		ーゼル発電		· <del>   -</del>	大世海チン井口1	<b>プロッフェ 1.</b> 4	・ルーカートフィー・	V □ + +		
2 計測及び制御設備が前項で定める施設運用上の基準を満足してい						)基準を満足し					
(1) 関係課長及び当直長は、別表33-2に定める定期的な検査を	ど夫肥りる。関係深文は、ての結果を別官部文					める定期的な格	央宜を夫肥 9	つ。除除珠女	は、ての結果	を川官部女	
に報告し、施設管理課長に通知する。	た。井口1 マいよい、1 切除51 と44人 「明末99			理課長に通知	-	状況実出しの	世海チュ世ロ1	71 An 1 M	MC 1 チエ日 人	IIII ≠ o o	
3 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める施設運用上の基準	を個足していないと判断した場合、別衣33-			市川中政州が宋	51頃で定める	施設運用上の	<b>基準を</b> 個定し	ノ(いないと刊	断した場合、	別衣33-	到井の英工()。
2の措置を講 <u>ず</u> る。         別表33-1 計測及び制御設備の施	設演用上の其準	2の措置	ど誀 <u>し</u> る。								記載の適正化
T T	設運用上の基準	(変更なし)									(変更なし)
	1924ALV 19444 * C CLETT										
動作不能でないこと											
第1項で定める計測及び制御設備 おお 第2年とは 7年7年の出場	KIT ANSTORA A LANGUAGE AND										
なお、週用される原士炉の状態	<b>長及び所要チャンネル・系統数については別表</b>										
33-2にて定める。											
別表33-2 ディーゼル発電機起動計装		別表33-:	2 ディーゼ	ル発電機起動	 計装						
適用され 所要チャン 所要チャンネル・系統数を満	足でき		適用され	所要チャン	所要チャン	イネル・系統数	を満足でき		Lumett > IA I.		原子力規制における検査制度の
機能 る原子炉 ネル・系統 ない場合の措置	定期的な検査	機能	る原子炉			ない場合の措置		Ī	定期的な検査		見直しに伴う変更(研開炉規則
	了時間 項目 頻度 担当		の状態	数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	の改正に伴い、「施設定期検査」
1 ディー 低温停止 1 系統以上 A. 1 系 A.1 当直長 速		1 ディー	低温停止	1系統以上	1	A.1 当直		機能検査を	定期事業	電気保全	を「定期事業者検査」に変更)
ゼル発電   燃料交換   統が動作   は、当該ディ	実施する。 検査時 課長	ゼル発電		- >  0 - >		長は、当該	,,,,,	実施する。	者検査時	課長	
機起動論   不能であ   一ゼル発電		機起動論	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			ディーゼル				.,,,	
理回路 る場合 機を動作不		理回路				発電機を動					
能とみなす。						作不能とみ					
						なす。					
							<u> </u>	I .	<u> </u>		
(ナトリウムの漏えい監視)		(ナトリウ、	ムの漏えい監	(視)							
第34条 ナトリウムの漏えい監視は別表34-1で定める事項を施	設運用上の基準とする。	第34条	ナトリウムの	漏えい監視に	<b>別表34−1</b>	で定める事項	を施設運用」	この基準とする	00		
2 ナトリウムの漏えい監視が前項で定める施設運用上の基準を満足	としていることを確認するため、次号を実施す	2 ナトリ	ウムの漏えレ	監視が前項で	で定める施設道	重用上の基準を	満足してい	ることを確認っ	するため、次	号を実施す	
る。		る。									
(1) 当直長は、別表34-1に示すナトリウム漏えい監視装置に。	より、連続して、ナトリウムの漏えいがないこ	(1) 当直	長は、別表	34-1に示	すナトリウム	漏えい監視装置	置により、連	続して、ナト	リウムの漏え	いがないこ	
とを確認する。		とを確	認する。								
3 当直長は、ナトリウムの漏えい監視が第1項で定める施設運用上	の基準を満足していないと判断した場合、別表	3 当直長	<b>は、ナトリウ</b>	ムの漏えい監	視が第1項で	定める施設運	用上の基準を	満足していな	いと判断した	場合、別表	
34-3-1、別表34-3-2又は別表34-3-3の措置を講	じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡	34 - 3	-1、別表3	$4 - 3 - 2 \times$	(は別表34-	3-3の措置	を講じるとと	:もに、施設管	理課長に連絡	する。連絡	
を受けた施設管理課長は、別表34-3-1、別表34-3-2又	は別表34-3-3の措置を講 <u>ず</u> る。	を受けたが	<b>施設管理課長</b>	とは、別表34	1-3-1、別	表34-3-	2又は別表3	$34 - 3 - 3\sigma$	措置を講 <u>じ</u> る	)。	記載の適正化
別表34-1 ナトリウム漏えい監視の		(変更なし)									(変更なし)
項目	施設運用上の基準										
ナトリウム漏えいがないこと* <sup>1,*2,*3</sup>											
	1、34-2-2及び34-2-3に示すナト										
視	監視装置が動作可能であること*1,*4,*5,*6,										
<b>本7</b> , *8											
*1:ナトリウムが充填されていない又は固化されている部位は、	施設運用上の基準を適用しない。										
*2:ナトリウムサンプリング装置サンプリング管接続部の漏えい	の場合、施設運用上の基準を適用しない。										

	改正前	改正後	備考
報していない、又は警報が 場合をいう。 *4:ナトリウムの漏えい監視装す 対象部位の漏えい監視が可 *5:ガスサンプリング型ナトリ 該検出器は施設運用上の基 *6:予防保全を目的とした計画 は、第62条第4項に準拠 *7:接触型ナトリウム漏えい検 ない。	トリウムの漏えい監視装置の漏えいを示す警報(以下、「警報」という。)が発発報し、当直長があらかじめ定められた手順により明らかに誤警報と判断できる置のいずれかが動作不能である場合、他のナトリウム漏えい監視装置により監視能であれば、施設運用上の基準を満足しているとみなす。ウム漏えい検出器のフィルタ分析のための操作及び機器切替操作においては、当準を満足しているとみなす。前かな点検・保修を実施することにより施設運用上の基準を満足しなくなる場合でする。ただし、*7及び*8に掲げる場合を除く。出器の絶縁抵抗測定を実施する場合、1時間に限り、施設運用上の基準を適用しウム漏えい検出器のフィルタの清掃又は取替えを実施する場合、3.5時間に限り、		U用行
	表34-2-1 ナトリウムの漏えい監視装置 し次冷却系設備、1次メンテナンス冷却系設備)	(変更なし)	(変更なし)
設 備 1次冷却系設備 1次メンテナンス冷却系設備	ナトリウムの漏えい監視装置 (1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器(DPD) (2) 接触型ナトリウム漏えい検出器 (3)ナトリウム漏えい検出用液面計 (4) タンク及び容器のナトリウム液面計 (5) 火災感知設備 (6) 雰囲気温度計		
	34-2-2 ナトリウムの漏えい監視装置 次冷却系設備、2次メンテナンス冷却設備)	(変更なし)	(変更なし)
設備	ナトリウムの漏えい監視装置		
2次冷却系設備 2次メンテナンス冷却設備	<ul><li>(1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器</li><li>(2) 接触型ナトリウム漏えい検出器</li><li>(3) 空気雰囲気セルモニタ</li><li>(4) 雰囲気温度計</li><li>(5) 火災感知設備</li></ul>		
別表34-2-3	ナトリウムの漏えい監視装置(炉外燃料貯蔵設備)	(変更なし)	変更なし
設 備 炉外燃料貯蔵設備	ナトリウムの漏えい監視装置 (1) ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2) 接触型ナトリウム漏えい検出器 (3) 空気雰囲気セルモニタ (4) 火災感知設備 (5) タンク及び容器のナトリウム液面計		

		·	改 正 前		改正後	備
			<b>漏えい監視の施設運用上の基準を満足しない場合</b> の	の措置	(変更なし)	(変更なし)
	(1次冷却)	系設備、1	次メンテナンス冷却系設備)			
	条件		要求される措置	完了時間		
A.	ナトリウム漏えいの発生 を確認した場合	A. 1	当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	速やかに		
В.	ナトリウムの漏えい監視 装置の警報が発報した場 合	B. 1	施設管理課長は、ナトリウム漏えいでない ことを確認する。 及び 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の 監視装置により、ナトリウム漏えいがない	2 4 時間の範囲 で速やかに 速やかに		
С.	ナトリウムの漏えい監視 装置が動作不能である場	C. 1	ことを確認する。 施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。	2 4 時間		
	合	C. 2	及び 当直長は、別表34-2-1に掲げる他の 監視装置により、ナトリウム漏えいがない ことを確認する。	速やかに		
D.	条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1	当直長は、ナトリウムドレン操作等を開始する。	速やかに		
	(2次冷却		えい監視の施設運用上の基準を満足しない場合の 2次メンテナンス冷却系設備)	· · ·	(変更なし)	(変更なし)
Α.	条 件 ナトリウム漏えいの発生 を確認した場合	A. 1	要求される措置 当直長は、ナトリウムドレン操作等により、漏えいの拡大を防止する措置を開始する。	完了時間 速やかれこ		
В.	ナトリウムの漏えい監視 装置の警報が発報した場 合	B. 1	施設管理課長は、ナトリウム漏えいでないことを確認する。 及び 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の 監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏	2 4 時間の範囲 内で速やかに 速やかに		
			えいがないことを確認する。			
C.	ナトリウムの漏えい監視 装置が動作不能である場 合	C. 1 C. 2	たいかないことを確認する。  施設管理課長は、動作不能な監視装置を動作可能な状態に復旧させる。 及び 当直長は、別表34-2-2に掲げる他の 監視装置又は巡視*9により、ナトリウム漏えいがないことを確認する。	2 4 時間 速やかに		

	改正前			改 正 後	備考
別表34-3-3 ナ	トリウム漏えい監視の施設運序 (炉外燃料貯蔵設備	月上の基準を満足しない場合の措置 )	<u></u>	(変更なし)	(変更なし)
条件	要求	 される措置	完了時間		
A. ナトリウム漏えいの発生 を確認した場合	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	リウムドレン操作等により、漏え する措置を開始する。	速やかに		
B. ナトリウムの漏えい監視 装置の警報が発報した場 合	確認する。 及び B.2 当直長は、別表	、ナトリウム漏えいでないことを 34-2-3に掲げる他の監視装 こより、ナトリウム漏えいがない。	範囲内で速やかに		
C. ナトリウムの漏えい監視 装置が動作不能である場 合	な状態に復旧さ 及び C.2 当直長は、別表	34-2-3に掲げる他の監視装 こより、ナトリウム漏えいがない			
D. 条件B又はCで要求され る措置を完了時間内に達 成できない場合	D.1 当直長は、ナト る。	リウムドレン操作等を開始す	速やかれて		
*10:人の立入りが困難な場所できる。	所等については、ITV 等による	間接的な方法による監視で巡視に付	代えることが		
第35条 (削除) 第36条 (削除) 第37条 (削除)				(変更なし)       (変更なし)       (変更なし)	(変更なし)
(原子炉容器のナトリウム液位及び温第38条 原子炉容器に燃料が貯蔵さ 1で定める事項を施設運用上の基準 2 原子炉容器のナトリウム液位及で 次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉容器のナトリ 3 当直長は、原子炉容器のナトリリ した場合、別表38-2の措置を請 の条件B又は条件Dに該当する場合 る。	されている期間において、原子達とする。 が温度が前項で定める施設運用 リウム液位及び温度を1日に ウム液位及び温度が第1項で気 すずるとともに、施設管理課長 合は燃料環境課長に連絡する。	日上の基準を満足していることを確し回確認する。 日回確認する。 日のも施設運用上の基準を満足して へ連絡する。連絡を受けた施設管理 連絡を受けた燃料環境課長は、同差	認するため、 こいないと判断 里課長は、同表	(原子炉容器のナトリウム液位及び温度) 第38条 原子炉容器に燃料が貯蔵されている期間において、原子炉容器のナトリウム液位及び温度は、別表38-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 原子炉容器のナトリウム液位及び温度が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉容器のナトリウム液位及び温度を1日に1回確認する。 3 当直長は、原子炉容器のナトリウム液位及び温度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表38-2の措置を講じるとともに、施設管理課長へ連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件B又は条件Dに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。	記載の適正化記載の適正化
別表38-1	原子炉容器のナトリウム液位及	び温度の施設運用上の基準		(変更なし)	(変更なし)
項目	適用されるべき 原子炉の状態	施設運用上の基準			
原子炉容器のナトリウム液位	低温停止	エマージェンシレベル (Esl (NsL-4280mm)	1) 以上		
	燃料交換低温停止	通常液位(NsL)−100mm 180℃以上250℃以下			

		改 正 前	改 正 後	備考
	別表38-2 原子炉容器の	ナトリウム液位の施設運用上の基準を満足しない場合の措置	(変更なし)	(変更なし)
	条件	要求される措置 完了時間		
A.	原子炉の状態が低温停止に A.おいて、原子炉容器のナトリウム液位がEsL未満となった場合 A.	の運転操作により、原子炉容器のナトリウム 液位を EsL 以上である状態に復旧する措置を 開始する。 及び		
В.	原子炉の状態が燃料交換に B. おいて、原子炉容器のナト リウム液位がNsL-100mm未 満となった場合 B.	1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*1。 及び 2 当直長は、1次ナトリウムオーバフロー系等の運転操作により、原子炉容器のナトリウム液位をNsL-100mm以上である状態に復旧する措置を開始する。		
	В.	3 当直長は、ナトリウム漏えいでないことを確 24時間 認する。		
C.	原子炉の状態が低温停止に C. おいて、原子炉容器のナト リウム温度が180℃未満又 は250℃を超えた場合	1 当直長は、原子炉容器のナトリウム温度を 180℃以上 250℃以下である状態に復旧する措 置を開始する。		
D.	原子炉の状態が燃料交換に おいて、原子炉容器のナト リウム温度が180℃未満又 は250℃を超えた場合 D.	<ol> <li>燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を中止する*¹。</li> <li>及び</li> <li>当直長は、原子炉容器のナトリウム温度を180℃以上 250℃以下である状態に復旧する措置を開始する。</li> </ol>		
*1:				
第39条 第40条 第41条	<ul><li>(削除)</li><li>(削除)</li><li>(削除)</li><li>(削除)</li><li>(削除)</li><li>(削除)</li></ul>		(変更なし) (変更なし) (変更なし) (変更なし)	(変更なし)
2 外部 (1) を 3 当直 を講し	条 外部電源は別表43-1で定め 部電源が前項で定める施設運用上の 当直長は、1週間に1回、非常用高 確認する。 直長は、外部電源が第1項で定めるが	る事項を施設運用上の基準とする。 基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 近日線に電力供給が可能な外部電源系1回線の電圧が確立していること を設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表43-2の措置 する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は燃料 環境課長は、同表の措置を講じる。	(変更なし)	(変更なし)

	改 正 前		改 正 後	備考
	表43-1 外部電源の施設運用上の基準			(変更なし)
項目	施設運用上の基準		(変更なし)	
外部電源	外部電源 非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源系1回線以上があること*1			
*1:送電線事故の瞬停時は施設運	用上の基準を適用しない。			
別表43-2	外部電源の施設運用上の基準を満足しない場合の措置			(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間	(変更なし)	
A. 全ての外部電源が動作不 能である場合	A.1 当直長は、動作不能となっている外部電源系の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかくこ		
B. 全ての外部電源が動作不能である場合及び炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業中の場合*2:移動中の炉心構成要素等を所	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*2。  定の位置に移動することを妨げるものではない。	速やかに		
第44条(削除)			(変更なし)	(変更なし)
2 非常用交流電源が前項で定める施 (1) 電気保全課長は、施設定期検査 であること確認し、その結果を施 (2) 施設管理課長は、1ヶ月に1回 60±3Hz であること、並びに引き (3) 施設管理課長は、1ヶ月に1回 *1。 3 当直長は、非常用交流電源が第1項の措置を講じるとともに、施設管理課 は燃料環境課長に連絡する。連絡を追	-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 設運用上の基準を満足していることを確認するため、次位時に、ディーゼル発電機が電圧 6900±345V 及び周波数値設管理課長に通知する。 日、ディーゼル発電機を起動させ、無負荷運転時の電圧 69き続き非常用高圧母線に並列できることを確認する。 回、燃料デイタンク貯油量(保有油量)が 11.17kl 以上で 質で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した 課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条 受けた燃料環境課長は、同表の措置を講じる。 運転終了後の 24 時間は、施設運用上の基準を適用しない	(60±3Hz で運転可能 000±345V 及び周波数 ごあることを確認する た場合、別表45-2 条件Bに該当する場合	(非常用交流電源) 第45条 非常用交流電源は別表45-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 非常用交流電源が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 電気保全課長は、定期事業者検査時に、ディーゼル発電機が電圧6900±345V及び周波数60±3Hzで運転可能であること確認し、その結果を施設管理課長に通知する。 (2) 施設管理課長は、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機を起動させ、無負荷運転時の電圧6900±345V及び周波数60±3Hzであること、並びに引き続き非常用高圧母線に並列できることを確認する。 (3) 施設管理課長は、1ヶ月に1回、燃料デイタンク貯油量(保有油量)が11.17kl以上であることを確認する*1。 3 当直長は、非常用交流電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表45-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の集件Bに該当する場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の指置を講じる。 *1:ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後の24時間は、施設運用上の基準を適用しない。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(研開炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」 を「定期事業者検査」に変更)
非	25-1 非常用交流電源の施設運用上の基準 項目 施設運用上の基準 常用交流 ディーゼル発電機が1基以上 電源 動作可能であること*1 (ターニング)を行う場合、施設運用上の基準を適用しな	'V 'o	(変更なし)	(変更なし)

	74 7 24		71. 7 40	I±±2 ±Ψ.
□  <b>=</b> 4 「 0	改正前	1	改正後	備考
	非常用交流電源の施設運用上の基準を満足しない場合の措置		(変更なし)	(変更なし)
条 件	要求される措置	完了時間		
A. 要求されるディーゼ ル発電機が動作不能* <sup>2</sup> である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	きやカイこ		
B. 要求されるディーゼ ル発電機が動作不能* <sup>2</sup> である場合 及び 炉心構成要素等取替 作業又は燃料処理・ 貯蔵作業中の場合	B.1 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する*3。	きやカイこ		
*2:本条第2項第3号が満足	していない場合を含む。			
*3:移動中の炉心構成要素等	を所定の位置に移動することを妨げるものではない。			
とする。 2 施設管理課長は、1ヶ月に1 用上の基準を満足していること (1) 燃料貯蔵タンクの油量が (2) 潤滑油サンプタンクの油 (3) 空気だめ圧力が 2.16MPa 3 当直長は、ディーゼル燃料油 判断した場合、別表 46-2の 同表の措置を講 <u>ず</u> る。  別表 46-1  *1:計画的に燃料貯蔵タンク 条件に、施設運用上の基	燃料油、潤滑油及び起動用空気は、別表46-1で定める事項回、第45条で動作可能であることが要求されるディーゼル発を確認するため、次の各号を実施する。 215kl以上であることを確認する。 量が1.57kl以上であることを確認する。 以上であることを確認する。 以上であることを確認する。 、潤滑油及び起動用空気が、第1項で定める施設運用上の基準が措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けずイーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気の施設運用上の基質ディーゼル 第45条で動作可能であるこ燃料油、潤 とが要求されるディーゼル発滑油及び起電機に対し必要量確保されて動用空気 いること*1*2 を点検する場合、1日に1回代替手段により燃料油が供給可能	電機について施設運 を満足していないと た施設管理課長は、 準	(ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気) 第46条 ディーゼル発電機毎の燃料油、潤滑油及び起動用空気は、別表46-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 施設管理課長は、1ヶ月に1回、第45条で動作可能であることが要求されるディーゼル発電機について施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 燃料貯蔵タンクの油量が215kl以上であることを確認する。 (2) 潤滑油サンプタンクの油量が1.57kl以上であることを確認する。 (3) 空気だめ圧力が2.16MPa以上であることを確認する。 3 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表46-2の措置を講じるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の措置を講じる。	記載の適正化(変更なし)
	ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気の施設運用上の基準 はい場合の措置		(変更なし)	(変更なし)
条件	要求される措置	完了時間		
A. 燃料貯蔵タンクの油量、潤滑油サンプタンクの油量又は空気だめ圧力が施設運用上の基準を満足しない場合*3	A.1 施設管理課長は、燃料貯蔵タンクの油量、潤滑消サンプタンクの油量又は空気だめ圧力を施設運用上の基準を満足するよう復旧させる。			

改 正 前		改正後	備考
B. 条件Aで要求される	速やかれて		
第47条(削除)		(変更なし)	(変更なし)
(非常用直流電源) 第48条 非常用直流電源(蓄電池及び充電器)は、別表48-1で定める事項を施設運用上の基2 非常用直流電源が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次の各(1) 電気保全課長は、施設定期検査時に、非常用直流電源の健全性を確認し、その結果を施設管る。 (2) 施設管理課長は、1週間に1回、要求される非常用直流電源(蓄電池及び充電器)について蓄電池端子電圧が117.6V以上であることを確認する。 3 当直長は、非常用直流電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の措置を講ずるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件日は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長に連絡する。	号を実施する。 管理課長に通知す て、浮動充電時の 合、別表48-2	する。 (2) 施設管理課長は、1週間に1回、要求される非常用直流電源(蓄電池及び充電器)について、浮動充電時の蓄電池端子電圧が117.6V以上であることを確認する。 3 当直長は、非常用直流電源が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表48-2	見直しに伴う変更(「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)
別表48-1 非常用直流電源の施設運用上の基準	とみなす(以下、	(変更なし)	(変更なし)
別表48-2 非常用直流電源の施設運用上の基準を満足しない場合の措置		(変更なし)	(変更なし)
条 件 要求される措置 A. 要求される非常用直流電源 A.1 当直長は、当該機器を動作可能な状態	完了時間		
の蓄電池又は充電器が動作 不能である場合  B. 要求される非常用直流電源 の蓄電池又は充電器が動作 不能である場合 及び 炉心構成要素等取替作業又 は燃料処理・貯蔵作業中の 場合  *3:移動中の炉心構成要素等を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	速やかれこ		
第49条(削除)		(変更なし)	(変更なし)
20 = - 21			

	改	(正前		改 正 後	備考
(所内非常用母線)				(所内非常用母線)	
2 所内非常用母線が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、要求される非常用高圧母線、非常用低圧母線、安全系直流母線及び安全系交流無 停電電源母線が受電されていることを確認する。			安全系交流無	停電電源母線が受電されていることを確認する。	
	-連絡する。	運用上の基準を満足していないと判断した場合、 連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件 B に 竟課長は、同表の措置を講 <u>ず</u> る。		3 当直長は、所内非常用母線が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表50-2の措置を講 <u>じ</u> るとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件Bに該当する場合は、燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講 <u>じ</u> る	記載の適正化記載の適正化
別表50-	1 所内非	常用母線の施設運用上の基準		(変更なし)	(変更なし)
項目		施設運用上の基準			
所內非常用母線	次の各母線が1系列以上受電していること*1 ① 非常用高圧母線				
*1:外部電源が喪失した後、ディーゼル 上の基準を適用しない。	発電機等の	)電源が所要時間内に投入されるまでの間の停電	は、施設運用		
別表50-2 所内非常	常用母線の加	施設運用上の基準を満足しない場合の措置		(変更なし)	(変更なし)
条件		要求される措置	完了時間		
A. 要求される次の各母線のうち1 つ以上が受電不能の場合 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線 (3) 安全系直流母線 (4) 安全系交流無停電 電源母線	A. 1	当直長は、当該母線を復旧する措置を開始する。	速やかれこ		
B. 要求される次の各母線のうち1 つ以上が受電不能の場合 (1) 非常用高圧母線 (2) 非常用低圧母線 (3) 安全系直流母線 (4) 安全系交流無停電 電源母線 及び 炉心構成要素等取替作業又は燃 料処理・貯蔵作業中の場合	В. 1	燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作 業又は燃料処理・貯蔵作業を中止する* <sup>2</sup> 。	速やかれこ		
*2:移動中の炉心構成要素等を所定の位	位置に移動す	することを妨げるものではない。			
第51条 (削除)				(変更なし)	(変更なし)
第52条 (削除)				(変更なし)	
第53条 (削除) 第54条 (削除)				(変更なし) (変更なし)	
第55条(削除)				(変更なし)	

7L T 2	74 T W	/##. <del>/</del> /.
改正前 (1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度)	改正後 (1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度)	備考
(1次行知材)トリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度(以下「各室の酸素濃度」とする。)は、別表56-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 各室の酸素濃度が、前項の施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、各室の酸素濃度を確認する。 3 当直長は、各室の酸素濃度が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表56-2の措置を講 <u>ず</u> る。	第56条 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度(以下「各室の酸素濃度」とする。)は、別表56-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 各室の酸素濃度が、前項の施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、各室の酸素濃度を確認する。	記載の適正化
別表56-1 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度の施設運用上の基準	(変更なし)	(変更なし)
別表56-2 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の 酸素濃度の施設運用上の基準を満足しない場合の措置 条 件 要求される措置 完了時間 A. 各室の酸素濃度が施設運用 A.1 各室の酸素濃度を施設運用上の基準を満足 上の基準を満足していない するよう復旧する。 と判断した場合 B. 条件Aで要求される措置を B.1 当該区域のナトリウムをドレン又は移送す 速やかに 完了時間内に達成できない 場合	(変更なし)	(変更なし)
第57条 (削除) 第58条 (削除) 第59条 (削除)	(変更なし) (変更なし) (変更なし)	(変更なし)
(炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温) 第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が別表60-1で定める値であることを確認する。 3 当直長は、炉外燃料貯蔵槽又は燃料池の液位又は液温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表60-2の措置を講立るとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件A又はBに該当する場合は燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の指置を講立る。	液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、1週間に1回、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が別表60-1で定める値であることを確認する。	記載の適正化記載の適正化

				備考
別表60-1 炉外燃料貯蔵		進	(変更なし)	(変更なし)
使用済燃料貯 設備 炉外燃料貯蔵 *1 燃料池*1 (水中燃料貯 設備) *1:燃料を貯蔵していない場合は、	横温 液位 横 300℃以下 (ナトリウム)			
	曹及び燃料池の液温及び液位の施設運用上の基準 ************************************	<u>を</u>	(変更なし)	(変更なし)
	にない場合の措置	/⇒->n+¤¤		
条件	要求される措置	完了時間		
A. 炉外燃料貯蔵槽の液温又は液位の施設運用上 基準を満足しない場合	液温を施設運用上の基準値以内に回復 させるための措置を開始する。 及び A.2燃料環境課長は、炉外燃料貯蔵槽内で の炉心構成要素等の移動を一時中止す			
	5*2°.	S. I		
B. 燃料池の液温又は液位の施設運用上の基準を 足しない場合	<ul> <li>高 B.1 当直長は、燃料池の液位又は液温を施設運用上の基準値以内に回復させるための措置を開始する。</li> <li>及び</li> <li>B.2 燃料環境課長は、燃料池での炉心構成要素等の移動を一時中止する*2。</li> </ul>			
*2:移動中の炉心構成要素等を所定の位	定置に移動するものを妨げるものではない。			
(施設運用上の基準の確認)			(施設運用上の基準の確認)	
第61条 関係課長、当直長は、施設運用上の記 2 第2節各条の第2項で定める検査頻度は、別 の基準を第2節各条の第2項で定める検査頻度 設運用上の基準を満足していないと判断したこ にも適用することができる。 3 関係課長、当直長は、第2節各条の第2項で 準を満足していないと判断する。ただし、その	l表61に定める範囲内で延長することができる 度以上で確認することを妨げるものではない。ま 場合の要求される措置に当該措置の実施頻度が	。なお、施設運用上 た、別表61は、施 定められているもの は、施設運用上の基 し、施設運用上の基	第61条 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を第2節各条の第2項で定める検査*1で確認する*2。 2 第2節各条の第2項で定める検査頻度は、別表61に定める範囲内で延長することができる。なお、施設運用上の基準を第2節各条の第2項で定める検査頻度以上で確認することを妨げるものではない。また、別表61は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の要求される措置に当該措置の実施頻度が定められているものにも適用することができる。 3 関係課長、当直長は、第2節各条の第2項で定める頻度による検査が実施できなかった場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の検査を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の要求さ	
4 関係課長、当直長は、施設運用上の基準が適用される <u>原子炉の状態になった</u> 時点から、保安規定で定める検査頻度 (期間) 以内に最初の施設運用上の基準を確認するための検査を実施する。ただし、保安規定に特別な定めがある場合を除く。なお、検査頻度 (期間) より、適用される <u>原子炉の状態の</u> 期間が短い場合は、当該検査を実施する必要はない。			れる措置を開始する必要はない。 4 関係課長、当直長は、施設運用上の基準が適用される時点から、保安規定で定める検査頻度(期間)以内に最初の施設運用上の基準を確認するための検査を実施する。ただし、保安規定に特別な定めがある場合を除く。なお、検査頻度(期間)より、適用される期間が短い場合は、当該検査を実施する必要はない。	記載の適正化 (原子炉の状態に係わらず、施 設運用上の基準が適用された時 点が起点となるよう明確化)
5 施設運用上の基準を確認するための検査を 断しなくてもよい。 6 第2節各条の第2項で定める検査が実施され の第2項で定める検査が実施されていない期間 62条で施設運用上の基準を満足していない。 *1:第61条から64条を除く。以下、第61	ι、かつその結果が施設運用上の基準を満足して 引は、施設運用上の基準が満足していないと判断 と判断した場合を除く。	いれば、第2節各条	断しなくてもよい。	

	改 正 前		改 正 後	備考
*2:なお、施設管理課長が確認する格	査は、当直長が検査を実施し、	結果を施設管理課長に報告する。	*2:なお、施設管理課長が確認する検査は、当直長が検査を実施し、結果を施設管理課長に報告する。	
	別表 6 1 保安規定で定める検査	<u> </u>	(変更なし)	(変更なし)
検査場	<u> </u>	備考		
保安規定で定める頻度	延長できる時間*1			
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。		
8時間に1回	2時間	時間単位の間隔で確認する。		
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。		
1日に1回	6時間	1日=24時間 時間単位の間隔で確認する。		
毎日1回	_	所定の直の時間帯で確認する。		
毎日1回		1週間=7日		
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。		
1ヶ月に1回	7 日	1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する。		
*1:特段の理由がない場合には	は、適用しない。	E   ES > INJIII C PERIO / DO		
に関係する事象が発見された場合はが3 関係課長、当直長は、施設運用上の4 関係課長、当直長は、系統・設備の準を満足しなくなる場合は、該当するを満足しないとはみなさない。なお、間内に達成できない場合に要求される5 関係課長、当直長は、ある施設運用基準を満足していないと判断した場合の基準を満足していないとはみなさな*1:系統・設備の維持、確認のための① 事故・故障等の水平展開として② 施設運用上の基準を逸脱し、要③ 第17条第6号及び第7号で対	設運用上の基準を満足しているの基準を満足していないと判断し維持、確認のための計画的な点が条文の第3項で定める要求され点検・保修の期間が第3項に定る措置を実施する。 上の基準を満足していないと判合に要求される措置に定めがある。 い。 の計画的な点検・保修とは、次ので実施する点検・保修 要求される措置の実施完了後に実践がある。	た場合、施設管理課長に連絡する。 強・保修*1を行うことにより施設運用上の基 る措置を行う。このとき、施設運用上の基準 める完了時間を超過した場合は、当該完了時 断した場合に、該当する条文の施設運用上の る場合を除き、他の条文における施設運用上 いものをいう。 施する点検・保修	(変更なし)	(変更なし)
(施設運用上の基準を満足しない場合の措置) 第63条 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。なお、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、別表63の例に準拠する。 2 関係課長、当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合に要求される措置を実施している期間中に、この要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた検査を実施しなくてもよい。 3 関係課長、当直長は、要求される措置を実施中においてその完了時間以内に、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、所管部長の確認を受け、所長の承認を得た後、原子炉を施設運用上の基準を逸脱する前の状況へ戻すことができる。 4 所長は、前項の承認を行うに先立って、原子炉主任技術者の確認を得る。		断した場合の要求される措置の運用方法につた場合に要求される措置を実施している期間項で定められた検査を実施しなくてもよい。 間以内に、当該施設運用上の基準を満足して、原子炉を施設運用上の基準を逸脱する前の	(変更なし)	(変更なし)

(変更なし)

改正後

		改	正 前	
	別表63 施設運用上の基準を流	島足してい オ	ないと判断した場合の要求される措置の	運用方法
	条 件		要求される措置	完了時間
Α.	機能Xが確認できない場合	A. 1 A. 2	機能Xの代替機能を確認する。 及び 機能Xを確認する。	1時間、その後 8時間に1回 3日間
В.	機能Yが確認できない場合	B. 1 B. 2	機能Yを確認する。 又は 酸素濃度を3%以下にする。	8時間
С.	機能Xが確認できない場合 及び	C. 1	機能Xを確認する。 又は	1時間
	機能Yが確認できない場合	C. 2	機能Yを確認する。	1時間
D.	条件A、B又はCで要求される 措置を完了時間以内に達成でき ない場合	D. 1	ドレン操作を開始する。	2 7 時間

- (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断された場合に、該当する条件が無い場合は、要求される措置としては27時間以内にドレン操作を開始する。ただし、この要求される措置を実施中に施設運用上の基準が適用される状態でなくなった場合若しくは、施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、この限りでない。
- (2) 要求される措置  $A.1 \ge A.2$  (又は要求される措置  $B.1 \ge B.2$ ) の完了時間の起点は、いずれも条件 A (又は条件 B) であると判断した時点(施設運用上の基準を満足していないと判断した時点と同じ)である。また、要求される措置  $C.1 \ge C.2$  並びに D.1 の完了時間の起点は、いずれも条件 C 又は D に移行した時点である。
- (3) 条件B(機能Yが確認できない場合)であると判断した場合、要求される措置B.1 又はB.2 を実施するが、いずれの措置も8時間以内に達成することが困難と判断した場合は、8時間を待たずに条件Dに移行することができる。このとき、要求される措置D.1 の完了時間の起点は条件Dに移行した時点である。
- (4) 要求される措置 A.1 を 1 時間以内に達成できない場合又はその後の 8 時間毎の確認ができない場合は、条件 D へ移行する。このとき、要求される措置 D.1 の実施と並行して要求される措置 A.1 及び A.2 を実施し、要求される措置 A.1 が要求される措置 A.2 の完了時間である 3 日間以内に達成できた場合は、その時点で要求される措置 D.1 の実施要求は無く条件 D へ移行する前の状態に戻すことができる。その後は、引き続き要求される措置 A.2 を 3 日間以内(起点は最初に条件 A であると判断した時点)に達成させる。(別図 6 3 1 参照)
- (5) (4)において、要求される措置 A.2 を 3 日間以内に達成できない場合は、その時点から条件 D へ移行する。 このときの要求される措置 D.1 の完了時間の起点は、改めて条件 D に移行した時点であり、最初に条件 D へ移行した時点ではない。

(別図63-1参照)

- (6) 条件A (機能 X が確認できない場合)の要求される措置 A.1 と A.2 を実施中に条件B (機能 Y が確認できない場合)であると判断した場合、条件 C に移行し、要求される措置 C.2 (又は C.1)を 1 時間以内に達成すると、条件 C から条件A (又はB) に移行する。このとき再度、条件A (又は条件B)の要求される措置 A.1 と A.2 (又は要求される措置 B.1 又は B.2)を実施することになるが、完了時点の起点は、最初に条件 A (又は条件B)であると判断した時点である。(別図 6 3 2参照)
- (7) 条件A (機能 X が確認できない場合)の要求される措置 A.1 と A.2 を実施中に条件B (機能 Y が確認できない場合)であると判断した場合、条件C に移行するが、要求される措置 C.2 (又は C.1)の完了時間より前に条件A の完了時間が来るときは、条件A の完了時間が優先する。このとき,実質的な条件C の完了時間は条件A の完了時間と同じであり、要求される措置 A.1 と A.2 が条件A の完了時間内に達成できれば、自動的に条件C の要求される措置は達成され、条件B の完了時間は条件B であると判断した時点を起点とする完了時間となる。また、要求される措置 A.1 と A.2 が条件A の完了時間内に達成できなければ、条件C の要求される措置を実施するしないにかかわらず条件D へ移行する。

(変更なし)

改正前	改 正 後	備考
		(変更なし)
	(変更なし)	
সাহাৰ 3 – 1		
条件A A.2の完下時間以 と判断 内にA.1を遊成		
要求される措置A.1		
要求される措置A.2		
'		
要求される措置D.1		
A.1を欠工時間が均に 海散できない場合条件 Dへ移行する。		
0.1を中止し、条件り〜移行 する前の状態として、割り数き A.2を完了時間内に連載させる。		
要求される特徴。2 が適成できた場合(機能とが帰認日本と場合) とは、施設運用上の基準を繰していないことが確認できた場合であり、 全での要求される措置を中止し、施設適用上の基準を逸観する前の状態へ		
戻すことができる。		
		( <del></del>
	(変更なし)	(変更なし)
別図 6 3 - 2		
条件A発生 (機能Xが確認できない場合)		
条件Cの完了時間		
条件B発生 (機能Yが確認できない場合) 		
条件 A の亜北される排署字		
施中に条件Bが発生した場合、条件Cの完了時間以内に機能Yが 確認できた場合、条件A、移行する。 この場合の条件Aの完了時間 の起点は、条件Cへ移行する前に 条件Aであると最初に判断した時 点である。		
本図は、条件Cへ移行後、条件Cの完了時間以内に機 能Yが確認できたため、条件Aへ再度移行する場合を 示す。		
別図63-3 条件Aの完了時間 (3日間) に要求される情報が強		
飛件A発生 ・移行する。		
条件Cの実質的 な完了時間 (1時間)		
条件B発生 完了時間(8時間)  多件Aの字で時間は内に棒能とが施設できれば		
条件Aの完了時間以内に機能Xが確認できれば、 条件Bの本来の完了時間に戻る。		
(施設運用上の基準に関する記録)	(変更なし)	(変更なし)
第64条 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、運転日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。 2 関係課長は、第62条第4項で定める点検・保修を実施した場合は、適用除外とした施設運用上の基準、点検・		
2 関係状では、第62条第4項で定める点債・保修を実施した場合は、適用係がとした施設運用上の差異、点債・保修の開始時刻及び終了時刻、点検・保修の内容を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。		

改正前		備考
3 関係課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、判断した時刻、当該施設運用上の基準及び 講じた措置を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。また、関係課長は、要求される措置の実施又は必要 な保修作業等により当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、判断した時刻、当該施設運用上の基 準及び講じた措置(保修作業を含む)を当直長に連絡し、当直長は運転日誌に記録する。		vm · 3
第3節 異常時の措置	第3節 異常時の措置	(変更なし)
(異常時の基本的な対応) 第65条 当直長は、原子炉施設に異常が発生した場合、施設管理課長に連絡する。なお、ここでいう原子炉施設の 異常とは、次に定めるものをいう。以下、各条において同じ。 (1) 原子炉施設の故障により、放射性物質が原子炉施設外へ漏えいするおそれのある場合 2 施設管理課長は、前項の連絡を受けた場合、原子炉施設の保安上必要な措置を講じるとともに、所長、原子炉主 任技術者及び関係課長に連絡する。	(変更なし)	
3 施設管理課長及び関係課長は、原子炉施設の異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、原子炉施設の異常の原因調査及び対応措置について、所長、原子炉主任技術者及び所管部長に連絡する。 4 施設管理課長は、原子炉施設の異常の原因及び対応措置を当直長に連絡する。		
(異常時の措置) 第66条 当直長は、原子炉施設の異常が発生した場合は、原子炉施設の異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講 <u>ず</u> る。 2 当直長は、前項の必要な措置を講じるに当たっては、第17条で定める手順に従って実施する。 3 原子炉施設の異常が発生してから当直長が原子炉施設の異常の収束を判断するまでの期間は、第2節施設運用上の基準は適用されない。 4 当直長は、前項の事象の収束の判断を行う場合施設管理課長に報告し、報告を受けた施設管理課長は、原子炉主任技術者の確認を受けた後、その結果を当直長に連絡する。	(異常時の措置) 第66条 当直長は、原子炉施設の異常が発生した場合は、原子炉施設の異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。 2 当直長は、前項の必要な措置を講じるに当たっては、第17条で定める手順に従って実施する。 3 原子炉施設の異常が発生してから当直長が原子炉施設の異常の収束を判断するまでの期間は、第2節施設運用上の基準は適用されない。 4 当直長は、前項の事象の収束の判断を行う場合施設管理課長に報告し、報告を受けた施設管理課長は、原子炉主任技術者の確認を受けた後、その結果を当直長に連絡する。	記載の適正化
住技術者の推認を支けた後、その結果を目直支に連絡する。	住技術者の推認を支けた後、その結果を目直及に連絡する。	
(異常収束後の措置) 第67条 施設管理課長は、原子炉施設の異常の原因に対する対策が講じられていること及び原子炉の状態に応じ て適用される施設運用上の基準を満足していることを確認する。	(変更なし)	(変更なし)
第4節 廃止措置管理	第4節 廃止措置管理	
(工事の計画及び実施) 第67条の2 各課長は、工事 <sup>*1</sup> を行う場合、次の必要なプロセスを実施する。	(変更なし)	(変更なし)
(1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理 2 各課長は、工事を実施するに当たり、次の各号に掲げる安全確保対策を講じる。 (1) 放射性物質の拡散及び漏えい防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策 3 各課長は、工事結果について記録する。 *1:本条における工事とは、廃止措置計画に基づく汚染の分布に関する評価をいう。		
(工事完了の報告) 第67条の3 各課長は、前条に基づく工事が完了した場合には、前条第3項で記録した工事の結果を、各部長、原子炉主任技術者及び所長に報告するとともに、関係課長に通知する。	(変更なし)	(変更なし)

改正前		備考
(廃止措置計画の実施工程管理) 第67条の4 廃止措置計画の廃止措置の工程に示す各作業、検査及び設備点検(以下「作業等」という。)の実施状況を管理するため、次の事項を実施する。 (1)計画管理課長は、月単位の年度計画(以下「現地マスター工程表」という。)を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長、工程管理を総括する責任者*1(以下「工程管理総括責任者」という。)及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。所長は、承認する際、廃止措置計画の「廃止措置の工程」への影響を確認し、「廃止措置の工程」に影響があると判断した場合は敦賀廃止措置実証部門長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター工程表を変更しようとするときも同様とする。 (2)計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき日単位の年度計画(以下「現地マスター詳細工程表」という。)を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け工程管理総括責任者の承認を得て所長に報告する。工程管理総括責任者は、承認する際、現地マスター工程表への影響を確認し、現地マスター工程表に影響があると判断した場合は所長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター詳細工程表を変更しようとするときも同様とする。 (3)所長は、第1号に定める承認をした場合は、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。 (4)敦賀廃止措置実証部門長は、原則週1回以上、廃止措置の工程に示す作業等の実施状況を確認し、所長に必要な指示を行う。 (5)敦賀廃止措置実証部門長は、第1号又は前号にて2022年度中に燃料体の取出しが完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して廃止措置計画の変更認可を受ける。 2 敦賀廃止措置実証部門長は、毎年度1回以上、廃止措置計画の廃止措置の工程への影響を評価し、その結果を第3条5.6マネジメントレビューの事項として理事長へ報告するとともに、所長へ必要な指示を行う。	(変更なし)	(変更なし)
*1:工程管理総括責任者については、所長があらかじめ指名する。  (2次冷却材ナトリウム―時保管用タンクへの移送) 第67条の5 2次冷却材ナトリウム―時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送作業を行う場合は、次の事項を実施する。 (1) 機械保全課長は、作業開始前に、小規模なナトリウム漏えいが発生した時の初期消火活動を目的として、ナトレックス消火器が配備されていることを確認する。 (2) 機械保全課長は、作業開始前に、一時保管用タンク及び移送用配管が予熱 (約130 °C) 状態であることを確認する。 (3) 機械保全課長は、作業開始前に、一時保管用タンク内のアルゴンガス圧力が 250Pa 以下であることを確認する。 (4) 当直長は、作業開始前に、ナトリウム移送中に空気雰囲気セルモニタ (連感知型又は熱感知型) 及び火災感知器によるナトリウム漏えいの監視ができる状態にあることを確認する。 (5) 機械保全課長は、作業開始前に、契合に設置したナトリウム漏えい検出用の温度検出器によるナトリウム漏えいの監視ができる状態にあることを確認する。 (6) 当直長は、作業開始前に、既設の窒素ガス供給設備から火災が発生した区画に窒素ガス注入を行える状態にあることを確認する。 (7) 機械保全課長は、ナトリウムの移送作業に際し、あらかじめ定めたナトリウム移送手順に基づき、一時保管用タンク内のアルゴンガス圧力を微正圧状態 (250Pa 以下) に維持し移送作業を実施する。 (8) 機械保全課長は、一時保管用タンクへのナトリウム移送後、一時保管用タンク内のナトリウム温度が95℃以下になっての間、監視・バトロールによって異常の無いことを確認する。 (2) 機械保全課長は、一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送完了後(固化後)については、次の事項を実施する。 (1) 機械保全課長は、一時保管用タンクへのカートリウムの移送が完了し、一時保管用タンク内のナトリウム温度が95℃以下になったことを確認した後、アルゴンガスボンベを接続し一時保管用タンク内のナトリウム温度が95℃以下になったことを確認した後、アルゴンガスボンベを接続し一時保管用タンク内を正圧状態 (約20kPa)に保てる状態にあることを確認する。 (2) 機械保全課長は、前号の確認後、ナトリウムの移送時に使用したナトリウム移送用配管、アルゴンガス供給	第67条の5 (削除)	条文の削除 (2次系冷却材ナトリウムの移送完了後(固化後)で運用が残っているのは第2項の2次系保管用タンクの確認であり、この確認は、巡視点検の条文(第16条)で担保できるため削除する)

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改 正 前	改 正 後	備考
(3) 当直長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了した後、一時保管用タンク設置エリアへの入室に		
係る鍵管理を行い、作業の必要時以外の入室を規制する。		
(4) 当直長は、一時保管用タンク内のナトリウムが固化した後、毎日1回、巡視によって異常の無いことを確認		
<u>する。</u>		
3 機械保全課長又は当直長は、2次系冷却材ナトリウムの移送作業の際に第1項のいずれかの事項が満足できない		
場合は、直ちにナトリウムの移送作業を中断する。		
4 機械保全課長は、前項の中断からナトリウムの移送作業を再開する場合は、第1項を満足していることを確認		
し、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を受ける。		
5 機械保全課長又は当直長は、第2項のいずれかの事項が満足していないことを確認した場合は、速やかに第2項		
を満足するよう措置を開始する。		

改 正 前	改 正 後	備考
第5章 燃料管理	第5章 燃料管理	
(定義)		
第67条の6 本章における用語の定義は、次のとおりとする。	(変更なし)	(変更なし)
(1) 「燃料」とは、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、試験用集合体A及び試験用集合体Bをいう。		
(2) 「新燃料」とは、原子炉で照射される前の燃料をいう。		
(3) 「照射済燃料」とは、原子炉で照射された燃料をいう。		
(4) 「使用済燃料」とは、照射済燃料のうち、原子炉に再び装荷することのない燃料をいう。		
(5) 「炉心構成要素」とは、燃料、制御棒集合体、中性子しゃへい体、中性子源集合体及び固定吸収体をいう。		
(6) 「炉心構成要素等」とは、炉心構成要素及び模擬炉心構成要素をいう。		
(7) 「炉心構成要素等取替作業」とは、模擬炉心構成要素、中性子しゃへい体又は固定吸収体を炉外燃料貯蔵槽か		
ら取り出し原子炉へ装荷する作業又は炉心構成要素等を原子炉から取り出し炉外燃料貯蔵槽に収納する作業を		
いう。		
(8) 「燃料処理・貯蔵作業」とは、炉心構成要素等を炉外燃料貯蔵槽から取り出し燃料洗浄設備でナトリウムを洗		
浄・除去した上で燃料池に移送する作業、燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を新燃料貯蔵室から取り出し		
炉外燃料貯蔵槽に収納する作業又は炉外燃料貯蔵槽若しくは燃料池内での炉心構成要素等の配置替えを行う作		
業をいう。		
(新燃料の運搬)	(新燃料の運搬)	
第68条 燃料環境課長は、新燃料を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。	第68条 燃料環境課長は、新燃料を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、新	原子力規制における検査制度の
	燃料輸送容器に収納する。	見直しに伴う変更(新燃料の運
(1) 法令に適合する新燃料輸送容器を使用すること。	(1) 法令に適合する新燃料輸送容器を使用すること。	搬前の遵守事項に係る記載の充
(2) 新燃料移送機を使用すること。	(2) 新燃料移送機を使用すること。	実)
(3) 新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。	(3) 新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。	
2 安全管理課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。	2 安全管理課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項について、措置を	
	講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。	
(1) 容器の車両への積み付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講ずること。	(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講じること。	記載の適正化
(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。	(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。	
[項を加える]	(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。	
[項を加える]	(4) 車両を徐行させること。	
[項を加える]	(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせる	
	<u>こと。</u>	
(3) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。	(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。	
(4) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面	(7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面	
密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。	密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないこと。	
[項を加える]	3 施設保安課長は、新燃料を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、輸	.,
	<u>送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。</u>	見直しに伴う変更(新燃料の周
3 施設保安課長は、新燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認	4 施設保安課長は、新燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認	
を受け、所長の承認を得る。	を受け、所長の承認を得る。	を行う場合の行為について追
		記)
htt o o A (Mullion)		(本事な)
第69条 (削除)	(変更なし)	(変更なし)

改 正 前	改 正 後	備考
(新燃料の貯蔵)		(変更なし)
第70条 安全管理課長及び燃料環境課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。ただし、新燃料を炉外燃料貯蔵槽及び燃料池へ貯蔵する場合は第72条によるものとする。 (1)燃料環境課長は、新燃料貯蔵室に貯蔵すること。	(変更なし)	
(2)安全管理課長は、新燃料貯蔵室の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示するとともに、「燃料管理要領」に従い定期的な点検を実施する。 (3)燃料環境課長は、新燃料移送機を使用すること。		
(4)安全管理課長は、新燃料貯蔵室において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 2 燃料環境課長は、前項の貯蔵を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長 に通知する。		
3 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、新燃料貯蔵室の燃料配置を記録する。		
(炉心構成要素等取替作業)	(炉心構成要素等取替作業)	
第71条 廃止措置部長は、炉心構成要素等取替作業*1を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の 保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策 やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。	第71条 廃止措置部長は、炉心構成要素等取替作業*1を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。	
2 安全管理課長は、前項に基づく廃止措置部長からの通知に基づき、炉心構成要素等取替作業の実施に当たり、炉	2 安全管理課長は、前項に基づく廃止措置部長からの通知に基づき、炉心構成要素等取替作業の実施に当たり、炉	
心構成要素等の取替体数及び位置並びに炉心構成要素等取替のための安全措置、方法及び体制を炉心構成要素等取替実施計画に定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、施設管理課長	心構成要素等の取替体数及び位置並びに炉心構成要素等取替のための安全措置、方法及び体制を炉心構成要素等取替実施計画に定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、施設管理課長	
及び燃料環境課長に通知する。 3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合、炉心構成要素等取替実施計画	及び燃料環境課長に通知する。 3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合、炉心構成要素等取替実施計画	
に基づく最初の炉心構成要素等取替作業を開始する前までに以下の各号を実施する。	に基づく最初の炉心構成要素等取替作業を開始する前までに以下の各号を実施する。	
(1) 当直長は、別表71-1に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を 廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。	(1) 当直長は、別表 7 1 - 1 に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を 廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。	
(2)燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。 ①燃料交換装置及び燃料出入機本体Aの動力源喪失試験が完了していること。	(2)燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。 ①燃料交換装置及び燃料出入機本体Aの動力源喪失試験が完了していること。	
②炉外燃料貯蔵槽において燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。	②炉外燃料貯蔵槽において燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。	
(3)安全管理課長は、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵される燃料の崩壊熱が15.9kWを超えないことを確認する。 (4)燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業の操作を行う者を3名以上(操作責任者1名及び操作員2名以上)確保	(3)安全管理課長は、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵される燃料の崩壊熱が15.9kWを超えないことを確認する。 (4)燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業の操作を行う者を3名以上(操作責任者1名及び操作員2名以上)確保	
する。	73.	
(5) 安全管理課長は、燃料を炉心から取り出し、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を炉心に装荷する場合は、別図 71-1に示す位置に装荷することを確認する。	(5) 安全管理課長は、燃料を炉心から取り出し、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を炉心に装荷する場合は、別図 71-1に示す位置に装荷することを確認する。	
	4 安全管理課長は、前項の通知及び確認の結果を安全・品質保証部長に報告する。	
5 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の 承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の開始を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨	5 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の 承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の開始を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨	
を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。	を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。	
6 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合は、次の事項を遵守する。 (1)炉心構成要素等取替実施計画に従うこと。	6 燃料環境課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合は、次の事項を遵守する。 (1)炉心構成要素等取替実施計画に従うこと。	
(2)燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入設備等の燃料取扱設備を使用すること。	(2)燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入設備等の燃料取扱設備を使用すること。	
7 当直長は、炉心構成要素等取替作業前に(その後1日1回)、別表71-1に定める事項を確認し、その結果を施設 管理課長へ報告する。報告を受けた施設管理課長は燃料環境課長に通知する。燃料環境課長は、炉心構成要素等取	7 当直長は、炉心構成要素等取替作業前に(その後1日1回)、別表71-1に定める事項を確認し、その結果を施設 管理課長へ報告する。報告を受けた施設管理課長は燃料環境課長に通知する。燃料環境課長は、炉心構成要素等取	
替作業時に別表71-1に定める事項を確認する。	替作業時に別表71-1に定める事項を確認する。	
8 当直長は、別表 7 1 - 2 の条件Aに該当する場合、同表の措置を講 <u>ず</u> るとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、その旨を燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は同表の措置を	8 当直長は、別表 71-2の条件Aに該当する場合、同表の措置を講じるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、その旨を燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は同表の措置を	記載の適正化
講 $\vec{t}$ る。燃料環境課長は別表 $71-2$ の条件Bに該当する場合、同表の措置を講 $\vec{t}$ る。	講じる。燃料環境課長は別表71-2の条件Bに該当する場合、同表の措置を講じる。	記載の適正化
9 前項の措置を実施した場合、施設管理課長及び燃料環境課長は安全管理課長に連絡する。連絡を受けた安全管理 課長は、安全・品質保証部長に報告する。	9 前項の措置を実施した場合、施設管理課長及び燃料環境課長は安全管理課長に連絡する。連絡を受けた安全管理課長は、安全・品質保証部長に報告する。	
10 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、炉心構成要素等取替作業の再開について、廃止措置部長と協議の上、	10 前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、炉心構成要素等取替作業の再開について、廃止措置部長と協議の上、	
原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の再開を指示する。 指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。	原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に炉心構成要素等取替作業の再開を指示する。 指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。	

改正前	改正後	備考
11 燃料環境課長は、第6項の作業を行った場合は、その結果を廃止措置部長に報告し、安全管理課長及び施設管理 課長に通知する。 12 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、原子炉内及び炉外燃料貯蔵槽内の炉心構成要素等の配置、装荷した炉心構成要素等の種類別装荷量及び取り出した炉心構成要素等の種類別取出量を記録する。 *1:燃料を原子炉に装荷しないこと及び原子炉内の配置替えを行わないこと。	課長に通知する。 12 安全管理課長は、前項の通知を受けた場合は、原子炉内及び炉外燃料貯蔵槽内の炉心構成要素等の配置、装荷した炉心構成要素等の種類別装荷量及び取り出した炉心構成要素等の種類別取出量を記録する。 *1:燃料を原子炉に装荷しないこと及び原子炉内の配置替えを行わないこと。	
	(変更なし)	
: 模擬炉心構成要素又は固定吸収体		
別図71-1 模擬炉心構成要素及び固定吸収体の炉心装荷位置		
(燃料処理・貯蔵作業)	(燃料処理・貯蔵作業)	
第71条の2 廃止措置部長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、安全・品質保証部長と協議の上、事前に施設の保全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策やリスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。	全や燃料取出し工程の進捗に影響を与え得るリスクを特定及び評価した上で、リスクの除去・低減のための対策や リスクが顕在化した場合の取組について検討し、安全管理課長に通知する。	
2 安全管理課長は、前項に基づく廃止措置部長からの通知に基づき、燃料処理・貯蔵作業の実施に当たり、燃料処理・貯蔵体数及び位置並びに燃料処理・貯蔵作業のための安全措置、方法及び体制を燃料処理・貯蔵実施計画に定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。		
3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、燃料処理・貯蔵実施計画に基づく 最初の燃料処理・貯蔵作業を開始する前までに以下の各号を実施する。	3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、燃料処理・貯蔵実施計画に基づく 最初の燃料処理・貯蔵作業を開始する前までに以下の各号を実施する。	

改 正 前	改正後	備考
(1)当直長は、別表71の2-1に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。 (2)燃料機定課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。 (3)燃料地において燃料が臨界に建しない措置が講じられていること。*1 (2)燃料地において燃料が臨界に建しない措置が講じられていること。*3)安全管理課長は、燃料地の燃料の所護体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵することを確認する。 (4)燃料環境課長は、燃料地の燃料の所蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵することを確認する。 (4)燃料環境課長は、が料地理・貯蔵作業の操作を行う者を3名以上(操作責任者1名及び操作員2名以上)確保する。 (5)前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長に適知する。 (6)燃料処理・貯蔵作業を行う場合は、次の事項を遵守する。 (7)燃料処理・貯蔵準施計画に近うこと。 (8)使用済燃料又は新燃料を燃料地に貯蔵する場合は、炊料出入設備、燃料移送機又は水中台車を使用すること。 (3)使用済燃料又は新燃料を燃料地に貯蔵する場合は、飲料出入設備、燃料移送機又は水中台車を使用すること。 (3)使用済燃料又は新燃料を燃料地に貯蔵する場合は、燃料出入設備、使用すること。 (4)燃料池の燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵すること。 (5)加心構成要素等(燃料、模擬のを使用すること。 (5)加心構成要素等(燃料、模型でででで、水料が開業に収納する場合は、、水料処理・貯蔵作業等に別表71の2-1に定める事項を確認する。  当直長は、燃料や理・貯蔵作業前に(その後1日回)、別表71の2-1に定める事項を確認し、その結果を施設管理課長人、水料処理・貯蔵作業等に別ま71の2-1に定め事項を確認する。  当直長は、別表71の2-1に定め事項を確認する。  当直長は、別表71の2-1の2-1の2の条件れに該当する場合、同表の措置を講する。 連絡を受けた燃料環境課長に固治する。 連長に近野である。 連絡を受けた変全・品質保証部長に設善する。 連長に金間する。 連長に近野は、その自を施設管理課長に変計する。 連絡を受けた数全では開きなの下を合きないで、安全管理課長に関告し、安全管理課長とは協議の上、原子炉手行手を発音を受けた安全・品質保証部長に、大の自を施設管理課長に関生し、安全管理課長の下端を行った場合は、ア・1・燃料地で、原止措置が長に報告し、安全管理課長及び施設管理課長に通知する。  11 燃料地内で燃料の配置を記録する。  22 安全管理課長は、第6項の作業を行った場合は、伊外燃料に適情及び燃料地の燃料の燃料の配置を記録する。  23 安全管理課長は、第6項の作業を行った場合は、原料処理・貯蔵作業の利用について、廃止措置の限に報告、ア・2のでで、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、	(1)当直長は、別表71の2-1に定める事項を確認し、結果を施設管理課長へ報告する。施設管理課長は、その結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。 (2)燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。 (3)燃料出入機本体A及びBの動力源喪失試験が完了していること。*1 (2)燃料池において燃料が臨界に達しない措置が講じられていること。 (3)安全管理課長は、燃料池の燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵することを確認する。 (4)燃料環境課長は、燃料処理・貯蔵作業の操作を行う者を3名以上(操作責任者1名及び操作員2名以上)確保する。 (4)燃料環境課長は、前項の通知及び確認の結果を安全・品質保証部長に報告する。 (5)前項の報告を受けた安全・品質保証部長は、廃止措置部長と協議の上、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得た後、安全管理課長は燃料処理・貯蔵作業の開始を指示する。指示を受けた安全管理課長は、その旨を施設管理課長及び燃料環境課長に通知する。 (1)燃料処理・貯蔵集配計画に従うこと。 (2)使用済燃料又は新燃料を燃料池に貯蔵する場合は、燃料出入設備、燃料移送機又は水中台車を使用すること。 (3)使用済燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵すること。 (4)燃料池の燃料の貯蔵体数が最大貯蔵量538体を超えないこと及び別図71の2-1に示す場所に貯蔵すること。 (5)炉心構成要素等(燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体)を炉外燃料貯蔵槽に収納する場合は、新燃料移送機、地下台車及び燃料出入設備を使用すること。 (5)炉心構成要素等(燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体)を炉外燃料貯蔵槽に収納する場合は、新燃料移送機、地下台車及び燃料出入設備を使用すること。 (5)炉心構成要素等(燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体)を炉外燃料貯蔵槽に収納する場合は、新燃料移送機、地下台車及び燃料出入設備を使用すること。 (5)炉心構成要素等(燃料、模擬炉心構成要素又は固定吸収体)を炉外燃料貯蔵槽に収納する場合は、新燃料移送機、地下台車及び燃料出入設備を使用すること。	
(照射済燃料等の貯蔵) 第72条 燃料環境課長は、燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 炉外燃料貯蔵槽又は燃料池に貯蔵すること。 (2) 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示するとともに、「燃料管理要領」に従い定期的な点検を実施する。 (3) 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。	(変更なし)	(変更なし)
(破損のおそれのある燃料の検査) 第73条 安全管理課長は、破損のおそれのある燃料の漏えい検査を行い、破損の有無を確認する。 2 安全管理課長は、前項の検査の結果、破損を確認した燃料については、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵することを判断する。 3 燃料環境課長は、第1項の漏えい検査を行うために燃料を移動する場合は、燃料出入設備を使用する。	(変更なし)	(変更なし)

改 正 前	改 正 後	備考
(炉心構成要素の性能維持確認)	(変更なし)	(変更なし)
第73条の2 安全管理課長は、原子炉に装荷するため燃料を除く新炉心構成要素を新燃料貯蔵室に搬入する場合は、		
外観検査を行い、外観形状に異常のないことを確認する。		
2 安全管理課長は、原子炉内及び原子炉に装荷するため炉外燃料貯蔵槽に貯蔵中の炉心構成要素の健全性を1年に		
1回以上評価する。		
(使用済燃料の運搬)	(使用済燃料の運搬)	
第74条 燃料環境課長は、使用済燃料を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料輸送容器に	第74条 燃料環境課長は、使用済燃料を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認した上で、遵守し、	原子力規制における検査制度の
収納する。	使用済燃料輸送容器に収納する。	見直しに伴う変更(使用済燃料
(1)法令に適合する使用済燃料輸送容器を使用すること。	(1)法令に適合する使用済燃料輸送容器を使用すること。	の運搬前の遵守事項に係る記載
(2)燃料移送機、又は燃料出入設備を使用すること。	(2)燃料移送機、又は燃料出入設備を使用すること。	の追記)
(3)使用済燃料収納前に燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。	(3)使用済燃料収納前に燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。	
2 安全管理課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守す	2 安全管理課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項について、	
వ <del>్ర</del> ం	措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し遵守する。	
(1)容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講 <u>ず</u> ること。	(1)容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒及び転落を防止する措置を講 <u>じ</u> ること。	記載の適正化
(2)法令に定める危険物と混載しないこと。	(2)法令に定める危険物と混載しないこと。	
(3) 運搬経路に標識の設置、見張人の配置等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。	(3) 運搬経路に標識の設置、見張人の配置等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限すること。	
(4) 車両を徐行させること。	(4) 車両を徐行させること。	
(5)核燃料物質の取扱いに関し、 <u>安全管理課長が指名する者</u> を同行させ監督を行わせること。	(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせる	
	こと。	見直しに伴う変更(使用済燃料
(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。	(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。	の運搬前の遵守事項に係る記載
(7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度	(7) 容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度	の追記)
の10分の1を超えていないこと。	の10分の1を超えていないこと。	
- 「項を加える」 「項を加える」	3 施設保安課長は、使用済燃料を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合は、	   原子力規制における検査制度の
	運搬前に輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。	見直しに伴う変更(使用済燃料
		の周辺管理区域外(事業所外)の
3 施設保安課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の	4 施設保安課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の	運搬を行う場合の行為の追記)
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	確認を受け、所長の承認を得る。	VENY G 14 7 W E 42 14 WAS A VEHEN
4 安全管理課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬した場合は、使用済燃料の種類別払出量を記録する。	5 安全管理課長は、使用済燃料を周辺監視区域外に運搬した場合は、使用済燃料の種類別払出量を記録する。	

改 正 前	改 正 後	備考
第6章 放射性廃棄物管理 [条を加える]	第6章 放射性廃棄物管理  (基本方針) 第74条の2 原子炉施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定め	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(ALARA の精神にのっとり、排気、排水等
	られた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つように実施する。	
(放射性固体廃棄物の管理)	(放射性固体廃棄物の管理)	
第75条 各課長は、次の各号に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、	第75条 各課長は、次の各号に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、	
当該の廃棄施設に保管する。	当該の廃棄施設に保管する。	
(1) 濃縮廃液及び使用済樹脂は、施設管理課長がドラム缶と一体的に固型化し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵庫	(1) 濃縮廃液及び使用済樹脂は、施設管理課長がドラム缶と一体的に固型化し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵庫	
(以下「貯蔵庫」という。) に保管する。ただし、燃料環境課長は、固型化する設備の点検等によりドラム缶と一	(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。ただし、燃料環境課長は、固型化する設備の点検等によりドラム缶と一	
体的に固型化できない場合、あらかじめ定められた一時保管場所において定められた容器により一時保管をする ことができる。	体的に固型化できない場合、あらかじめ定められた一時保管場所において定められた容器により一時保管をする ことができる。	
(2) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済制御棒等は、燃料環境課長が燃料池に保管する。	(2) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済制御棒等は、燃料環境課長が燃料池に保管する。	
(3) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済の炉心出口計装等は、機械保全課長又は電気保全課長が移送し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。	(3) 原子炉内で照射された機器等のうち使用済の炉心出口計装等は、機械保全課長又は電気保全課長が移送し、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。	
(4) 燃料洗浄槽出口フィルタ等の使用済フィルタは、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。	(4) 燃料洗浄槽出口フィルタ等の使用済フィルタは、燃料環境課長が固体廃棄物貯蔵プールに保管する。	
(5) 第2号及び第3号に規定する使用済制御棒等並びに使用済の炉心出口計装等のうち、安全管理課長、機械保全		
課長又は電気保全課長が封入又は遮蔽等の措置を行うことにより貯蔵庫に保管できるものは、燃料環境課長が貯蔵庫に保管することができる。	課長又は電気保全課長が封入又は遮蔽等の措置を行うことにより貯蔵庫に保管できるものは、燃料環境課長が貯蔵庫に保管することができる。	
(6) その他の放射性固体廃棄物は、各課長が次のいずれかの処理を施した上で、燃料環境課長が貯蔵庫に保管す	(6) その他の放射性固体廃棄物は、各課長が次のいずれかの処理を施した上で、燃料環境課長が貯蔵庫に保管す	
<u>る。</u>	る。	
① 各課長は、ドラム缶等の容器に封入するか、汚染の広がりを防止する措置を講 <u>ず</u> る。	① 各課長は、ドラム缶等の容器に封入するか、汚染の広がりを防止する措置を講 <u>じ</u> る。	記載の適正化
② 圧縮減容する場合は、施設管理課長が減容装置で圧縮減容を行う。	② 圧縮減容する場合は、施設管理課長が減容装置で圧縮減容を行う。	
2 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器には放射性 廃棄物を示す標識及び整理番号を付ける。	廃棄物を示す標識及び整理番号を付ける。	
3 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器について、	3 各課長は、放射性固体廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化したドラム缶等の容器について、	
表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える場合は識別表示を行う。	表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える場合は識別表示を行う。	
4 燃料環境課長は、表面及び表面から1m離れた位置における線量当量率が輸送容器基準の1/2を超える放射性		
固体廃棄物を貯蔵庫に保管する場合は、貯蔵庫内の外壁側からドラム缶の3層目又は、ドラム缶の3層目に相当す スロロボルスは スポステートス	固体廃棄物を貯蔵庫に保管する場合は、貯蔵庫内の外壁側からドラム缶の3層目又は、ドラム缶の3層目に相当する場合は、貯蔵庫内の外壁側からドラム缶の3層目又は、ドラム缶の3層目に相当する場合は、	
る距離以降に配置する。   5 燃料環境課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講ずる。	る距離以降に配置する。 5 燃料環境課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。	記載の適正化
(1) 貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所における放射性廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯	(1) 貯蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所における放射性廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯	
蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵庫の貯蔵限度については、別表75に定める。	蔵庫及び第1項第1号の一時保管場所を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵庫の貯蔵限度については、別表75に定める。	
(2) 燃料池における使用済制御棒等の保管状況及び固体廃棄物貯蔵プールにおける原子炉内で照射された使用済の炉心出口計装等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回燃料池及び固体廃棄物貯蔵プールを巡視するとと	(2) 燃料池における使用済制御棒等の保管状況及び固体廃棄物貯蔵プールにおける原子炉内で照射された使用済の炉心出口計装等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回燃料池及び固体廃棄物貯蔵プールを巡視するとと	
もに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵限度については、別表75に定める。	もに、3ヶ月に1回保管量を確認する。貯蔵限度については、別表75に定める。	
6 燃料環境課長は貯蔵庫、燃料池、固体廃棄物貯蔵プール及び第1項第1号の一時保管場所の目に付きやすい場所 に、管理上の注意事項を掲示する。	6 燃料環境課長は貯蔵庫、燃料池、固体廃棄物貯蔵プール及び第1項第1号の一時保管場所の目に付きやすい場所 に、管理上の注意事項を掲示する。	
7 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。	7 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の <u>措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状</u> 況を確認する。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(放射性固体
(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超え	(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超え	
ない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りではない。	ない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りではない。	る記載の追記)
(2) 容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度	(2) 容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面密度が法令に定める表面密度限度	
の10分の1を超えないための措置を講 <u>ず</u> る。	の10分の1を超えないための措置を講 <u>じ</u> る。	記載の適正化
(3) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講 <u>ず</u> る。	(3) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講 <u>じ</u> る。	記載の適正化
(4) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる。	(4) 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる。	
(5) 法令に定める危険物と混載しない。	(5) 法令に定める危険物と混載しない。	
(6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運	(6) 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運	

改正前	改正後	備考
搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する。	搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限する。	, ·
(7)容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付ける。	(7) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付ける。	
[項を加える]	(8) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせ	
	ること。	
8 安全管理課長は、前項の運搬において、容器の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表		
面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第7章第82条第1項	器等の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第7章第82	
第1号で定める「汚染のおそれのない管理区域」から移動させる場合は、表面密度についての確認を省略できる。	条第1項第1号で定める「汚染のおそれのない管理区域」から移動させる場合は、表面密度についての確認を省略	
	できる。	
[項を加える]	9 燃料環境課長は,放射性固体廃棄物を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する	原子力規制における検査制度の
	場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを運搬前に確認する。	見直しに伴う変更(放射性固体
9 燃料環境課長は、放射性固体廃棄物を周辺監視区域外へ搬出する場合には、廃止措置部長及び原子炉主任技術者	10 燃料環境課長は、放射性固体廃棄物を周辺監視区域外へ搬出する場合には、廃止措置部長及び原子炉主任技術	廃棄物の周辺管理区域外(事業
の確認を受け、所長の承認を得る。	者の確認を受け、所長の承認を得る。	所外)の運搬を行う場合の行為
		を追記)
(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)		
第75条の2 安全管理課長は、原子炉等規制法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器	(変更なし)	(変更なし)
等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の		
放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。		
2 各課長は、前項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資		
2 台球では、前項の確認の指示、理論傾山成外曲線の傾山成外値不適くながうた場合、設備・機器等を廃棄文は負源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして周辺監視区域内で適切に管理する。		
係として有効が用しようとする原には、降下物により行来ですりにも少として同心血液で吸引で適めに自生する。		
(放射性液体廃棄物の管理)		
第76条 施設管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路	(変更なし)	(変更なし)
より放出する。		
2 安全管理課長は、次の事項を管理する。		
(1)放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める		
周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。		
(2)復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が別表76-1に掲げる放出管理目標		
値を超えないように努めること。		
(3)復水器冷却水放水路排水中のトリチウム放出量が別表76-2に掲げるトリチウムの放出管理の目標値を超え		
ないように努めること。		
3 安全管理課長は、第1項の管理のため別表76-3に掲げる項目について測定を行い、その結果を施設管理課長		
に通知する。   Line Company		
(放射性気体廃棄物の管理)		
第77条 施設管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理のもと、排気筒より放出する。	(変更なし)	(変更なし)
2 安全管理課長は、次の事項を管理する。		
(1)放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周		
辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。		
(2)放射性物質(希ガス)の放出量が別表77-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。		
3 安全管理課長は、第1項の管理のため別表77-2に定める項目について測定を行い、その結果を施設管理課長		
に通知する。		
(放出管理用計測器の管理)		
第78条 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器の機能が正常であることを確認する	(変更なし)	(変更なし)
ため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。		
2 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器のうち、排水モニタ及び排気筒モニタの点		
検・校正結果を施設管理課長に通知する。		
3 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器について同表に定める数量を確保する。た		
だし、故障等により使用不能となった場合は、修理するとともに、必要に応じて代替品の補充を行う。		

	改	正 前					25	正後		備考
	別表78 が	出管理用計測器		_			別表78	放出管理用計測器		
分 類	種 類	台数	点検・校正頻度		分 類	;	種類	台数	点検・校正頻度	
源休田	試料放射能測定装置 排水モニタ	1 2*1	1回/年 施設定期検査毎		液体用	試料放射 排水モニ	能測定装置 タ	1 2*1	第103条で策定した	記載の適正化 (第103条に定める点検頻 で実施することを明確化)
XVP/TI	試料放射能測定装置 排気筒モニタ	1 2*1	1回/年 施設定期検査毎		気体用	試料放射 排気筒モ	能測定装置 ニタ	1 2*1	保全計画による	
	<b>必要台数から除く。</b>		I	<u> </u>	*1:内1台は予備と	こし、必要台数	から除く。			
用軽水型原子炉施設周辺 周辺公衆の線量を評価し 所長は、前項の報告を受 対性物質の放出方法の改 度の定義)	2目標値並びに別表76-21 2の線量目標値に対する評価が 、その結果を所長、原子炉 でけた場合には、周辺公衆のが で善、設備の改善等に努める。 度及び点検・校正頻度に関す	指針(平成13年3月 主任技術者及び安全 線量が法令に定める)	3 2 9 日原子力安全委員会)」 ・品質保証部長に報告する。 周辺監視区域外の線量限度を	を参考にし	(頻度の定義) 第80条 本章でいう測	定頻度及び点	検・校正頻度に関	する考え方は、別表	8 0 のとおりとする。	
	表80 #	頻度の考え方		_			表80	頻度の考え方		
頻度		考え方			頻度			考え方		
1週間に1回	月曜日を始期とする	1週間に1回実施。			1週間に1	回	月曜日を始期とす	る1週間に1回実施。	,	
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とす	る1ヶ月に1回実施			1ヶ月に1	回 4	毎月1日を始期と	する1ヶ月に1回実施	施。	
3ヶ月に1回	4月1日、7月1日 1回実施。	、10月1日、1月	1日を始期とする3ヶ月に		3ヶ月に1		4月1日、7月1 1回実施。	日、10月1日、1	月1日を始期とする3ヶ月に	
1年に1回	4月1日を始期とす	る1年に1回実施。			1年に1回	□ .	4月1日を始期と	する1年に1回実施。	,	
常時	測定可能な状態にお 等の測定不能な期間		とを意味しており、点検時		常時		則定可能な状態に 等の測定不能な期		ことを意味しており、点検時	
施設定期検査毎	施設定期検査開始か	ら終了までの期間に	1回実施。		[削る]			<u>[削る]</u>		原子力規制における検査制度 見直しに伴う変更(研究開発
	1					ı				階炉規則の改正及び点検頻度 明確化に伴い、「施設定期検: 毎」を削除)

改 正 前	改 正 後	備考
第7章 放射線管理  [条を加える]	第7章 放射線管理  (基本方針) 第80条の2 原子炉施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等(所員及びもんじゅに勤務 する所員以外の者)の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つように 実施する。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(ALARA の精神にのっとり、放射線業務 従事者が受ける線量を管理する
false , false	halo , halo — I Nationary	
第1節 区域管理 (管理区域の設定) 第81条 管理区域は、別図81-1から別図81-7に掲げる区域とする。 2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。 3 安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。設定又は解除に当たって、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、元の区域に戻す際にも、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。 4 安全管理課長は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、安全管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 5 安全管理課長は、前項に基づき緊急に管理区域を設定した場合は、設定後、目的、期間及び場所を明らかにし、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。なお、元の区域に戻す際にも、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。なお、元の区域に戻す際にも、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の	場所と区別する。 3 安全管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 4 安全管理課長は、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。設定又は解除に当たって、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、元の区域に戻す際にも、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。 5 安全管理課長は、前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、安全管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 6 安全管理課長は、前項に基づき緊急に管理区域を設定した場合は、設定後、目的、期間及び場所を明らかにし、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。なお、元の区域に戻す際にも、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の	
確認を受け、所長の承認を得る。 <ul> <li>6 安全管理課長は、第3項から第5項に基づき、管理区域の設定又は解除を行った場合及びそれらを元の区域に戻した場合には、その旨を安全・品質保証部長に報告する。安全・品質保証部長は、廃止措置部長に通知する。</li> <li>7 施設保全課長及び安全管理課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。</li> </ul>	確認を受け、所長の承認を得る。 <u>7</u> 安全管理課長は、第3項から <u>第6項</u> に基づき、管理区域の設定又は解除を行った場合及びそれらを元の区域に戻した場合には、その旨を安全・品質保証部長に報告する。安全・品質保証部長は、廃止措置部長に通知する。 <u>8</u> 施設保全課長及び安全管理課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。	表現の適正化(本条第3項追加による見直し)
(管理区域内における区域区分) 第82条 安全管理課長は、管理区域を必要に応じ次のとおり区分する。 (1)放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)及び空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)。 (2)表面密度又は空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域。		(変更なし)
(管理区域内における特別措置) 第83条 安全管理課長は、管理区域のうち次の区域について、標識を設けるほか、必要に応じて柵、施錠等により他の場所と区別する。 (1)外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルトを超える区域。 (2)空気中の放射性物質濃度若しくは床、壁その他、人の触れるおそれのある物の表面密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍を超える区域又は超えるおそれのある区域。 2 各課長は、前項の区域に立ち入る場合には、作業による線量及び作業環境に応じた作業方法を立案し、安全管理課長の承認を得る。	(変更なし)	(変更なし)
(管理区域への出入管理) 第84条 安全管理課長は、次の管理区域に立ち入る者の区分に応じた立入許可に係る事項を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。 (1)放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者。	(管理区域への出入管理) 第84条 安全管理課長は、次の管理区域に立ち入る者の区分に応じた立入許可に係る事項を定め、安全・品質保証 部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。 (1)放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者。	

改正前		備考
(2)一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入	(2)一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入	
る者。	る者。	
2 安全管理課長は、前項に基づき、管理区域内に立ち入る者に対して許可を与える。	2 安全管理課長は、前項に基づき、管理区域内に立ち入る者に対して許可を与える。	
3 安全管理課長は、前項にて許可されていない者を管理区域内に立ち入らせない措置を講ずる。	3 安全管理課長は、前項にて許可されていない者を管理区域内に立ち入らせない措置を講じる。	記載の適正化
4 安全管理課長は、出入管理室において、人の出入等を監視する。	4 安全管理課長は、出入管理室において、人の出入等を監視する。	
5 施設保安課長及び安全管理課長は、前項に示す出入口以外の出入口には、施錠等により人がみだりに立入りでき	5 施設保安課長及び安全管理課長は、前項に示す出入口以外の出入口には、施錠等により人がみだりに立入りでき	
ない措置を講ずる。	ない措置を講じる。	記載の適正化
6 安全管理課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度	6 安全管理課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度	104% > 76.11.10
限度の10分の1を超えないための措置を講ずる。ただし、労働災害等で緊急に医療機関に搬送が必要な者及び「汚	限度の10分の1を超えないための措置を講じる。ただし、労働災害等で緊急に医療機関に搬送が必要な者及び「汚	記載の適正化
染のおそれのない管理区域」を退出する者については、この限りでない。	染のおそれのない管理区域」を退出する者については、この限りでない。	HO-MAN AGENTALIA
7 随行者は、一時立入者に対して、管理区域に立ち入る前に保安上必要な注意を与える。	7 随行者は、一時立入者に対して、管理区域に立ち入る前に保安上必要な注意を与える。	
(管理区域出入者の遵守事項)	(管理区域出入者の遵守事項)	
(官理区域出入者の遵守事項)   第85条 安全管理課長は、管理区域に出入する者に、以下の事項について遵守させる措置を講ずる。	(官理区域出入者の遵守事項) 第85条 安全管理課長は、管理区域に出入する者に、以下の事項について遵守させる措置を講じる。	記載の適正化
第85条 女主官理議長は、管理区域に山入りる有に、以下の事項について還すさせる指直を講 <u>り</u> る。 (1)指定出入口を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合には、この限りでない。	第85米 安主官理議長は、管理区域に出入りる有に、以下の事項について遵守させる指直を調 <u>し</u> る。 (1)指定出入口を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得てその指示に従う場合には、この限りでない。	
(2)所定の立入許可証と個人線量測定器を着用すること。	(1)相定山八口を経田りること。たたし、女主官壁床及り承認を得ててり相がに促り場合には、こり取りてなり。 (2)所定の立入許可証と個人線量測定器を着用すること。	
(3) 指定された保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に出入りする者又は安全管理課長の	(3) 指定された保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に出入りする者又は安全管理課長の	
承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。	承認を得てその指示に従う場合は、この限りでない。	
(4) 管理区域より退出する場合には、身体及び身体に着用している物の表面密度を検査すること。ただし、「汚染の	(4) 管理区域より退出する場合には、身体及び身体に着用している物の表面密度を検査すること。ただし、「汚染のたった」のない、第2月には、カンドル・スの7月にできない。	
おそれのない管理区域」を退出する者については、この限りでない。	おそれのない管理区域」を退出する者については、この限りでない。	
(5) 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止すること。	(5)管理区域内での飲食及び喫煙を禁止すること。	
(保全区域)	(保全区域)	
第86条 保全区域は、別図81-1から別図81-7に掲げる区域とする。	第86条 保全区域は、別図81-1から別図81-7に掲げる区域とする。	
2 施設保安課長は、保全区域を標識等により区別する。	2 施設保安課長は、保全区域を標識等により区別する。	
3 施設保安課長は、保全区域への立入制限等の措置を講ずる。	3 施設保安課長は、保全区域への立入制限等の措置を講じる。	記載の適正化
4 施設保安課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。	4 施設保安課長は、第2項の標識等について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。	
(周辺監視区域)		
第87条 周辺監視区域は、別図87に掲げる区域とする。	(変更なし)	(変更なし)
2 施設保安課長は、前項の周辺監視区域境界に、柵を設け、又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外		
の者の立入りを制限する。ただし、自然条件により当該区域に立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この		
限りでない。		
3 施設保安課長は、前項の柵及び標識について、「放射線管理要領」に従い定期的な点検を実施する。		
第2節 被ばく管理		
		(変更なし)
(放射線業務従事者の指定等)	(変更なし)	
第88条 安全管理課長は、放射線業務従事者について、指定及び解除を行う。		
2 安全管理課長は、前項の指定に際しては、全ての放射線業務従事者について、次の各号に掲げる指定要件の確認		
を行う。		
(1)被ばく歴		
(2) 医師が必要と認めた検査の結果		
(3) 放射線業務従事者教育歴		
3 管理課長は、前項の確認に先立って、前項の(1)及び(2)の確認を所員について行い、安全管理課長に通知する。		
(線量の評価)	(線量の評価)	
第89条	第89条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上	   原子力規制における検査制度の
	必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。	見直しに伴う変更(ALARA
安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を別表89に定める項目、頻度に基づき評価	2 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を別表89に定める項目、頻度に基づき評価	
し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。	し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。	従事者が受ける線量を管理する

改 正 前	改 正 後	備考
2 安全管理課長は、前項の結果を本人及び所属課長に通知するとともに、所長及び各部長に報告する。	3 安全管理課長は、前項の結果を本人及び所属課長に通知するとともに、所長及び各部長に報告する。	ことを規定)
(線量の管理目標値) 第90条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者に係る管理目標値を定め、安全・品質保証部長に報告し、各課長に通知する。 2 各課長は、前項の管理目標値を超えないよう努める。 3 各課長は、第1項の管理目標値を超えるおそれのある場合は、必要に応じ、作業方法の改善、設備の改善、作業制限、配置転換、就業制限等の措置を講 <u>ず</u> る。	長に通知する。 2 各課長は、前項の管理目標値を超えないよう努める。	記載の適正化
(管理区域内での作業) 第91条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業環境に応じた作業方法を立案する。 2 各課長は、前項の作業方法を立案した場合には、安全管理課長の放射線防護に関する確認を受ける。	(変更なし)	(変更なし)
(床、壁等の除染) 第92条 各課長は、管理区域に関する法令に定める表面密度を超えるような予期しない汚染を床、壁、身体等に発生させた場合又は発見した場合は、安全管理課長に連絡するとともに、区画等の応急措置を講 <u>ず</u> る。 2 前項の場合、汚染箇所に係わる作業を所管する課長は、汚染状況について安全管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講 <u>ず</u> る。 3 前項の作業を所管する課長は、第1項及び前項の措置結果について、安全管理課長の確認を受ける。	生させた場合又は発見した場合は、安全管理課長に連絡するとともに、区画等の応急措置を講 <u>じ</u> る。	記載の適正化記載の適正化
第3節 線量当量率等の測定 (線量当量率等の測定) 第93条 安全管理課長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近(周辺監視区域境界付近における 測定場所は、別図93に定める。)における外部放射線に係る線量当量率等、別表93に定める測定項目について測 定する。 2 安全管理課長は、前項の測定により、異常が認められた場合は、直ちに、その原因を調査し異常の除去に努める とともに、所長、原子炉主任技術者及び安全・品質保証部長に報告する。	第3節 線量当量率等の測定 (変更なし)	(変更なし)
[条を加える]	(平常時の環境放射線モニタリング) 第93条の2 安全・品質保証室長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について規定)
(放射線計測器類の管理) 第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。 2 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類のうち、固定放射線監視用計測器の点検・校正結果について安全・品質保証部長に報告するとともに、施設管理課長に通知する。 3 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合には、修理するとともに、必要に応じて代替品を補充する。	(変更なし)	(変更なし)

型ンマ福のリアモニタ 49   中性子種エリアモニタ 5   金融法事務を担		改 正 前				改	正後			備考
方		別表94 放射線計測器数	 頁			別表94	放射線計測器類			
検索性・シーター   2   機能性・データ・ター   1   10.3 を変え   1   10.3 を変え   10.3	分 類	種類	台数	***	分 類	種	類	台数		
超点分析解除別性	放射線管理用計測器	体表面モニタ 線量当量率測定用サーベイメータ 汚染測定用サーベイメータ 試料放射能測定装置 中性子サーベイメータ ダストサンプラ アラームメータ 積算型線量計測定装置	4 6 2 1 5 40 1	1回/年	放射線管理用計測器	体表面モニタ 線量当量率測定用サー 汚染測定用サーベイメ 試料放射能測定装置 中性子サーベイメータ ダストサンプラ アラームメータ 積算型線量計測定装置	-ベイメータ ータ -	4 6 2 1 5 40		(第103条に定める点検頻原
電子のリンクボスト   4   重数を動物を振ります。   1   1回之生   単純数体が用計制器   エニクリンクカー最付エニク   4   東京数本が用計制器   東京数本が用きませま   1   東京数本が用きまま   1   東京数本が用きままま   1   東京数本が用きままま   1   東京数本が用きまままま   1   東京数本が用きまままま   1   東京数本が用きまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	固定放射線監視用				固定放射線監視用				_	で実施することを明確化)
マニタリングカー設付モニタ 4	計測器	, , , , , ,		施設定期検査毎	計測器	, , , , , ,				
環境が特権用計測器 教育技術を設置 1 1 1回/生							モニタ		_	
第 9 5 条 安全管理課長は、別聚 9 5 に掲げる影議具類を点検し、常に使用可能な状態に整備しておく。  第 4 節 物品移動の管理  第 4 節 物品移動の管理  管理区域外への移動)  第 9 6 条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ機出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域、検験制力を掲えていないことを確認する。 ただし、「汚染のおそれのない管理区域が、等理区域、から管理区域外へ特別出される場合においてはこの限りでない。 2 各課長は、管理区域外へ物燃料物質等(第 微彩 集 使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を選機する場合は、汚染の広がりの防止、遮蔵等の措置を講する。 3 各課長は、管理区域外へ均燃料物質等(第 微彩 集 使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を選機する場合は、汚染の広がりの防止、遮蔵等の措置を講する。  4 全課長は、管理区域外へ対燃料物質等の線量当量やが法合に定める値を超えていないこと及び表面密度が法合に定める複合は、汚染の広がりの防止、遮蔽等の構造を講する。  5 全課長は、管理区域外へ対燃料物質等の線量当量やが法合に定める値を超えていないこと及び表面密度が法合に定める表面密度のよりの分の1を超えていないことを確認する。  4 企課長は、管理区域外に技燃料物質等(第 微彩 集 使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を選触する場合は、汚染の広がりの防止、遮蔽等の排置を講正る。  4 企課長は、管理区域外に技燃料物質等(第 微彩 集 使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を運搬する場合は、汚染の広がりの防止、遮蔽等の水量当量やが法合に定める値を超えていないことを確認する。  5 安全管理課長は、核燃料物質等( 3 微彩 集 使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を運搬する場合は、 5 不多乗りて返産用する。  5 安全管理課長は、核燃料物質等の線量当量やが法合に定める値を超えていないことを確認する。  5 安全管理課長は、核燃料物質等の線量当量やが法合に定める値を超えていないことを確認する。  5 公職を関限度の10分の1を超えていないことを確認する。  6 各課長は、核燃料物質でよって汚染されたものを周辺監視区域内で運搬する場合には、法令に定める運搬に関する。  6 各課長は、核燃料物質では、大機紫料物質では、大きに定める運搬で、関すを発見で、、 5 条第・7 項を準用する。  6 各課長は、核燃料物質でのがよれたものを周辺監視区域内で運搬する場合には、法令に定める運搬に関す 旨を記載)  5 全に表現	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	1 1	1回/年	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置		1 1	-	
第96条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合、同物品の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、「汚染のおそれのない管理区域」から管理区域外へ持ち出される場合においてはこの限りでない。 2 各課長は、管理区域内の物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ機出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の精質を講上る。 3 各課長は、管理区域内へ物出を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ機出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の精質を講上る。 3 各課長は、管理区域内へ物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ機出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の精質を講上る。 3 各課長は、管理区域内へ物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の精質を講上る。 3 各課長は、管理区域内へ物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の精質を講上る。 3 各課長は、管理区域内へ物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の精質を講上る。 3 各課長は、管理区域内へ物品を表面密度の基準の高い区域から低い区域へ搬出する場合には、当該区域の出入口で汚染拡大防止の精質を講上る。 3 各課長は、管理区域内へ核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を連搬する場合は、汚染の広がりの防止、遮蔽等の排置を講じる。 4 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を連搬する場合は、洗浄ないが、では、第75条第7項を連用する。 表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 5 各課長は、核燃料物質によって汚染されたものを周辺監視区域内で運搬する場合には、法令に定める運搬に関す 自定に伴う変更(管理区域への運搬前の遵守事項につて、第75条第7項を準用する表面を度別を加入のよい管理区域内の組入を対域の内の出入を対域が関係が、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。以下同じ。)を連搬する場合は、汚染の広がりの防止、遮蔽等の排置を講じる。  4 各課長は、核燃料物質等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める運搬に関す を書していないことを確認する。 5 安全管理課長は、核燃料物質等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び表面密度が法令に定める運搬に関する表面を度限を可し分の10分割とは、統定を対域の適定と同じ、第75条第7項を準用する表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 5 安全管理課長は、核燃料物質等の線と対域の内で運搬する場合には、法をに定める運搬する場合には、法令に定める運搬する場合には、第75条第7項を準用する表面密度がは内でに対域の方域の上に対域の方域の方域の方域の方域の方域の方域の方域の方域の方域の方域の方域の方域の方域		第4節 物品移動の管理				第4節	物品移動の管理			
	第96条 安全管理課長は、 域に移動する場合、同物的 ただし、「汚染のおそれの 2 各課長は、管理区域内の で汚染拡大防止の措置を記 3 各課長は、管理区域外の る場合は、汚染の広がりの 項を加える] 1 安全管理課長は、核燃料 表面密度限度の10分の 5 各課長は、核燃料物質的	品の表面密度が法令に定める表面密度限度のない管理区域」から管理区域外へ持ち出さ の物品を表面密度の基準の高い区域から低い 講 <u>ず</u> る。 へ核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放 の防止、遮蔽等の措置を講 <u>ず</u> る。 料物質等の線量当量率が法令に定める値を起 1を超えていないことを確認する。	210分の1を れる場合におい い区域へ搬出す 射性固体廃棄	超えていないことを確認する。 いてはこの限りでない。 る場合には、当該区域の出入口物を除く。以下同じ。)を運搬す	第96条 安全管理課長は 域に移動する場合、同物 ただし、「汚染のおそれの 2 各課長は、管理区域内 で汚染拡大防止の措置を 3 各課長は、管理区域外 る場合は、汚染の広がり 4 各課長は、管理区域外 る場合は、第75条第7 5 安全管理課長は、核燃 表面密度限度の10分の 6 各課長は、核燃料物質	品の表面密度が法令に定めるのない管理区域」から管理区域の物品を表面密度の基準の高講じる。 一核燃料物質等(新燃料、使の防止、遮蔽等の措置を講じ に核燃料物質等(新燃料、使項を準用する。 料物質等の線量当量率が法令 1を超えていないことを確認	る表面密度限度の10分域外へ持ち出される場所の区域から低い区域の 高い区域から低い区域の に用済燃料及び放射性固立る。 に用済燃料及び放射性固 に定める値を超えている。	分の1を 合にお 機出で 個体廃棄	を超えていないことを確認するいてはこの限りでない。 する場合には、当該区域の出 実物を除く。以下同じ。)を追 変物を除く。以下同じ。)を追 であるなが表面密度が法令に定	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(管理区域の への運搬前の遵守事項について、第75条第7項を準用する

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改 正 前	改 正 後	備考
(周辺監視区域外への持ち出し)	(周辺監視区域外への持ち出し)	
第97条	第97条 各課長は、核燃料物質等を収納した輸送容器(以下「輸送物」という。)を周辺監視区域外に運搬する場合	   原子力規制における検査制度の
710 T.A.	は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを事前に確認する。	見直しに伴う変更(周辺管理区
	18、 制込物が立ていた。このはいに文字を中に画口 した DV2 (82)のことを事むいに関する。	域外(事業所外)の運搬を行う場
   各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ搬出する場合は、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所	2 各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ搬出する場合は、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所	合の行為を追記)
長の承認を得る。	<u>る</u> 台球では、個際性の負責を同じ監視と吸が、腕口する物面は、内目的反反の原子が主に反射者の理論を支げ、方 長の承認を得る。	ロック   河で 厄己
第5節 健康管理	第5節 健康管理	
第 5 則 「健康管理 (健康診断)	第 3 則 <b>漢</b> 承官理	(変更なし)
	(亦重わ1)	(変更なし)
第98条 管理課長は、所員の放射線業務従事者に対して健康診断を実施するとともに、その結果を当該所員に通知	(変更なし)	
する。		
(就業上の措置等)	(就業上の措置等)	
第99条 管理課長は、個人被ばく管理記録及び第98条の健康診断による医師の勧告等を考慮し、必要のある場合	第99条 管理課長は、個人被ばく管理記録及び第98条の健康診断による医師の勧告等を考慮し、必要のある場合	
には、当該所員に対し保健指導を行う。	には、当該所員に対し保健指導を行う。	
2 各課長は、前項に係る作業制限、配置転換、就業制限等の措置を講する。	2 各課長は、前項に係る作業制限、配置転換、就業制限等の措置を講じる。	記載の適正化
2 日か及は、前野にいる「「未開放、出自わな、かれ間なす・月自己時」」。		
第6節 協力会社の保安措置	第6節 協力会社の保安措置	
(協力会社の放射線防護)	(協力会社の放射線防護)	
	第100条 安全管理課長は、管理区域内の作業を協力会社(原子炉施設に関する作業を行う機構以外の会社をいう。)	
が行うに当たっては、以下の放射線防護の必要事項を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受	が行うに当たっては、以下の放射線防護の必要事項を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受	
が行うだけ、が一つがながらないが、大手では、大手では、大手では、大手では、大手では、大手には大きなできます。	が行うに当たっては、以下の成れ極め暖の必安事質を足め、女主・明貞休品的及及の原子が主任政権の確認を支け、所長の承認を得る。	
(1) 管理区域出入者の遵守事項	り、別及り承認を得る。 (1) 管理区域出入者の遵守事項	
(1) 管理区域出入省の遵守事項 (2) 放射線業務従事者の指定等	(1) 管理区域出入者の受力事項 (2) 放射線業務従事者の指定等	
(3) 線量の評価	(3) 線量の評価	
(4) 線量の管理目標値	(4) 線量の管理目標値 (5) 200 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (1	
(5) 管理区域内での作業	(5) 管理区域内での作業	
(6) 床、壁等の除染 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	(6) 床、壁等の除染	
2 各課長は、管理区域内で所管作業を行う協力会社に対して、前項に定めた必要事項を遵守させるための措置を講	2 各課長は、管理区域内で所管作業を行う協力会社に対して、前項に定めた必要事項を遵守させるための措置を講	記載の適比化
<u>ず</u> る。	$\underline{v}$ 5.	
(頻度の定義)		
(分別文・ソバレギン)		
第101条 本章でいう測定頻度及び点検・校正頻度に関する考え方は、別表80のとおりとする。	(変更なし)	(変更なし)

改正前	改 正 後	備考
第8章 <del>保守管</del> 理	第8章 施設管理	原子力規制における検査制度の
		見直しに伴う変更(研究開発段
第102条 (削除)	(変更なし)	階炉規則及びもんじゅの廃止措
		置段階における保安規定の認可
		の審査に関する考え方(以下、も
		んじゅの保安規定審査の考え方
		という。)並びに原子力事業者等
		における使用前事業者検査、定
		期事業者検査、保安のための措
		置等に係る運用ガイド(以下、保
		安措置運用ガイドという。)の反
		映)
(保守管理計画)	(施設管理計画)	原子力規制における検査制度の
第103条 廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる原子炉施設の保全のために行う点検、試験、	第103条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」	見直に伴う変更(研究開発段階
検査、補修、取替え、改造その他必要な措置(以下「保守管理」という。)を実施するに当たり「原子力発電所の	を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子	炉規則及びもんじゅの保安規定
保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に従うことを基本とし、次のとおり保守管理計画を定める。	炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。	審査の考え方並びに保安措置運
ALA TITATION TO TOO TOO TO TO TO THE CASE OF THE CASE	77 ACISCI - ACISCI - ACISCI - CACADO	用ガイドの反映)
1. 定義	[項目を削る]	原子力規制における検査制度の
本保守管理計画における用語の定義は「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2007)」に従うものとする。(以		見直しに伴う変更(研究開発段
下、本章において同じ。)		階炉規則及びもんじゅの保安規
1 ( ) The control of		定審査の考え方並びに保安措置
		運用ガイドの反映)
2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標	1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標	原子力規制における検査制度の
(1) 理事長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等	(1) 理事長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等	見直しに伴う変更(研究開発段
を踏まえ、保守管理の実施方針を設定する。また、12. 保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点	を踏まえ、施設管理の実施方針を設定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観	階炉規則及びもんじゅの保安規
から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。	点から特別な状態 (6.3 参照) を踏まえ <u>施設管理</u> の実施方針の見直しを行う。	定審査の考え方並びに保安措置
(2) 所長は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るため、原子炉施設の安全確保を最優先とした	(2) 所長は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るため、原子炉施設の安全確保を最優先とした	運用ガイドの反映)
保守管理目標を設定する。また、12. 保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態	施設管理目標を設定する。また、11. 施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態	
(7.3 参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。	(6. 3 参照) を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	
(3) 廃止措置部長は、安全・品質保証部長と協議の上、年度ごとに1回以上、保守管理目標に基づく活動状況を	(3) 廃止措置部長は、安全・品質保証部長と協議の上、年度ごとに1回以上、施設管理目標に基づく活動状況を	
確認するとともに、課題の把握及び改善を図り、所長に報告する。	確認するとともに、課題の把握及び改善を図り、所長に報告する。	
FIGURE / De e Ora, Moderatable o Sell Gial / Maria Mai / De	HERE'S DEC OUT MACESTERIZATION OF THE PARTY	
3. 保全プログラムの策定	2. 保全プログラムの策定	原子力規制における検査制度の
所長は、 <u>2. 保守管理</u> 目標達成のため、 <u>4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. 保守管理</u> の有効	所長は、 <u>1. 施設管理</u> 目標達成のため、 <u>3.</u> より <u>10.</u> からなる保全プログラムを策定する。また、 <u>11. 施設管理</u> の	見直しに伴う変更(研究開発段
性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行	階炉規則及びもんじゅの保安規
124   144   274	5.	定審査の考え方並びに保安措置
		運用ガイドの反映)
4. 保全対象範囲の策定	3. 保全対象範囲の策定	
(1) 計画管理課長は、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として、廃止措置計画第6-1表に示した性能	(1) 計画管理課長は、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として、廃止措置計画第6-1表に示した性能	
維持施設の維持すべき機能に基づき維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備のリストを作成し、安全・	維持施設の維持すべき機能に基づき維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備のリストを作成し、安全・	
品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。	品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。	
なお、保全対象範囲のうち、維持すべき原子炉施設を別表103に示す。	なお、保全対象範囲のうち、維持すべき原子炉施設を別表103に示す。	
また、別表103に示す電源供給設備、がれき撤去設備、火災対応設備は、本条の規定によらず、第24条の	また、別表103に示す電源供給設備、がれき撤去設備、火災対応設備は、本条の規定によらず、第24条の	
2に基づき性能を維持し、別表103に示す炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、主炉停止系調整棒、後	2に基づき、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、主炉停止系調整棒、後備炉停止棒、中性子源集合体、	<ul><li>■ 緊急時対策所の通信設備に関す</li></ul>
備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体、固定吸収体は本条の規定によら	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体、固定吸収体は本条の規定によらず第5章燃料管理に基づき、事務	る性能維持の保安規定条文の明
ず第5章燃料管理に基づき性能を維持する。	管理建物(緊急時対策所)の通信設備は、本条の規定によらず第107条に基づき性能を維持する。	確化
/ // · //// / / / · // · · // · · · · ·	E = 164 Older 4/ 4/14/1/ - COMPANIENT - 1/1/2 - WRIGHT-04 D / MAT A 1/M-03 - C THIRD CAMPA 1 / 00	
(2) 計画管理課長は、廃止措置の進捗により保全対象範囲を変更する場合、(1)にて定めたリストを変更し、安	(2) 計画管理課長は、廃止措置の進捗により保全対象範囲を変更する場合、(1)にて定めたリストを変更し、安全・	
全・品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。	品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。	

#### 改正前 改正後 5. 保全重要度の設定 4. 施設管理の重要度の設定 原子力規制における検査制度の 計画管理課長は、4. の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の 計画管理課長は、3. の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の 見直しに伴う変更(研究開発段 施設管理の重要度として、点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設 階炉規則及びもんじゅの保安規 保全重要度を設定する。 定する。 定審査の考え方並びに保安措置 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため安全機能の重要度分類を参考に、廃止措置期間中 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため安全機能の重要度分類を参考に、廃止措置期間中に 運用ガイドの反映) における維持機能を考慮して設定する。 おける維持機能を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、機器が故障した (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、機器が故障した場 場合の系統機能への影響を考慮することができる。 合の系統機能への影響を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。 (3) 構築物の保全重要度は、(1) 又は(2) に基づき設定する。 「項を加える〕 (4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、「品質に係る重要度の管理要領」に従 い、廃止措置期間中における維持機能を考慮して設定する。 「項を加える] (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。 6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 原子力規制における検査制度の (1) 計画管理課長は、保全の有効性を監視及び評価するために 5.の保全重要度を踏まえ、「系統レベル」の保全 (1) 計画管理課長は、保全の有効性を監視及び評価するために 4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の 見直しに伴う変更(研究開発段 活動管理指標を設定する。 中で「系統レベル」の保全活動管理指標を設定する。 階炉規則及びもんじゅの保安規 a. 系統レベルの保全活動管理指標 a. 系統レベルの保全活動管理指標 定審査の考え方並びに保安措置 系統レベルの保全活動管理指標については、5. (1)の保全重要度を踏まえて、重要度高の系統機能に対して以 系統レベルの保全活動管理指標については、4. (1)の保全重要度を踏まえて、重要度高の系統機能に対して 運用ガイドの反映) 下のものを設定する。 以下のものを設定する。 ① 保全により予防可能な故障回数 ①保全により予防可能な故障回数 (2) 計画管理課長は、以下に基づき、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の (2) 計画管理課長は、以下に基づき、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の 結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a. 系統レベルの保全活動管理指標 a. 系統レベルの保全活動管理指標 ①予防可能な故障回数の目標値は、運転実績及び安全機能の重要度分類を考慮して設定する。 ①予防可能な故障回数の目標値は、運転実績及び安全機能の重要度分類を考慮して設定する。 ②機能を期待できない時間の目標値は、点検実績及び第4章第2節 (施設運用上の基準) で定める要求され ②機能を期待できない時間の目標値は、点検実績及び第4章第2節(施設運用上の基準)で定める要求され る措置の完了時間を参照して設定する。 る措置の完了時間を参照して設定する。 (3) 計画管理課長は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に (3) 計画管理課長は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に 定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 計画管理課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録 (4) 計画管理課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録 する。 する。 7. 保全計画の策定 原子力規制における検査制度の 6. 保全計画の策定 (1) 計画管理課長は、4.の保全の対象範囲に対し、保全サイクルごとに保全計画を策定し、もんじゅ安全・品質保 (1) 計画管理課長は、3. の保全の対象範囲に対し、保全サイクルごとに保全計画を策定し、もんじゅ安全・品質 見直しに伴う変更(研究開発段 証推進会議に付議し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を 保証推進会議に付議し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認 階炉規則及びもんじゅの保安規 定審査の考え方並びに保安措置 なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含めるとともに、廃止措置部長又は安全・品質保証 なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含めるとともに、廃止措置部長又は安全・品質保証 運用ガイドの反映) 部長が承認した以下の計画を含める。 部長が承認した以下の計画を含める。 a. 点検計画 (7.1 参照) a. 点検計画 (6. 1参照) b. 補修、取替え及び改造計画(7.2参照) b. 設計及び工事の計画(6.2参照) c. 特別な保全計画(7.3 参照) c. 特別な保全計画(6.3 参照) (2) 計画管理課長は、保全計画の策定に当たって、5.の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。 (2) 計画管理課長は、保全計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考 また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 a. 運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経験 a. 運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経験 b. 使用環境及び設置環境 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化及び故障モード c. 劣化及び故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 e. 科学的知見 (3) 計画管理課長は、保全の実施段階において維持機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を (3) 計画管理課長は、保全の実施段階において維持機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策 策定する。 定する。

改正前

#### 7.1 点検計画の策定

- (1) 機械保全課長、電気保全課長、燃料環境課長、施設保全課長及び安全管理課長(以下「保守担当課長」という。)は、別表103に示す維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備の機能を維持するための構築物、系統及び機器単位ごとに以下に示す保全方式から適切な保全方式を選定する。
- a. 予防保全
- ①時間基準保全
- ②状態基準保全
- b. 事後保全
- (2) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。
- a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

- ①点検の具体的方法
- ②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- ③実施頻度
- ④実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視 点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に 準じて必要な事項を定める。

#### b. 状態基準保全

- ①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。
- i) 状態監視データの具体的採取方法
- ii)機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準
- iii) 状態監視データ採取頻度
- iv)実施時期
- v)機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
- ②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。
- i) 巡視点検の具体的方法
- ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- iii)実施頻度
- iv)実施時期
- v)機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法
- ③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。
- i) 定例試験の具体的方法
- ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- iii) 実施頻度
- iv) 実施時期
- v)機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
- c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。

(3) 保守担当課長は(1)及び(2)を定めた点検計画を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。

#### [項を加える]

6. 1 点検計画の策定

(1) 機械保全課長、電気保全課長、燃料環境課長、施設保全課長及び安全管理課長(以下「保守担当課長」という。)は、別表103に示す維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備の機能を維持するための構築物、系統及び機器単位ごとに以下に示す保全方式から適切な保全方式を選定する。

改正後

- a. 予防保全
- ①時間基準保全
- ②状態基準保全
- b. 事後保全
- (2) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。
- a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

- ①点検の具体的方法
- ②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- ③実施頻度
- ④実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視 点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に 準じて必要な事項を定める。

#### b. 状態基準保全

- ①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。
- i) 状態監視データの具体的採取方法
- ii)機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準
- iii) 状態監視データ採取頻度
- iv)実施時期
- v)機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
- ②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。
- i ) 巡視点検の具体的方法
- ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- iii)実施頻度
- iv)実施時期
- v)機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法
- ③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。
- i) 定例試験の具体的方法
- ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- iii)実施頻度
- iv) 実施時期
- v)機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
- c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を 発揮することの確認方法及び修復時期を定める。

- (3) 保守担当課長は(1)及び(2)を定めた点検計画を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。
- (4) 品質保証課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを定期 事業者検査\*1により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。(第24条の2に基づくがれき撤去設備、 火災対応設備及び第5章燃料管理に基づく炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、主炉停止系調整棒、後 備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体、サーベイランス集合体、固定吸収体並びに第107条に基

原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(研究開発段 階炉規則及びもんじゅの保安規 定審査の考え方並びに保安措置

運用ガイドの反映)

改正前	改正後	備考
	づく事務管理建物 (緊急時対策所) の通信設備を含む。) a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期  *1:定期事業者検査とは、点検及び工事とは別に要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、研究開発段階 炉規則第五十一条、第五十二条の「定期事業者検査」をいう。	
7.2 補修、取替え及び改造計画の策定 (1) 保守担当課長は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、性能維持施設の補修、取替え及び改造*1 を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*2の要否について確認を行い、その結果を記録する。	6. 2設計及び工事の計画の策定 (1) 保守担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事 の計画を策定する。また、性能維持施設の設計及び工事*2を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*3の要否について確認を行い、その結果を記録する。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(研究開発段 階炉規則及びもんじゅの保安規 定審査の考え方並びに保安措置 運用ガイドの反映)
[項を加える]	(2) 保守担当課長は、性能維持施設の設計及び工事を実施した設備の使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。	
(2) 保守担当課長は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを <u>検査</u> 及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 検査及び試験の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な <u>検査</u> 及び試験の項目、評価方法及び管理基準 c. 検査及び試験の実施時期	(3) 品質保証課長及び保守担当課長は、性能維持施設の工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを <u>定期事業者検査</u> 及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. <u>定期. 事業者検査</u> 及び試験の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な <u>定期事業者検査</u> 及び試験の項目、評価方法及び管理基準 c. <u>定期事業者検査</u> 及び試験の実施時期	
(3) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた補修、取替え及び改造計画を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。  *1:性能維持施設の補修、取替え及び改造とは、廃止措置計画の第6-1表に定める設備の機器及び構造物の補修、取替え及び改造をいう。  *2:法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(工事の計画の認可)、第43条の3の10(工事の計画の届出)、第43条の3の11(使用前検査)及び第43条の3の13(溶接安全管理検査)に係る手続きをいう。(以下、本条において同じ。)	(4) 保守担当課長は、(1)から(3)を定めた設計及び工事の計画を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。  *2:性能維持施設の設計及び工事とは、廃止措置計画の第6-1表に定める設備の機器及び構造物に対して第10 3条の4(設計管理)に基づき実施する設計及び工事をいう。  *3:法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)、第43条の3の34(発電用原子炉の廃止に伴う措置)及び高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方(第4基本的考え方のうち2廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について)に係る手続きをいう。(以下、本条において同じ。)	
7.3 特別な保全計画 (1) 保守担当課長は、地震、事故等により、特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 保守担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期 (3) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた特別な保全計画を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。	<ul> <li>6.3 特別な保全計画</li> <li>(1) 保守担当課長は、地震、事故等により、特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</li> <li>(2) 保守担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</li> <li>a. 点検の具体的方法</li> <li>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</li> <li>(3) 保守担当課長は、(1)及び(2)を定めた特別な保全計画を策定し、計画管理課長の確認を得た後、所管部長の承認を得る。</li> </ul>	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(研究開発段 階炉規則及びもんじゅの保安規 定審査の考え方並びに保安措置 運用ガイドの反映)
8. 保全の実施 (1) 保守担当課長は、7. で定める保全計画に従って <u>点検・補修等の</u> 保全を実施する。 (2) 保守担当課長は、保全の実施に当たって、 <u>以下の必要なプロセスを「保守管理要領」に従い、実施する。</u> a. 工事計画	7. 保全の実施         (1) 品質保証課長及び保守担当課長は、6. で定める保全計画に従って保全を実施する。         (2) 関係課長は、保全の実施にあたって、第 103 条の 4 の設計管理及び第 103 条の 5 による作業管理を実施する。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(研究開発段 階炉規則及びもんじゅの保安規 定審査の考え方並びに保安措置

71 24	77 - 77 //	/
改正前	改 正 後	備考
<u>b. 設計管理</u>		運用ガイドの反映)
<u>c. 調達管理</u>		
d. 工事管理 (a) (日本日)(計 日本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (	(の) 明然中には、個人の休用により、マヨロルフ	
(3) <u>保守担当課長</u> は、 <u>点検・補修等</u> の結果について記録する。	(3) <u>関係課長</u> は、 <u>保全</u> の結果について記録する。	
9. 点検・補修等の結果の確認・評価	8. 保全の結果の確認・評価	原子力規制における検査制度の
(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修	(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果	見直しに伴う変更(研究開発段
等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期*3までに確認・評価し、記録する。また、	 (定期事業者検査を除く)から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期*4までに確認・評価し、	階炉規則及びもんじゅの保安規
施設定期検査を実施した場合は、別表 118-1 に示す(2)施設定期検査の結果の記録を保存する。		定審査の考え方並びに保安措置
		運用ガイドの反映)
(2) 保守担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、「保守管理要領」に従い、点	(2) 保守担当課長は、(1) にて最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、「施設管理要領」に	
検・補修等が実施されていることを、所定の時期*3までに確認・評価し、記録する。	従い、保全が実施されていることを、所定の時期*⁴までに確認・評価し、記録する。	
<u>2 </u>		
<u>[項を加える]</u>	(3) 品質保証課長は、性能維持施設が所定の機能を発揮し得る状態にあることを検証するため定期事業者検査を第	
	103条の6(定期事業者検査の実施)に従い、定められた時期までに確認・評価し記録する。	
*3: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	<u>* 4</u> : 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	
10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置	9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置	原子力規制における検査制度の
(1) 保守担当課長は、不適合が認められた場合、第3条8.3に基づく不適合管理を実施し、記録する。また、必要		
に応じて第3条8.5.2に基づく是正処置 <u>及び第3条8.5.3に基づく予防処置</u> を実施する。なお、以下のa.及びb.	じて第3条8.5.2に基づく是正処置を実施する。なお、以下のa.及びb.の場合には、 <u>保全</u> の不適合として不適合	
の場合には、 <u>点検・補修等</u> の不適合として不適合管理を行った上で、 <u>9.</u> の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき	管理を行った上で、8.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期	
原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講ずる。	の是正処置を講 <u>じ</u> る。	運用ガイドの反映)
a. <u>点検・補修等</u> を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合(点	a. <u>保全</u> を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合(点検期限の超	記載の適正化
検期限の超過を含む。)	過を含む。)	
b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、「 <u>保守管理</u> 要領」に従い、 <u>点検・補修等</u> が実	b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、「 <u>施設管理</u> 要領」に従い、 <u>保全</u> が実施されて	
施されていることが確認・評価できない場合	いることが確認・評価できない場合	
(2) 保守担当課長は、(1)a. 及びb. の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。	(2) 関係課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見をもとに、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし適切	
	な未然防止処置を講じる。	
   <u>「</u> 項を加える]	(3) 関係課長は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づく改善措置活動に基づき実施する。	
EXEMPLE OF	(6) 因所依其(6) (1/人) (2/ 4/旧對 (2/10 本) (全 2 ) (及日 旧直旧對(全 2 ) (入) (2/10 ) (2/10 )	
<u>11.</u> 保全の有効性評価	10. 保全の有効性評価	原子力規制における検査制度の
		見直しに伴う変更(研究開発段
認するとともに、継続的な改善につなげる。	認するとともに、継続的な改善につなげる。	階炉規則及びもんじゅの保安規
(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。保全の有効性評価は、	(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。保全の有効性評価は、	定審査の考え方並びに保安措置
以下の情報を適切に組み合わせて行う。	以下の情報を適切に組み合わせて行う。	運用ガイドの反映)
a. 保全活動管理指標の監視結果	a. 保全活動管理指標の監視結果	
b. 機器等稼動状況・点検状況の結果	b. 機器等稼動状況・点検状況の結果	
c. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績	c. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績	
d. トラブルなど運転経験	d. トラブルなど運転経験	
e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ	e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ	
f. リスク情報及び科学的知見	f. リスク情報及び科学的知見	
(2) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、	(2) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、	
7.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を	<u>6. 1</u> に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を	
踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。	踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。	
a. 点検及び取替結果の評価	a. 点検及び取替結果の評価	
b. 劣化トレンドによる評価	b. 劣化トレンドによる評価	
c. 類似機器等のベンチマークによる評価	c. 類似機器等のベンチマークによる評価	
d. 研究成果等による評価	d. 研究成果等による評価	

改 正 前	改正後	備考
(3) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。	(3) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。	
[項を加える]	2. 品質保証課長は、定期事業者検査の結果について、検査活動から得られた情報から、検査の有効性を評価し、 検査が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。	
12. 保守管理の有効性評価	11. 施設管理の有効性評価	原子力規制における検査制度の
(1) 所長は、11. の保全の有効性評価の結果及び2. の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 所長は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。		見直しに伴う変更(研究開発段 階炉規則及びもんじゅの保安規 定審査の考え方並びに保安措置 運用ガイドの反映)
[項目を加える]	12. 構成管理 関係課長は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件(第3条7.3.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第103条の4の設計管理に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) (3) 物理的構成(実際の構築物、系統、及び機器をいう。)	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(保安措置運 用ガイドの反映)
13.情報共有     品質保証課長は、「もんじゅ不適合管理要領」に従い、原子炉施設の保安の向上を図る観点から必要な技術情報を、他の原子炉設置者と情報共有を行う。	(変更なし)	(変更なし)
14. 故障リスクへの対応 保守担当課長は、燃料取出し作業等の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、以下の対応を行う。 (1) 故障時に調達に時間を要する海外調達物品や生産中止物品等を予備品として保有する。 (2) 施設の安全性に影響がない機器であっても、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。	(変更なし)	(変更なし)
(溶接事業者検査の実施体制) 第103条の2 所長は、溶接事業者検査を統括する。 2 溶接事業者検査の実施箇所の課長は、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら溶接事業者検査を進めるとともに 所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示・管理を行う。	第103条の2 (削除)	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(保安措置運 用ガイドの反映)
(事業者自主検査の実施体制) 第103条の3 所長は、事業者自主検査*1を統括する。 2 事業者自主検査*1の実施箇所の課長は、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら事業者自主検査を進めるとと もに所管する検査員の職務遂行に関して適切な指示・管理を行う。 *1:廃止措置計画の第6-1表に示した維持機能を確認する検査をいう。	第103条の3 (削除)	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更 (保安措置運用 ガイドの反映)
[条を加える]	(設計管理) 第103条の4 関係課長は、性能維持施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(保安措置運用 ガイドの反映)
	2 関係課長は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3 (設計・開発)に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能又は性能に関する要求事項 (2)「研究開発段階発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」の規定及び設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	

改 正 前	改 正 後	備考
	3 前項における設計には、次条に定める作業管理及び定期事業者検査の実施を考慮する。	
		原子力規制における検査制度の
[条を加える]	第103条の5 関係課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。	見直しに伴う変更(保安措置運用 ガイドの反映)
	2 関係課長は、性能維持施設の点検及び工事を行う場合原子炉施設の安全を確保するために、次の事項を考慮した	
	<u>作業管理を行う。</u>	
	(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止	
	(2) 性能維持施設に対する悪影響の防止	
	(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取	
	(4) 作業工程の管理	
	(5) 供用開始までの作業対象設備の管理	
	(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理	
	(7) 第7章に基づく放射線管理	
	3 関係課長は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、	
	又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第16条による巡	
	視を定期的に実施する。	
	(定期事業者検査の実施)	原子力規制における検査制度の
[条を加える]	第103条の6 所長は、性能維持施設の性能を定期に確認するための定期事業者検査の計画及び実施の報告を行	見直しに伴う変更(保安措置運用
	<u>5.</u>	ガイドの反映)
	2 品質保証課長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の保守担当課とは別の組織の者	
	<u>を実施責任者として指名する。</u>	
	3 前項の検査実施責任者は、次の事項を実施する。	
	(1) 検査の実施体制を構築すること。(検査員の指名を含む <u>。</u> )	
	(2) 検査要領書*1を作成し、検査を実施すること。	
	(3) 検査対象の原子炉施設が廃止措置計画の性能維持施設の性能を満足するものであることを判断するために必要	
	<u>な検査項目と検査項目毎の判定基準を定めること。</u>	
	(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項の基準に適合することを最終判断すること。	
	4 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者の立会頻度を定め、立ち会う。	
	5 品質保証課長は、以下の事項を実施する。	
	(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行うこと。	
	(2) 検査に係る記録の管理を行うこと。	
	(3) 検査に係る要員の教育を行うこと。	
	*1:各設備の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領を定める。	
	・廃止措置計画の性能維持施設の性能を確認するために十分な方法	

改正前	改 正 後	備考
第9章 非常時の措置	第9章 非常時の措置	(変更なし)
第1節 事前対策	第1節 <b>事</b> 前対策	
(非常事態の定義) **A O A A O A C の担宅にないて「世帯事態」 しは、地震 J W T Z Y Z の M の E E D Z と D と D を D M M E E D Z Y A D M の E D Z Y A D M の E D M の E D M	中 (亦再入) \	
第104条 この規定において「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、放射性物質の放出による被 善が発生するおそれがある場合又は発生した場合であって、もんじゅの通常組織では事故の原因除去、拡大防止等		
のための活動を迅速かつ適切に行うことができない事態をいう。	7	
(非常事態対策組織)	(亦亩わ1)	(変更なし)
第105条 施設保安課長は、非常事態が発生した場合に直ちに非常事態対策活動を行えるよう、班、役割を定め た非常事態対策組織をあらかじめ編成し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認	(変更なし)	
を得る。		
2 非常事態対策組織に本部を置き、本部長は所長があたる。ただし、所長は、本部長としての職務が果たせない		
場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。		
(要員の確保)		(変更なし)
(安貝の確床) 第106条 施設保安課長はあらかじめ前条に基づき編成した非常事態対策組織に対応する、具体的な所員の配置	(変更なし)	(変更/よし)
を定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受けるとともに、所長の承認を得る。		
(緊急作業従事者の選定)	(本事長1)	(変更なし)
第106条の2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員及び協力会社従業員等の放射線業 務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下	(変更なし)	
療促事者(女子については、妊娠不能と診断された者に限る。)から、系忌作業に促事させるための委員(以下 「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。		
(1) 別表106の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事	4	
長に書面で申し出た者であること。		
(2) 別表106の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。		
(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業従事者は、原子力災害対策特別措置法第		
8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に		
規定する副原子力防災管理者であること。		
(器材の整備)		(変更なし)
第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び施設保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器	器 (変更なし)	
材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して		
常に使用可能な状態に整備しておく。		
(通報系統)		(変更なし)
第108条 施設保安課長は、非常事態が生じた場合の機構内及び国、県、市、警察署、消防署等の機構外関係機	(変更なし)	
関との通報系統をあらかじめ定め、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得		
న్ <del>రి</del> .		
(非常時対処訓練)		(変更なし)
第109条 所長は、所員に対して、非常事態に対処するための総合的な実地訓練を、1年に1回*1以上実施す	(変更なし)	
3.		
2 施設保安課長は、前項の実地訓練を行うに当たっては、あらかじめ、目的、日時、対象者を定めた実施計画を作成し、安全・只要保証が長みが原子原子には徐孝の確認を受け、所長の承認を得る		
作成し、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。 3 所長は、緊急作業従事者に対して別表106の2に定める緊急作業についての訓練を1年に1回*1以上実施す		
3		
æ <b>∨</b>		

改 正 後	備考
第2節 初期活動	(変更なし)
(変更なし)	
(応急措置)	
第111条 当直長は、直ちに異常の状況を把握し、必要に応じて次の応急措置を講 <u>じ</u> る。	記載の適正化
(1) 異常の拡大防止に努めること。	
(2) 前号の措置を講じるために必要な人員以外の者(見学者、外部研究者等を含む。)を管理区域外に退避させる	記載の適正化、異常発生におけ
こと。	る退避対象者の明確化
(3) 救護活動を行うこと。	
2 安全管理課長は、前条第3項の通報を受けた場合には、周辺監視区域内の線量当量率及び空気中の放射性物質の	
濃度を調査し、その結果を所長、原子炉主任技術者及び安全・品質保証部長に報告する。また、必要に応じて放射	
線防護上の措置を講 <u>じ</u> る。	記載の適正化
第3節 非常時における活動	(変更なし)
(変更なし)	
(15学・市役) アナソナス (年番4)	
	記載の適正化
2 作用事態利果組織は、平時度のが自己のもとに事成の原因原本、個人的正等の相直を構 <u>し</u> る。	
	<u>(変更なし)</u>
(変更かし)	
	(変更なし)
(変更なし)	
第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置	(変更なし)
第4節 原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態等の措置 (変更なし)	(変更なし)
	(応急措置) 第111条 当直長は、直ちに異常の状況を把握し、必要に応じて次の応急措置を講じる。 (1) 異常の拡大防止に努めること。 (2) 前号の措置を講じるために必要な人員以外の者 <u>(見学者、外部研究者等を含む。)</u> を管理区域外に退避させること。 (3) 救護活動を行うこと。 2 安全管理課長は、前条第3項の通報を受けた場合には、周辺監視区域内の線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を調査し、その結果を所長、原子炉主任技術者及び安全・品質保証部長に報告する。また、必要に応じて放射

改 正 前	改 正 後	備考(記載の考え方)
第10章 保安教育	第10章 保安教育	(変更なし)
(所員への保安教育)		
第116条 計画管理課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を別表116-1、別	(変更なし)	
表116-2及び別表116-3の実施方針に基づいて定め、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、		
所長の承認を得る。		
2 計画管理課長、安全管理課長、施設管理課長及び燃料環境課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育		
を実施する。安全管理課長、施設管理課長及び燃料環境課長は、項目、実施日、受講者氏名、教育時間を記載した		
実施結果を四半期毎及び年度毎に計画管理課長に通知する。		
ただし、計画管理課長、安全管理課長、施設管理課長及び燃料環境課長は、次のいずれかに該当すると認めた者		
については、該当する教育について省略することができる。		
(1) 他の原子力発電所において同等の保安教育を受けた者		
(2) 他の事業所において同等の保安教育を受けた者		
(3) 所長により別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認		
めた者		
3 計画管理課長は前項の報告内容を四半期毎及び年度毎に取りまとめ、所長、原子炉主任技術者及び廃止措置部長		
に報告する。		
4 計画管理課長は、具体的な保安教育内容の見直し頻度を定める。		
5 計画管理課長、安全管理課長、施設管理課長及び燃料環境課長は、具体的な保安教育の内容を定めるとともに、		
計画管理課長が定める見直し頻度に従い、必要な見直しを行う。		
(協力会社従業員への保安教育)		(変更なし)
第117条 各課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社に行わせる場合は、当該協力会社従業員のもんじゅ入所時	(変更なし)	
に安全上必要な教育が別表117の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。また、教育の実施状況を		
確認するため、教育現場に適宜立ち会う。		
ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認めた者については、同等の教育を受けた者とし		
て取扱うことができる。		
2 安全管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行うに当たっては、当		
該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が別表117の実施方針に基づいて実施されているこ		
とを確認する。また、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。		
ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認めた者については、同等の教育を受けた者とし		
て取扱うことができる。		
3 安全管理課長及び燃料環境課長は、原子炉施設に関する作業のうち燃料取扱作業に関する業務、施設管理課長は、		
原子炉施設に関する作業のうち放射性廃棄物処理設備に関する業務を協力会社に行わせる場合は、次の各号を遵守		
73.		
(1) 当該業務に従事する従業員に対し、別表116-1、別表116-2及び別表116-3の実施方針に準じる		
保安教育実施計画を定めていることを確認し、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。		
(2) 前号の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長、原子炉主		
任技術者及び所管部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。		
ただし、前条第2項第1号から第3号のいずれかに該当すると認めた者については、同等の教育を受けた者と		
して取扱うことができる。		

改正前	改正後	備考
10	( (	原子力規制における検査制度の見直 しに伴う変更(「保守管理」を「施設 管理」に変更)
	191天116   1925年70   19	
大の類 (研究) (研究) (研究) (研究) (研究) (研究) (研究) (研究)	大分類 (研究用が皮膚が乳) 内か類 (内質) (内質) (内質) (内質) (内質) (内質) (内質) (内質)	

								改	正	前	ή 															Ş	<u></u>	E	後								備考
実施頻度及び時間							副	<廃棄物処理設備の業務に関わる者>	3年間で24時間以上*2							上記。2と同枠内		886年り)		実施頻度及び時間						3年間で3 0時間以上*2 <廃棄物処理設備の業務に関わる 考へ	ロ/ 3年間で24時間以上*2							上記。2 と同枠内		談有り)	原子力規制における検査制度の見 伴う変更(「保守管理」を「施設管理 「定期検査」を「定期事業者検査」に
放射性落棄物処理設	鉄	⊚ ×	0 0	が田・女様を出名)	(政が住代体・固体 廃棄物処理設備に関 することのみ)	○ (放射性液体・固体 廃棄物処理設備に関	することのみ) ◎ (本件を済み、田本	(放射性液体・固体 廃棄物処理設備に関 することのみ)	×	×	<	×	×	×	×	○ (放射性液体・固体	設備に のみ)	の対象者 内容に応じて影育内容に (外		放射性廃棄物処理設備の業務の場合	国 27米の1-1847の 中	( 0 (		(放射性液体・固体 廃棄物処理設備に関 することのみ)	14. 150	○ = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1	(ことのみ) ×	×	×	×	×	×	×	◎ (放射性液体・固体 該薬物・加細乳性・開	発素物処理設備に関 することのみ) 、	へ (の対象者 ) 内容に応じて製育内容に選 (外	
7 5*1 初級運転員	訓練運転員	⊚ ×	0 0		©	©		0	×	×	<	×	×	× (6	×	@	)	<ul><li>○ : 全員が整常な (関連する業務を × : 教育の対象を</li></ul>	1 8 1	員 初級運転員 訓練運転員		< ⊚ (	0	©	0	©		×	×	×	×	×	×	0	>	<ul><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>※</li><li>*</li><li>※</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li><li>*</li></ul>	
カ (大学 は ) 対象者。	中級運転員	⊚ ×	0 0		©	0		0	0	6	)	0	×	× (	) ×	(6)	<b>(</b>		:実施方針(運転員)	運転 上級運転員 中2012年11月	上版提売	( 0 (	0	©	0	©		0	©	©	×	×	×	0	. (6	<b>&gt;</b>	
	当直長補佐	0 0	0 0		©	©		©	©	6	)	0	0	0 (	0	@	<b>)</b>	場合もある)	保安教育実施	当直長	□ E.X 備 □ © ©	) 0	0	©	©	©		0	©	©	0	0 (	0	0	. (6	(② ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	
別文 1 1 0 一 3 1 1 ki mw m m m m m m m m m m m m m m m m m m	総則. 保安管理体制. 保安教査. 記録及び機告に関する規則	の概要及び法合等の遵守に関すること。3 保護とは 保護に関する 子 8 保安に関する 名組織及び各職務の具体的役割と確認すべき 予察	廃止措置計画に関すること工事の計画及び実施に関すること	豚	施設運用上の基準についての概要 異常時の措置の概要	点検の範囲 的に実施す	inに来過りる歌歌の 情の運転操作の概要	警報発生時の対応操作 (現場操作) III ののは、 1 のののでは、 1 ののでは、 1 ののでは、1 ののでは、 1 ののでは、 1 ののでは、 1 ののでは、 1 ののでは、1	単本の解析の対応、現場機作) 施設運用管理の適用と供拠 施設運用上の基準の具体的値と基準を超えた場合の指置		定期的に実施する試験の操作と基準値 各設備の運転操作と監視項目		施設運用上の基準及び基準を越えた場合の措置の根拠と運 用	學學 经生時の監視項目 李朝孫生時の監視項目	正新10年里 1970年 11.9年 1842年 定期検査時の検査項目の根拠	ででからの公公田・田・ストー	8米が20m分子に関うって	*1:各対象者に関求される教育原目に、対象となった時点から限せられる。 *2:記載するに当たっての考えは、以下のとおり。 *2:記載するに当たっての考えは、以下のとおり。 *文を着して、一本を表して、一本のでは、以下のとおり。 *文ので用いて〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。 (上述の表の細目の時間を果積した時間ではない)。 ・各細目の内容が密接にかかわっていることから細目毎の時間の区別は行わない。 *3:法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。	別表116-3 (	具体的教育內容	総則、保安管理体制、保安教育、記錄及び報告に関する規則 の概要及び法令等の遵守に関すること。。 保安に関する 各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき	原止特置計画に関すること	開開	施設運用上の基準についての概要異常にのは他の概要	巡視点検の範囲と確認項目 定期的に実施する試験の内容と頻度	郵 電	事件が上すのシカルドドンでもかにアン 異常時操作の対応 (現場操作) 施設運用管理の適用と根拠	施設運用上の基準の具体的値と基準を超えた場合の措置	2004.ARQN中の構品の共日の100.00 定期的に実施する試験の操作と基準値 4.88年8.38年128年8.18年3月2日	各政備の連転操作と監視具目 警線発生時の対応操作(中央制御室) 異常時鞭作の対応(中央制御室)	施設運用上の基準及び基準を越えた場合の排置の根拠と運 用	異常時操作の対応 (判断・指揮命令) 警報発生時の監視項目	た新事業者検査時の検査項目の根拠	練物の管理に関すること		*1. 各対象者に要求も小多者項目に、対象となった時点から課とわる。 *2. 記載するに当たっての考えば、以下のとおり。 *2. 記載するに当たっての考えば、以下のとおり。 *2. 記載するに当たっての考えば、以下のとおり。 *2. 記載するに当たっての考えば、以下のとおり。 *2. での年間であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーするは、この年間でして自時間以上とは、通転員が行う一道の数別の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。 (上途の表の細目の時間を異位した時間ではない)。 *3. 法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。 *3. 法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。	
均容 細目		呆安規定	工事管理		施設運用管理Ⅰ	巡視点檢 · 定期的試驗 I		異常時対応 (現場機器対応)	施設運用管理Ⅱ	※44点格·定期的試驗II	AE DEWARD AE WILLIAM DE AUGUST IN	共 品 は ない ( 中央制御室内対応 )		■ 編集 2000   ■ ■ ■ ■ (指揮、状況判断) 保守管理計画に関するこ	とI 保守管理計画に関するこ レπ	1	次約11日日子・女子・女子子 数44の臨界管理に関すると	※からの海に、以降・連携5 1日11. 対象となった時点か た、以下のとおり。 と対象をの動位に応じて理 は、通応員が行う一道の教 (積した時間ではない)。 っていることから細目毎の 以び保安規定の遵守に関す	容好	田果	呆安規定	事管理		施設運用管理Ⅰ	巡視点檢,定期的試験 [	異常時対応 (領世機路対応)	(스타-800 취보다)	施設運用管理Ⅱ	=	異常時対応 (中央制御室内対応)		異常時対応 (指揮、状況判断) 施設管理計画に関するこ	とI 施設管理計画に関するこ レπ	C.II 放射性固体・液体・気体廃		然料の検査、取替・運搬別 間目は、対象となった時点か に 以下のとおり。 でも対象者の職位に応じて理 は、運転員が行う一道の教 機一た時間ではない。 のっていることから細目体の のないなことから細目体の 及び保安規定の遵守に関す	
保安教育のp 小分類 (項目)	(項目)	原子炉施設保安	廃止措置工事						施設運用 管理						保守管理	放射性廃	乗物管理	株される教育な たっての 巻えに 一番目 への あえた ○ ○ 時間 以上 と 毎日の 時間 な事 ぶ密接にかかれ とは、 関係注令	保安教育のP	小分類 (項目)	原子炉施設係	廃止措置工事					施設運用管理						施設青津	放射性廃棄		※本計画性 状される教育句 たっての考えに 一細目であって ○○時間以上と 毎日の時間を基 が密接にかかれ とは、関係法令	
中分類		関係法令及び保 安規定の遵守に 関すること							原十炉施設の発止 措置管理に関する こと					i		核然料物質及び核	然料物質により汚染された物の取扱 に関すること	*1: 各対象者に要3 *2: 記載するに当ず ・本教育は、同一 ・この〇年間で (上述の妻のネ ・各細目の内容の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		中分類	関係法令及び保安規定の遵守に関サストン	J J J	•				原子炉施設の廃止 措置管理に関する	7)				•	T	核燃料物質及び核放射性廃	然料物質により洗染された物の取扱 はされた物の取扱 に関すること	*1: 各対象者に要5 *2: 間載するに当7 ・本教育に、同一 ・の○年間で( に近の集団で ・4部目の内容が ・4部目の内容が ・83: 法令等の遵守と	

改正前	改 正 後	備考(記載の考え方)
第11章 記録及び報告	第11章 記録及び報告	
(記録等)	(記録等)	

第118条 各課長は、別表118-1及び別表118-3に掲げる保安に関する記録を適正に作成し、保存する。 なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

- 2 組織は、別表118-2に掲げる保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
  - 別表118-1 保安に関する記録(1)(研究開発段階炉規則第62条に基づく記録)

	記録の頻度	保存期間
(1) 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
(2) 施設定期検査の結果		
(3) 原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにそ の担当者の氏名 (第16条関係)	毎日1回	巡視及び点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間
(4) <u>保守管理</u> の実施状況及びその担当者の氏名 <u>*2</u> (第103条関係)	保守管理の 実施の都度	保守管理を実施した原 子炉施設を解体又は廃 棄した後5年が経過す るまでの期間
(5) 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第103条関係)	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
(6) 熱出力	連続*1 (燃料体が炉心から取	10年間
(7) 炉心の中性子東密度	り出されている場合は 除く)	
(8) 炉心の温度	連続*1 (燃料体が炉心から取 り出されている場合は 除く)	10年間
(9) 冷却材入口温度	1時間ごと*1 (運転中。燃料体が炉 心から取り出されてい る場合は除く)	10年間

第118条 各課長は、別表118-1及び別表118-3に掲げる保安に関する記録を適正に作成し、保存する。 なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

2 組織は、別表118-2に掲げる保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

別表118-1 保安に関する記録(1)(研究開発段階炉規則第62条に基づく記録)\*5

	1		
	記録の頻度	保存期間	
<u>[削る]</u> <u>[削る]</u>	<u>[削る]</u>	[削る]	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(研究開発段 階炉規則62条の改正の反映及 び研究開発段階炉規則第17条 第1項第7号において認可され た廃止措置計画に定められてい る廃止措置を実施するために使 用する場合は使用前確認を要し ないため)
<u>[削る]</u>	[削る]	[削る]	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(研究開発段 階炉規則62条の改正の反映及 び巡視は、施設管理に統合す る。)
(1) <u>施設管理</u> の実施状況及びその担当者の氏名*2 (第 <u>16条、</u> 103条関係)	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原 子炉施設を解体又は廃 乗した後5年が経過す るまでの期間	記載の適正化(*2を上付きにす る)
(2) <u>施設管理</u> に関する方針、 <u>施設管理</u> の目標及 び <u>施設管理</u> の実施に関する計画の評価の結 果及びその評価の担当者の氏名 (第103条関係)	評価の都度	評価を実施した原子炉 施設の施設管理に関す る方針、施設管理の目 標又は施設管理の実施 に関する計画の改定ま での期間	記録項目の番号繰り上げ
(3) 熱出力 (4) 炉心の中性子束密度	連続*1 (燃料体が炉心から取 り出されている場合は	1 0年間	
(5) 炉心の温度	除く) 連続* <sup>1</sup> (燃料体が炉心から取 り出されている場合は 除く)	10年間	
(6) 冷却材入口温度	1時間ごと*1 (運転中。燃料体が炉 心から取り出されてい る場合は除く)	1 0年間	

研開炉規則第62条第2項に基づく記録の代替運用の追記

	正 前	1		女 正 後		備考(記載の考え
(10)冷却材出口温度	1時間ごと*1	10年間	(7)冷却材出口温度	1時間ごと*1	10年間	
	(運転中。燃料体が炉			(運転中。燃料体が炉		
	心から取り出されてい			心から取り出されてい		記録項目の番号繰り上
	る場合は除く)			る場合は除く)		
(11) 冷去财圧力	1時間ごと*1	10年間	(8) 冷却材圧力	1時間ごと*1	10年間	
	(運転中。ただし燃料	= - 1114		(運転中。ただし燃料	111.4	
	体が炉心から取り出さ			体が炉心から取り出さ		
	れている場合は除く)			れている場合は除く)		
(4.0) W +n+1-y-1		1 0 KHH	(v) //\ \tau_T \tau_T \tau_T \tau_T		1.0 KBB	
( <u>12</u> ) 冷却材流量	1時間ごと*1	10年間	(9) 冷却材流量	1時間ごと*1	10年間	
	(運転中。ただし燃料			(運転中。ただし燃料		
	体が炉心から取り出さ			体が炉心から取り出さ		
	れている場合は除く)			れている場合は除く)		
(13)制御棒位置	1時間ごと*1	1年間	( <u>10</u> )制御棒位置	1時間ごと*1	1年間	
	(運転中。ただし燃料			(運転中。ただし燃料		
	体が炉心から取り出さ			体が炉心から取り出さ		
	れている場合は除く)			れている場合は除く)		
(14)原子炉に使用している冷却材の純度	毎日1回*1	1年間	(11)原子炉に使用している冷却材の純度	毎日1回*1	 1年間	
(第25条関係)	(燃料体が炉心から取	∓ 1.1 <sub>61</sub> 1	(第25条関係)	(燃料体が炉心から取	∓ 1 lb1	
(A)20/N/XIMV	り出されている場合は		(A)ZON(MIN)	り出されている場合は		
	除く)			除く)		
(15) E 7 E 1		TE III.W	(10) E 7 (CL) = 10) 17 (MM (L 0 T) E		TÉ ILIAN	
(15)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都	取出後	(12)原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都	取出後	
(第71条関係)	度	10年間	(第71条関係)	度	10年間	
(16)運転開始前の原子炉施設の点検結果	運転開始の都度	1年間	(13) 運転開始前の原子炉施設の点検結果	運転開始の都度	1年間	
(17) 運転停止後の原子炉施設の点検結果	運転停止の都度	1年間	(14)運転停止後の原子炉施設の点検結果	運転停止の都度	1年間	
( ) See for the first						
(18)運転開始日時	その都度	1年間	( <u>15</u> )運転開始日時	その都度	1年間	
(第18条関係)	燃料体が炉心から取		(第18条関係)	(燃料体が炉心から取		
( <u>19</u> ) 臨界到達日時	り出されている場合は		(16) 臨界到達日時	り出されている場合は		
(第18条関係)	除く)		(第18条関係)	除く)		
(20)運転切替日時			(17)運転切替日時			
(第18条関係)			(第18条関係)			
(21)緊急しや断日時			(18)緊急しや断日時			
(第18条関係)			(第18条関係)			
(22)運転停止日時	その都度	1年間	( <u>19</u> )運転停止日時	その都度	1年間	
(第18条関係)	(燃料体が炉心から取		(第18条関係)	(燃料体が炉心から取		
	り出されている場合は			り出されている場合は		
	除く)			除く)		
(23) 警報装置から発せられた警報の内容*3	その都度*1	1年間	(20)警報装置から発せられた警報の内容*3	その都度*1	1年間	
<u> </u>	(燃料体が炉心等から			(燃料体が炉心等から		
	取り出されている場合			取り出されている場合		
	は除く)			は除く)		
	1 ひか / /			1 マルシン / /		

		E 前			正 後		備考(記載の考えた
	及び運転員の氏名並びに の日時及び交代時の引継		1年間	(21) 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 (第15,18条関係)		1年間	記録項目の番号繰り上け
( <u>25</u> )燃料体 (使用済燃料 渡量 (第68条関係)	斗を除く) の種類別の受	受渡しの都度	1 0年間	( <u>22</u> )燃料体 (使用済燃料を除く) の種類別の受 渡量 (第68条関係)	受渡しの都度	10年間	
(26)原子炉への燃料体の	の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後 1 0 年間	(23)原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後 1 0 年間	
( <u>27</u> )使用済燃料の種類別 (第71,71条の2関係		取出しの都度	1 0年間	( <u>24</u> )使用済燃料の種類別の取出量 (第71,71条の2関係)	取出しの都度	10年間	
( <u>28</u> )取り出した使用済然 (第71条関係)		取出しの都度 又は毎月1回	10年間	( <u>25</u> ) 取り出した使用済燃料の燃焼度 (第71条関係)	取出しの都度 又は毎月1回	10年間	
( <u>29</u> )使用済燃料の貯蔵が配置 (第71条の2関係)	施設内における燃料体の	配置又は配置替えの都度	5年間	( <u>26</u> ) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (第71条の2関係)	配置又は配置替えの都度	5年間	
	別の払出し量、その取出し 期間及びその放射能の量	払出しの都度	1 0年間	(27)使用済燃料の種類別の払出し量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量 (第74条関係)	払出しの都度	10年間	
( <u>31</u> )燃料体の形状又は 性状に関する検査 の結果		挿入前	取出後 1 0年間	( <u>28</u> )燃料体の形状又は 性状に関する検査 の結果	挿入前	取出後 1 0 年間	
	取出後	取出後		取出後	取出後		
― 廃棄物の廃棄施設 における線量当量 <sup>図</sup>	を ないます。 等の放射線遮蔽物の側壁 率 条関係)	毎日1回*1	1 0年間	(29)原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性 廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 (第93条関係)		10年間	
- び排水口又は排水 物質の1日間及び 度	気口又は排気監視設備及 監視設備における放射性 3月間についての平均濃 77条関係)	毎日1回	1 0年間	(30) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (第76,77条関係)	毎日1回	1 0年間	
一 の線量、空気中の放 ての平均濃度及び された物の表面の放	外部放射線に係る1週間 射性物質の1週間につい 放射性物質によって汚染 放射性物質の密度 条関係)	毎週1回	1 0年間	(31)管理区域における外部放射線に係る1週間の線量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第93条関係)		10年間	

改 ]	正前		改正	後		備考(記載の考え)
(35) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年	1年間の線量にあって	研究開発段階炉規則第	(32)放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年	1年間の線量にあって	研究開発段階炉規則第	
間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及	は毎年度1回、3月間の	62条第5項に定める	間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及	は毎年度1回、3月間の	62条第5項に定める	
び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置	線量にあっては3月ご	期間 *4	び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置	線量にあっては3月ご	期間 *4	記録項目の番号繰り上に
者に書面で申し出た者を除く。) の放射線業	とに1回、1月間の線量		者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業	とに1回、1月間の線量		
務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月	にあっては1月ごとに1		務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月	にあっては1月ごとに1		
1日を始期とする各3月間の線量並びに本人	回		1日を始期とする各3月間の線量並びに本人	回		
の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠			の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠			
の事実を知ることとなった女子の放射線業			の事実を知ることとなった女子の放射線業			
務従事者にあっては出産までの間毎月1日を			務従事者にあっては出産までの間毎月1日を			
始期とする1月間の線量			始期とする1月間の線量			
(第89条関係)			(第89条関係)			
(36)4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシ	原子力規制委員会が	研究開発段階炉規則第	(33)4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシ	原子力規制委員会が	研究開発段階炉規則第	
ーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1			ーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1		62条第5項に定める	
年間を含む原子力規制委員会が定める5年間		期間 *4	年間を含む原子力規制委員会が定める5年間	· - · · · · ·	期間 *4	
の線量	(1年間の線量が20ミ	794114	の線量	(1年間の線量が20ミ	794114	
(第89条関係)	リシーベルトを超え			リシーベルトを超え		
Observation	た放射線業務従事者			た放射線業務従事者		
	の当該1年間以降に限			の当該1年間以降に限		
	5. )			る。)		
(37) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期		研究開発段階炉規則第	(34) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期		研究開発段階炉規則第	
間の始期及び終期並びに放射線業務従事者	こ マンドリンズ	62条第5項に定める	間の始期及び終期並びに放射線業務従事者	C V JAPAZ	62条第5項に定める	
の当該期間の線量		期間 *4	の当該期間の線量		期間 *4	
(第113条の2関係)		为加印	(第113条の2関係)		为[[中]	
(38) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属	スの老が坐弦光致に	研究開発段階炉規則第	(35) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属	スの老が坐抜業数に	研究開発段階炉規則第	
する年度における当該日以前の放射線被ば		62条第5項に定める	する年度における当該日以前の放射線被ば		62条第5項に定める	
		1   1   1   1   1   1   1   1   1   1		つくとさ	り 2 余弟 5 頃に足める 期間 *4	
くの経歴及び原子力規制委員会が定める5年		別目	くの経歴及び原子力規制委員会が定める5年		<del>划</del> 间 · · ·	
間における当該年度の前年度までの放射線			間における当該年度の前年度までの放射線			
被ばくの経歴(答20名間を)			被ばくの経歴(第20名目は)			
(第88条関係)	字的 小拉片	1 左即	(第88条関係)	YEHM O TO E	1 左即	
(39)周辺監視区域の外において運搬した核燃料		1年間	(36)周辺監視区域の外において運搬した核燃料	連搬の都度	1年間	
物質等の種類別の数量、その運搬に使用した			物質等の種類別の数量、その運搬に使用した			
容器の種類並びにその運搬の日時及び経路			容器の種類並びにその運搬の日時及び経路			
(第97条関係)	III foto da		(第97条関係)	In the plants - Juniole		
(40) 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種	保管廃棄の都度	廃止措置が終了し、その	(37)廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種		廃止措置が終了し、その	
類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質		結果が原子力規制委員	類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質		結果が原子力規制委員	
の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、		会規則で定める基準に	の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、		会規則で定める基準に	
又は容器と一体的に固型化した場合には当		適合していることにつ	又は容器と一体的に固型化した場合には当		適合していることにつ	
該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄		いて、原子力規制委員会	該容器の数量及び比重並びにその保管廃棄		いて、原子力規制委員会	
の日時、場所及び方法		の確認を受けるまでの	の日時、場所及び方法		の確認を受けるまでの	
第75条関係)		期間	(第75条関係)		期間	
(41)放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固	封入又は固型化の都度	廃止措置が終了し、そ	(38)放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固		廃止措置が終了し、そ	
型化した場合には、その方法		の結果が原子力規制委	型化した場合には、その方法		の結果が原子力規制委	
(第75条関係)		員会規則で定める基準	(第75条関係)		員会規則で定める基準	
		に適合していることに			に適合していることに	
		ついて、原子力規制委			ついて、原子力規制委	
		員会の確認を受けるま			員会の確認を受けるま	
		での期間			での期間	

改正	前			改善改善	正後		備考(記載の考え方)
(42) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名 (第92条関係)	防止及び除染の都度	1 年間		(39) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名 (第92条関係)		1年間	記録項目の番号繰り上げ
( <u>43</u> ) 事故の発生及び復旧の日時 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間		( <u>40</u> )事故の発生及び復旧の日時 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	
( <u>44</u> ) 事故の状況及び事故に際して採った措置 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、そ の結果が原子力規制委		( <u>41</u> )事故の状況及び事故に際して採った措置 (第119条関係)	その都度	廃止措置が終了し、そ の結果が原子力規制委	
( <u>45</u> ) 事故の原因 (第119条関係)		員会規則で定める基準 に適合していることに		( <u>42</u> ) 事故の原因 (第119条関係)		員会規則で定める基準 に適合していることに	
( <u>46</u> ) 事故後の措置 (第119条関係)		ついて、原子力規制委 員会の確認を受けるま での期間		( <u>43</u> ) 事故後の措置 (第119条関係)		ついて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	
( <u>47</u> ) 風向及び風速 (第93条関係)	連続*1	10年間		( <u>44</u> ) 風向及び風速 (第93条関係)	連続*1	10年間	
( <u>48</u> ) 降雨量 (第93条関係)				( <u>45</u> )降雨量 (第93条関係)			
( <u>49</u> ) 大気温度 (第93条関係)				( <u>46</u> ) 大気温度 (第93条関係)			
( <u>50</u> )保安教育の実施計画 (第116, 117条関係)	策定の都度	3年間		( <u>47</u> )保安教育の実施計画 (第116, 117条関係)	策定の都度	3年間	
( <u>51</u> )保安教育の実施日時、項目及び受けた者の 氏名 (第116, 117条関係)	その都度	3年間		( <u>48</u> )保安教育の実施日時、項目及び受けた者の 氏名 (第116, 117条関係)	その都度	3年間	
- なる発電用原子炉施設の設備の名称		研究開発段階炉規則第 62条第7項に定める 期間		(49)廃止措置に係る工事方法、時期及び対象と なる発電用原子炉施設の設備の名称 (第67条の2及び第67条の3関係)	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終 了の都度	研究開発段階炉規則第 62条第7項に定める 期間	
記録可能な状態において常に記録することを意味能な期間を除く。 研究開発段階炉規則第 <u>33条に基づく記録</u> につい 「警報装置から発せられた警報」とは、「研究開発題 則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)」 その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった 合において、発電用原子炉設置者がその記録を原	ては、別表118-3に 没階発電用原子炉及びそ 第46条第1項及び第2 に場合又はその記録を保	こよる。 ・の附属施設の技術基準に関する 項の規定する範囲の警報をいう。 ・存している期間が5年を超えた	*2 規 *3 場 *4	: 記録可能な状態において常に記録することを意味能な期間を除く。 : 研究開発段階炉規則第 <u>62条以外のその他記録</u> に:「警報装置から発せられた警報」とは、「研究開発 則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)」 : その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなっ合において、発電用原子炉設置者がその記録を原: 直接測定することが困難な場合、当該項目を間接ができる。	こついては、別表118- 段階発電用原子炉及びそ 第46条第1項及び第2 かた場合又はその記録を保 原子力規制委員会の指定す	-3による。 -の附属施設の技術基準に関する規 項の規定する範囲の警報をいう。 	原子力規制における検査制 見直しに伴う変更(研究開 階炉規則の改正に伴う別表 8-3の名称変更) 研開炉規則第62条第2項

	改正前			改正後		備考(記載の考え方)
別表118-2 保安に関する記録(2	)(研究開発段階炉規則第6	2条に基づく記録) *1	別表118-2 保安に関する記録(2	2)(研究開発段階炉規則第6	5 2条に基づく記録)*1	
記録	記録の頻度	保存期間	記録	記録の頻度	保存期間	
(1) 文書化した、原子力安全に係る品質方針及び 品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの 期間	(1) 文書化した、原子力安全に係る品質方針及び 品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの 期間	
(2) 第3条に定める品質 <u>保証</u> 計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの 期間	(2) 第3条に定める品質 <u>マネジメント</u> 計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの 期間	原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(品管規則の
(3) <u>JEAC4111</u> の要求事項に基づき作成する別表3- 1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの 期間	(3) 原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下 「品質管理基準規則」という。) の要求事項に基づき作成する別表3-1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの 期間	制定に伴う変更)
(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及 び管理を確実に実施するために、組織が必 要と判断した次の文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの 期間	(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及 び管理を確実に実施するために、組織が必 要と判断した次の文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの 期間	
①新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型 炉もんじゅ品質 <u>保証</u> 計画書 ②別表3-2に定める文書			①新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型 炉もんじゅ品質 <u>マネジメント</u> 計画書 [削る]			原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)
						記載の適正化(別表3-1と3-2の統合に伴う変更)

(5) JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の記	宝施の 都度	実施後5年が経過するまでの	(5) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成す 実施の都度	実施後5年が経過するまでの	
(v <u>) JLnvtiii</u> vy女小ず頃に巫 ノさTFIX y る)がり記録	<del>∕</del> ∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕∕	期間 期間	(3) <u>の質質達素中規則</u> の要求事項に塞うさ下成 (5) <u>実施の</u> 制度   る次の記録	期間	
① マネジメントレビューの結果の記録		793164	① マネジメントレビューの結果の記録	794164	
②教育・訓練、技能及び経験について該当する 記録			②教育・訓練、技能及び経験について該当する 記録		原子力規制における検査制度の 見直しに伴う変更(品管規則の 制定に伴う変更)
③上記(3)及び(4)で、要求事項を満たしている ことを実証するために、必要と定めた記録(本 項の他で定めるものを除く)			③上記(3)及び(4)で、要求事項を満たしている ことを実証するために、必要と定めた記録(本 項の他で定めるものを除く)		113) (1-11)
④ 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録			④ 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録		
⑤原子力発電施設の要求事項に関連する設計・ 開発へのインプットの記録			⑤原子力発電施設の要求事項に関連する設計・ 開発へのインプットの記録		
⑥ 設計・開発のレビューの結果の記録及び必要 な処置があればその記録			⑥ 設計・開発のレビューの結果の記録及び必要 な処置があればその記録		
⑦ 設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処 置があればその記録			⑦ 設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処 置があればその記録		
8 設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録			⑧ 設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録		
⑨ 設計・開発の変更の記録			⑨ 設計・開発の変更の記録		
⑩ 設計・開発の変更のレビューの結果の記録及 び必要な処置があればその記録			⑩ 設計・開発の変更のレビューの結果の記録及 び必要な処置があればその記録		
① 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録			① 供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録		
② プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録			② プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要と した活動の記録		
③ 業務に関するトレーサビリティの記録			③ 業務に関するトレーサビリティの記録		
<ul><li>④ 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断 した場合の記録</li></ul>			④ 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断 した場合の記録		
⑤ 校正又は検証に用いた基準の記録			⑤ 校正又は検証に用いた基準の記録		
(B) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録			<ul><li>⑩ 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</li></ul>		
⑰ 校正及び検証の結果の記録			① 校正及び検証の結果の記録		

改 正 前		改正後		備考(記載の考え方)
⑱ 内部監査の結果の記録		⑱ 内部監査の結果の記録		
<ul><li>⑨ 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録</li></ul>		19 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録		
② リリース (次工程への引渡し) を正式に許可 した人の記録		② リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人の記録		
② 不適合の性質及び不適合に対してとられた 特別採用を含む処置の記録		② 不適合の性質及び不適合に対してとられた 特別採用を含む処置の記録		
② 是正処置の結果の記録		② 是正処置の結果の記録		
② 予防処置の結果の記録		② <u>未然防止</u> 処置の結果の記録		原子力規制における検査制度の
*1:別表 118-1 及び別表 118-3 に掲げるものを除く。		*1:別表118-1及び別表118-3に掲げるものを除く。		見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)
別表118-3 保安に関する記録(3)(研究開発段階炉規則	第33条に基づく記録)	別表118-3 保安に関する記録(3)(研究開発段階炉規則第6	3 2条以外のその他記録)	原子力規制における検査制度の
記録	保存期間	記録	保存期間	見直しに伴う変更(研開炉規則
1. 溶接事業者検査の記録         (1) 検査年月日         (2) 検査の対象	<u>当該溶接事業者検査に係る原子</u> <u>炉容器等の存続する期間</u>			改正による第33条の削除に伴 う別表118-3の名称変更及 び記録の変更)
(3) 検査の方法(4) 検査の結果(5) 検査を行った者の氏名		<u>[削る]</u>	<u>[削る]</u>	
(6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容				
(7)検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理	当該溶接事業者検査を行った後 最初の法第43条の3の13第6項			
(9)検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する	の通知を受けるまでの期間			
<u>事項</u> (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項		<u>[削る]</u>	<u>[削る]</u>	
		1. 定期事業者検査の結果の記録	発電用原子炉施設が廃棄された	原子力規制における検査制度の
		(1) 検査年月日 (2) 検査の対象	後5年が経過するまでの期間	見直しに伴う変更(研開炉規則
		(3) 検査の方法		改正に伴い、第53条の定期事
		(4) 検査の結果		業者検査の記録を追記)
		(5) 検査を行った者の氏名		
		(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織		
		(8) 検査の実施に係る工程管理		
		(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管		
		理に関する事項		
		(10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項		

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改 正 前	改 正 後	備考(記載の考え方)
(報告) 第119条 各課長は、次に定める報告事項について、遅滞なく所長、原子炉主任技術者及び所管部長に報告する。 (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 (第62条 (施設運用上の基準を満足しない場合) } (2) 研究開発段階炉規則第129条に定める報告を要する事態が発生した場合 2 所長は、第65条第1項、第79条第1項及び前項に定める事項が発生した場合には、速やかに報告書を作成し、 敦賀廃止措置実証部門長の確認を受けた後に、理事長へ報告する。	(変更なし)	(変更なし)
	<u>附</u> <u>則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。	附則の追加

	•	7.9/17 // // // // // // // // // // // // //		
	規定・変更内容	申請	認可	施行
制定	・ブランケット燃料の取扱い(運搬、 貯蔵等)に伴い制定	平成3年4月11日 3動燃(安)001	平成3年5月13日 3安(原規)第192号	平成3年5月13日
第1次	・新燃料(ブランケット及び炉心燃料)	平成3年10月16日	平成3年11月1日	(初装荷用炉心燃料
改正	の取扱いに伴い変更	3 動燃(安)021	3 安 (原規) 第 473 号	の搬入の日から施行
37.22	<ul><li>その他(管理区域の変更、立入制限</li></ul>	5 2947/III (DV) 5 = 1	0 34 (7/1/36) 3/3 110 3	予定であったが、燃料
	措置の追加、放射線計測器類の追加)			搬入の遅れにより、未
	11 E - 201 / 100 11 /			施行)
第2次	・組織改正に伴い変更(総務課長、労	平成4年3月16日	平成4年3月30日	平成4年4月1日
改正	務課長から管理課長)	3 動燃(安)041	4 安 (原規) 第 79 号	1/2/11/17/11/1
4,11.	・運転管理専門官の常駐に伴い主任技	0 30,000 (50,7 011		
	術者からの報告を追加等			
第3次	・組織改正に伴い変更(環境放射能等	平成5年3月31日	平成5年4月20日	平成5年4月20日
改正	の測定業務を環境安全課長に移管)	4 動燃(安)035	5 安 (原規) 第 66 号	1/90 0 1 1/4 20 1
37.22	・安全委員会の名称変更等	1 2947/1111 (347) 000	0 34 (%1092) 313 00 3	
第4次	・初装荷用炉心燃料の装荷、原子炉運	平成5年9月17日	平成5年9月30日	平成5年10月13日
改正	転に伴い変更(運転管理、燃料管理、	5 動燃(安)019	5 安 (原規) 第 272 号	1,000 1 10 7,1 10 1.
,,	放射性廃棄物管理、放射線管理、保守	- 50,,,,,, (51,)	- 31 (%1//35) 3/4 = - 3	
	管理及び非常時の措置に関する規定			
	の追加)			
第5次	・異常発生時における通報連絡を追加	平成9年6月30日	平成9年7月11日	平成9年7月11日
改正		9 動燃(安)021	9 安 (原規) 第 146 号	
第6次	・事業団法改正に基づく法人名称、組	平成 10 年 9 月 16 日	平成 10 年 9 月 29 日	平成 10 年 10 月 1 日
改正	織改正に伴う関連条文及び安全総点	10 動燃(安)027	10 安(原規)第 217 号	
	検に伴う関連条文の変更			
第7次	・保安教育の実施方針、請負会社従業	平成 12 年 9 月 29 日	平成 12 年 12 月 28 日	平成 12 年 12 月 28 日
改正	員の教育を規定	12 サイクル機構(安)023	12 安(原規)第 174 号	
	・保安検査制度導入に伴い、保安確保	平成 12 年 12 月 21 日		
	のための担保事項を明確化するとと	12 サイクル機構(安)052		
	もに、曖昧な表現を具体化、明確化	で一部補正		
	・運転制限、運転制限逸脱時の対応時			
	間及び措置を規定			
	・品質保証活動について規定			
第8次	・研究開発段階にある発電の用に供す	平成13年3月5日	平成 13 年 3 月 30 日	平成 13 年 4 月 1 日
改正	る原子炉の設置、運転等に関する規則	12 サイクル機構(安)059	平成 13・03・05 原第 11 号	
	が、平成13年1月6日付けで施行さ	平成13年3月26日		
	れたことによる見直し	12 サイクル機構(安)067		
	<ul><li>誤記等の訂正</li></ul>	で一部補正		
	・原子炉等規制法の改正 (ICRP Pub.			
hh o M	60 の取入れ)に伴う見直し	TA: E :	TA 15 K 1 B 0 1 B	TA: F0 7 7
第9次	・雇用形態「開発協力員」の導入に伴	平成 15 年 1 月 14 日	平成 15 年 1 月 24 日	平成15年2月1日
改正	う見直し	14 サイクル機構(安)040	平成 15・01・14 原第 11 号	
	・改革推進グループの廃止に伴う組織			
	改正による見直し			
	・崩壊熱及び他の残留熱の除去に関する系統の適用除ぬ東頂の迫加			
	る系統の適用除外事項の追加 ・ICRP Pub90 の取り入れに伴う固体			
	・ICRP Pub90 の取り入れに伴う固体 廃棄物貯蔵庫の保管管理方法の見直			
	廃棄物財廠庫の保官官理力伝の兄直   ]			
	・建設段階における使用前検査対象機			
	器の復旧状態確認の規定の追加			
	・その他、記載の明確化等による見直			
第10次	・研究開発段階にある発電の用に供す	平成 15 年 12 月 24 日	平成 16 年 6 月 7 日	平成 16 年 6 月 8 日
改正	る原子炉の設置、運転等に関する規則	15 サイクル機構(安) 032	平成 15・12・24 原第 28 号	, ,,,,
	が、平成 15 年 10 月 1 日付けで施行さ	平成 16 年 5 月 25 日		
	れたことによる見直し	16 サイクル機構(安)012		
	・記載の適正化、具体化、明確化によ	で一部補正		
	る見直し			

	,		== →	r.L. /-
	規定・変更内容	申請	認可	施行
第11次	<ul><li>独立行政法人日本原子力研究開発機</li></ul>	平成 17 年 9 月 14 日	平成 17 年 9 月 26 日	平成 17 年 10 月 1 日
改正	構設立に伴う変更	17 サイクル機構(安)029	平成 17・09・14 原第 8 号	
	・保安検査等における検討結果に基づ			
	く変更			
	・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現			
	の統一の観点からの変更			
## 10 V/-	·	五子10年0月0日	五 <b>十</b> 10 <b>左</b> 0 目 00 目	<b>34.0 4.0 4.0 1.0 1.0</b>
第12次	・プラント確認試験開始に伴う見直し	平成19年8月3日	平成 19 年 8 月 30 日	平成 19 年 8 月 31 日
改正	・研究開発段階にある発電の用に供す	19 原機(も)210	平成 19・08・03 原第 26 号	
	る原子炉の設置、運転等に関する規則			
	の、平成 17 年 11 月 22 日付け及び平			
	成 19 年 6 月 15 日付け改正に伴う見直			
	L			
	・JEAC4203「原子炉格納容器の漏えい			
	率試験規程」の改正に伴う見直し			
	・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現			
	の統一の観点からの見直し			
## 10 V/m		亚子 10 左 0 日 00 日	亚产10年10日10日	亚产10 左10 目 14 日
第13次	・研究開発段階にある発電の用に供する場合では、	平成 19 年 9 月 28 日	平成19年12月13日	平成 19 年 12 月 14 日
改正	る原子炉の設置、運転等に関する規則	19 原機(も)315	平成 19・09・28 原第 10 号	
	の改正(平成19年8月9日公布)に	平成 19 年 11 月 30 日		
	伴う見直し	19 原機(も)461		
	・「実用発電用原子炉施設保安規定の	で一部補正		
	審査について(内規)の追加について」			
	に準ずる見直し	平成 19 年 11 月 30 日		
	・モニタリングポストの点検頻度の見	19 原機(も)462		
	直し	//,./// ( ) / 103		
	・記載の適正化、表記の統一の観点か			
	ら記載内容の見直し			
<b>结 1 / 1/→</b>		亚比 20 年 0 □ 00 □	亚比 20 年 € □ € □	亚比 20 年 € □ 7 □
第14次	・プラント確認試験実施に伴う原子炉の小笠の字幕の見ましてが照けた。	平成 20 年 2 月 22 日	平成20年6月6日	平成 20 年 6 月 7 日
改正	の状態の定義の見直し及び照射され	19 原機(も)650	平成 20・02・22 原第 8 号	
	た燃料の健全性確認の規定の追加			
	・品質保証体制の見直し			
	・記載の適正化、表記の統一の観点か			
	ら記載内容の見直し			
第 15 次	・研究開発段階にある発電の用に供す	平成 20 年 7 月 11 日	平成 20 年 8 月 22 日	平成 20 年 8 月 25 日
改正	る原子炉の設置、運転等に関する規則	20 原機(も)223	平成 20・07・11 原第 30 号	
	の改正(平成20年6月20日公布)に			
	伴う見直し			
	・反応度測定検査における制限項目の			
	追加			
	<sup>- 辺が </sup>   ・制御棒が1本スタックとなった場合			
	の要求される措置の見直し			
	・試験使用期間中の特例を規定			
	・記載の適正化、表記の統一の観点か			
	ら記載内容の見直し			
第16次	・技術的総括調整機能並びに品質保証	平成 20 年 9 月 18 日	平成 20 年 10 月 1 日	平成 20 年 10 月 1 日
改正	及び危機管理機能の強化に関する見	20 原機(も)421	平成 20・09・18 原第 23 号	
	直し			
	・施設定期検査時に実施する検査及び			
	機能の確認等に代わる建設段階での			
	確認方法を規定			
	・記載の適正化、表記の統一の観点か			
	ら記載内容の見直し			
第17次	・検査制度の改正に伴う「研究開発段	平成 20 年 10 月 31 日	平成 20 年 12 月 12 日	平成 21 年 1 月 1 日
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		一一八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八
改正	階にある発電の用に供する原子炉の	20 原機(も)481	平成 20・10・31 原第 36 号	
	設置、運転等に関する規則」を受け、	平成 20 年 11 月 28 日		
	供用期間中の保守管理及び建設段階	20 原機(も)545		
	における保守管理について、保全活動	で一部補正		
	の充実を図る。			
	1		l .	L

		4. 4	== →	14. 77
	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 18 次	・もんじゅにおけるマネージメントの	平成 21 年 1 月 9 日	平成 21 年 2 月 26 日	平成 21 年 2 月 27 日
改正	強化に関する見直し	20 原機(も)637	平成 21・01・09 原第 32 号	
	<ul><li>副所長、次長の明確化</li></ul>	平成 21 年 2 月 24 日		
	・保安管理専門委員会の設置	20 原機(も)715		
	・不適合管理要領の統合及び品質保証	で一部補正		
		一市州正		
	計画関連条項の呼出しの整合化			
	・敦賀本部の関与の強化に関する見直			
	L			
	・記載の適正化、表記の統一の観点か			
	ら記載内容の見直し			
## 10 V/h		亚子 01 左 7 日 04 日	亚代的 左0月 11月	亚子 01 左 0 目 10 目
第19次	・運転条件の設定時期、制御棒操作手	平成 21 年 7 月 24 日	平成 21 年 9 月 11 日	平成 21 年 9 月 18 日
改正	順書の作成時期及び反応度測定検査	21 原機(も)194	平成 21・07・24 原第 9 号	
	の確認時期の明確化	平成 21 年 9 月 8 日		
	<ul><li>熱的制限値の最高線出力密度を燃料</li></ul>	21 原機(も)304		
	最高温度に変更	で一部補正		
	・原子炉起動前に確認する事項の見直	C 11111111		
	L			
	・ナトリウムの漏えい監視に係る運転			
	上の制限の見直し			
	<ul><li>新燃料、照射済燃料、使用済燃料等</li></ul>			
	の定義の明確化			
	・「燃料の取替等」を「炉心構成要素等			
	の取替等」に変更			
	・記載の適正化、表記の統一の観点か			
	ら記載内容の見直し			
第 20 次	<ul><li>原子炉起動前、停止後の措置の性能</li></ul>	平成 21 年 10 月 30 日	平成 22 年 1 月 29 日	平成 22 年 2 月 1 日
改正	試験期間中の扱いの明確化	21 原機(も)396	平成 21 · 10 · 30 原第 24 号	1,90,00 1 0,71 1
LX II.		21 床(域(も) 390	一个成 21、10、30 冰岩 24 万	
	<ul><li>試験使用期間中の特例の手続きの見</li></ul>			
	直し			
	・崩壊熱及び他の残留熱の除去に係る			
	系統の適用除外の手続きの見直し			
	・記載の適正化、表記の統一の観点か			
	ら記載内容の見直し			
total and all		T-00 F F F 10 F	T-A 00 F 11 F F	T-100 F 11 F 0 F
第 21 次	・JEAC4111 改定等に伴う品質保証の見	平成 22 年 7 月 16 日	平成 22 年 11 月 5 日	平成 22 年 11 月 8 日
改正	直し	22 原機(も)188	平成 22・07・21 原第 34 号	
	・記載の適正化、表記の統一の観点か	平成 22 年 10 月 25 日		
	ら記載内容の見直し	22 原機(も)493		
	- "- "	で一部補正		
<b>第99</b> 版	. 延売開発所配になる必要の用に併す	平成23年4月6日	平成 23 年 5 月 6 日	平成 23 年 5 月 7 日
第 22 次	・研究開発段階にある発電の用に供する原子原の記器、医転放に関する思想			十八人3 十 3 月 1 日
改正	る原子炉の設置、運転等に関する規則	23 原機(も)007	平成 23・04・06 原第 19 号	
	の改正(平成23年3月30日公布)に	平成 23 年 4 月 22 日		
	伴う見直し	23 原機(も)049		
	・実用発電用原子炉の設置、運転等に	で一部補正		
	関する規則のうち、運転上の制限の解			
	釈の見直しに準ずる見直し			
the on M		亚子 oc 左 c □ : = □	T-100 F 0 F 0 F 0	₩₽ 00 ₽ 10 ₽ 1 ₽
第 23 次	・危機管理業務の一元化及び品質保証	平成23年6月17日	平成23年9月27日	平成 23 年 10 月 1 日
改正	業務への特化に伴う見直し	23 原機(も)163	平成 23・06・17 原第 11 号	
	・記載の適正化、表記の統一の観点か	平成 23 年 9 月 7 日		
	ら記載内容の見直し	23 原機(も)310		
		で一部補正		
第 24 次	・原子力安全・保安院指示に基づき、	平成 24 年 11 月 19 日	平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 4 月 8 日
改正	事故由来放射性物質の降下物の影響	24 原機(も)456	原管 P 収第 121119001 号	1/24 = 2 1 2/4 2 1
少止	確認を追加	平成 25 年 3 月 12 日	WY E I WAY 121110001 A	
	・原子力規制委員会設置法施行に伴う	24 原機(も)710		
	見直し	で一部補正		
			i	

				,
	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 25 次	・原子力規制委員会設置法の一部の施	平成 25 年 10 月 3 日	平成 26 年 4 月 11 日	平成 26 年 4 月 16 日
改正	行に伴う関係規則の整備等に伴う変	25 原機(も)351	原規規発第 1404112 号	
LX III.		平成 26 年 3 月 19 日	///////////////////////////////////////	
	更			
	・敦賀本部を除く機構の組織改編に伴	25 原機(も)730		
	う見直し	で一部補正		
	<ul><li>・モニタリングカーの更新に伴う見直</li></ul>	平成 26 年 3 月 28 日		
	し	25 原機(も)749		
	_	で一部補正		
	・記載の適正化、表記の統一の観点か			
	ら記載内容の見直し			
第 26 次	・ 組織変更に伴う、第4条(保安に関	平成26年8月4日	平成26年9月24日	平成26年10月1日
改正	する組織)、第5条(職務)及びその他	26 原機(も)195	原規規発第1409241号	
3(111	組織の変更に伴う関連条文の変更	20 ////20 (0) 100	////yd/yd/yd/yd/yd/yd/yd/yd/yd/yd/yd/yd/	
	・電源機能等喪失時の体制の整備の			
	所管課長の追加に伴う、第 24 条の 2			
	(電源機能等喪失時の体制の整備) の			
	変更			
	・その他、表現の適正化に係る見直し			
## 07 VL		<b>元₽00</b> 年0月00日	WHOOK 0 E 01 E	<b>亚色00年4月4月</b>
第 27 次	・ 研究開発段階発電用原子炉の設	平成28年2月26日	平成28年3月31日	平成28年4月1日
改正	置、運転等に関する規則の改正(平	27原機(も)568	原規規発第 16033129号	
	成 27 年 8 月 31 日公布) に伴う、第	平成28年3月11日		
	89条(線量の評価)、第 106条の 2	27原機(も)598		
	(緊急作業従事者の選定)、第109条	で一部補正		
	(非常時対処訓練)及び第113条の2	C HAILITT		
	(緊急作業従事者の線量管理等) の			
	変更			
	・ 法人名称の変更に伴う見直し			
第 28 次	・ 組織改編に伴う変更	平成30年2月9日	平成30年3月28日	平成30年4月1日
改正	· 「国立研究開発法人日本原子力研	29原機(も)423	原規規発第1803269号	. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	究開発機構高速増殖原型炉もんじ	平成30年3月9日	//\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/	
	ゅの廃止措置段階における保安規	29原機(も)471		
	定の認可の審査に関する考え方」	で一部補正		
	に基づく変更	平成30年3月19日		
	・ その他、表現の適正化に係る見直	29原機(も)489		
	この他、仮見の過血性に所も知道	で一部補正		
第 29 次	・性能維持施設の機器レベルでの明	平成 30 年 6 月 28 日	平成 30 年	
改正		1 / / - 1		平成 30 年 9 月 25 日
	確化に伴う変更		9月13日	
	・設備・機器の保守管理に係る条文の	平成30年8月8日	原規規発第	
	承認プロセス及び責任者の明確化		1809133 号	
	<ul><li>資機材、標識等の点検及び下部規定</li></ul>	で一部補正		
	との関係に係る変更			
	・ 事業者自主検査の実施体制の明確			
	化に係る変更			
	・ その他、表現の適正化に係る見直し			
第 30 次	・燃料取出し操作訓練のために必要	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	今和元年7日1日	今和元年 7 月 1 C 日
改正			令和元年7月1日	令和元年7月16日
	となる中性子しゃへい体を追記。	令 01 原機(も)041	原規規発第 1907016 号	
	【第 13 条、第 67 条の 6】			
	・ 今後、缶詰処理を行わないため、缶			
	詰処理に関する記載を削除。【第71			
	条の 2】			
	<ul><li>缶詰缶に収納しないブランケット</li></ul>			
	燃料集合体を予備ラックに収納で			
	きるように燃料池の配置図を変更。			
	るよりに燃料他の配直図を変更。 【別図 71 の 2−1】			
	【かり凶 (1 V) 2-1】			
I		l	į.	1

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第31次 改正	<ul><li>維持期間終了後の事業者自主検査の扱いの明確化【第103条の3】</li><li>炉心構成要素の性能維持の管理の即2004年</li></ul>	令和元年 11 月 13 日 令 01 原機(も)215	令和元年 12月13日 原規規発第1912136号	令和元年 12 月 23 日
	明確化【第 103 条、第 73 条の 2 (新規)】 ・ その他、記載の適正化 【第 1 条、別図 3-2、別表 3-2、第 14 条、別表 25-2、別表 103 等】			
第 32 次 改正	・燃料体の地震時に対する構造健全性を確認した模擬燃料体等の装荷位置に、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を装荷することを確認する旨の追記【第71条】・模擬炉心構成要素又は固定吸収体装荷位置を示す図の追加【別図71-1(新規)】	令和元年7月22日 令01原機(も)093 令和元年11月13日 令01原機(も)214 で一部補正	令和 2 年 5 月 29 日 原規規発第 2005295 号	令和2年6月12日